

平成29年度 第三者評価

平成28年度
清和大学短期大学部
自己点検・評価報告書

平成29年6月

目次

自己点検・評価報告書	2
1. 自己点検・評価の基礎資料	3
2. 自己点検・評価の組織と活動	20
3. 提出資料・備付資料一覧	23
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	32
テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神	33
テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果	36
テーマ 基準Ⅰ-C 自己点検・評価	44
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画	46
◇ 基準Ⅰについての特記事項	46
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	47
テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程	50
テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援	62
基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画	79
◇ 基準Ⅱについての特記事項	79
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	80
テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源	82
テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源	91
テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源	96
テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源	99
基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画	104
◇ 基準Ⅲについての特記事項	104
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	105
テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ	107
テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ	110
テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス	113
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画	118
◇ 基準Ⅳについての特記事項	118
【選択的評価基準：職業教育の取り組みについて】	119
【選択的評価基準：地域貢献の取り組みについて】	124

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、一般財団法人短期大学基準協会の第三者評価を受けるために、清和大学短期大学部の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

平成29年6月23日

理事長

真板 竜太郎

学長

真板 竜太郎

A L O

竹内 直人

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

■ 学校法人君津学園の沿革

- 昭和 21 年 4 月 木更津市に英語講習所設立
 昭和 24 年 2 月 君津学園（各種学校）設立
 昭和 26 年 4 月 木更津高等家政女学校設立
 昭和 35 年 8 月 学校法人君津学園設立
 昭和 38 年 4 月 木更津中央高等学校設立
 昭和 42 年 4 月 清和女子短期大学幼児教育科設立
 昭和 43 年 4 月 清和女子短期大学附属八重原幼稚園設立
 昭和 46 年 4 月 清和女子短期大学附属畑沢幼稚園設立
 昭和 48 年 4 月 清和女子短期大学附属高等学校設立
 木更津高等家政女学校廃校
 昭和 51 年 4 月 清和女子短期大学幼児教育科を児童教育学科に改組
 昭和 52 年 4 月 清和女子短期大学附属金田幼稚園設立
 昭和 58 年 4 月 市原中央高等学校設立
 平成 6 年 4 月 清和大学設立
 平成 15 年 4 月 清和女子短期大学を清和大学短期大学部（男女共学）と名称変更
 木更津中央高等学校と清和女子短期大学附属高等学校を発展的に統合し、木更津総合高等学校を設立
 平成 17 年 4 月 清和大学法学部法律学科に 3 コースを新設

■ 清和大学短期大学部の沿革

- 昭和 41 年 9 月 文部省に清和女子短期大学の設置認可申請
 昭和 42 年 1 月 文部省より清和女子短期大学の設置を認可される
 昭和 42 年 4 月 清和女子短期大学幼児教育科開設（入学定員 100 名）
 昭和 43 年 4 月 厚生省より保母養成施設としての指定をうける
 昭和 43 年 4 月 清和女子短期大学附属八重原幼稚園設立
 昭和 46 年 4 月 清和女子短期大学附属畑沢幼稚園設立
 昭和 48 年 4 月 清和女子短期大学附属高等学校設立
 昭和 51 年 4 月 幼児教育科を児童教育学科に改組
 初等教育専攻入学定員 50 名、幼児教育専攻入学定員 50 名
 小学校教諭及び幼稚園教諭二種免許状授与の課程認定
 昭和 52 年 4 月 清和女子短期大学附属金田幼稚園設立
 平成 6 年 4 月 初等教育専攻の入学定員を 30 名に変更
 平成 15 年 4 月 男女共学とし名称を清和大学短期大学部に変更
 平成 18 年 4 月 児童教育学科を児童総合学科に変更 幼児教育専攻を幼児教育・福祉専攻に改め、入学定員を 50 名から 90 名に増加

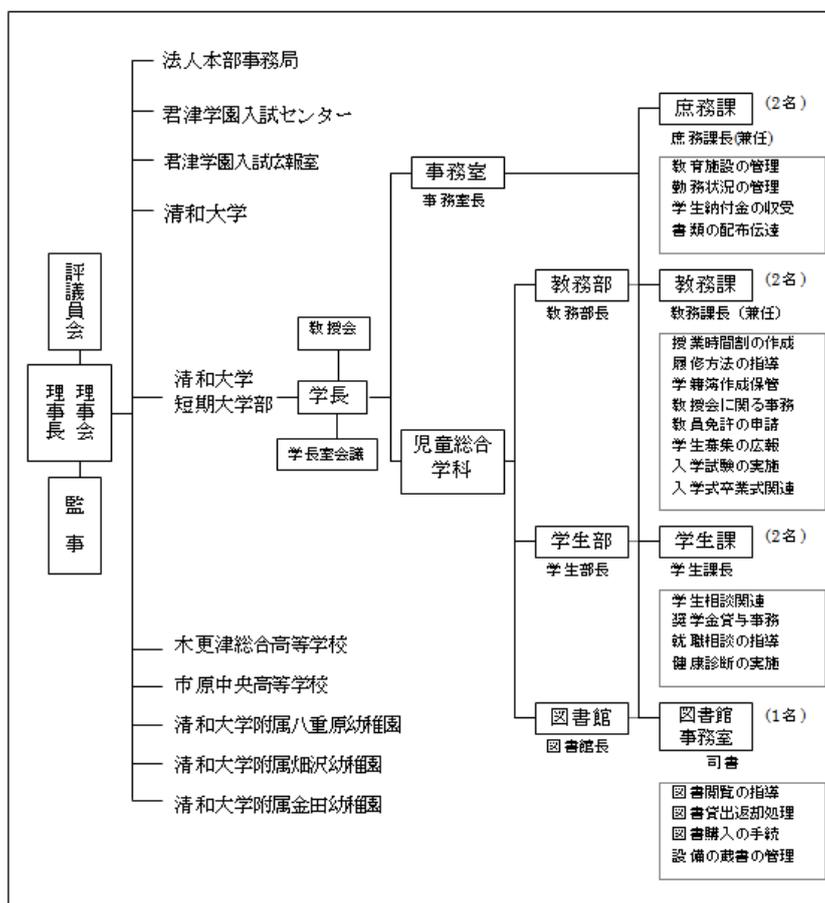
(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 29 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
清和大学	木更津市東太田 3-4-5	190	760	720
清和大学短期大学部	木更津市東太田 3-4-2	120	240	169
木更津総合高等学校	木更津市東太田 3-4-1	720	2160	2110
市原中央高等学校	市原市土宇 1481-1	350	1050	893
清和大学附属八重原幼稚園	君津市南子安 1377	—	340	297
清和大学附属畑沢幼稚園	木更津市畑沢 3-9-1	—	270	248
清和大学附属金田幼稚園	木更津市中島 1250	—	100	67

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 29 年 5 月 1 日現在



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

本学は千葉県中央部西側の東京湾に面する木更津市に位置する。

木更津市は、中世から港町として発展した。現在は東京湾アクアラインが開通し、東京、神奈川に短時間で移動できるようになった。木更津市は自然豊かな房総丘陵の末端にある商業地域で、街中を JR 内房線が貫通する。本学がある太田地域は、閑静な住宅地であり、また、小学校や幼稚園などが点在しており、市内でも有数の文教地域である。

木更津市は開始当時の人口は約 3 万人であったが、近隣の町村の合併により人口が増加し、富来田町との合併時には 8 万 6 千人となった。1960 年代には千葉県内房地域の海岸線が工業地として整備され、重化学工業メーカーの進出により、さらに人口が増加、1976 年には 10 万人を超え、1985 年には 12 万人となり、バブル崩壊で人口は減少したが、1997 年からは増加傾向になっている。2013 年には 13 万人を超え、2016 年現在、人口は約 13 万 3 千人となっている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合

	地域	24年度		25年度		26年度		27年度		28年度	
		人数 (人)	割合 (%)								
主 な 都 道 府 県	青森	1	1.11					1	0.94		
	宮城	1	1.11	1	0.93						
	秋田			1	0.93	1	1.10				
	茨城	1	1.11								
	千葉	83	92.22	101	94.39	86	94.51	103	97.17	88	100.00
	東京	1	1.11	1	0.93	1	1.10				
	神奈川	1	1.11	1	0.93	1	1.10				
	新潟			1	0.93						
	静岡					1	1.10				
	島根							1	0.94		
	長崎					1	1.10				
鹿児島			1	0.93							
その他		2	2.22					1	0.94		
合計		90	100	107	100	91	100	106	100	88	100

■ 地域社会のニーズ

「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から施行され、保育の量的拡充や幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、地域の子ども・子育て支援の充実が進められる。各市町村では地域のニーズに応じた「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定することになっており、地域における保育士養成、幼児教育者養成を担う本学の役割は大きいと考えられる。木更津市をはじめ、近隣の君津市、富津市、袖ヶ浦市を中心に、千葉市から館山市、鴨川市にかけて、千葉県南西部からの求人が毎年多数寄せられている。学生は本学で取得可能な免許・資格を活かし就職している。

平成 28 年度、本学への求人は、保育所 122 件、幼稚園 47 件、福祉施設 32 件、一般企業 22 件であった。そのうち、県内からの求人は、保育所 110 件、幼稚園 41 件、福祉施設 28 件で県内からの求人が多い傾向は例年のとおりである。

■ 地域社会の産業の状況

木更津市は古くから南房総の物流拠点として発展し、太平洋戦争中は軍関連の施設を置く軍都として人口が増加した。戦後の高度経済成長期には、千葉県内房地区が京葉工業地域として発展を遂げ、隣の君津市に八幡製鐵（現新日鐵住金）君津製鐵所が誘致されるにいたって、製鐵所関係者とその家族が移住し人口が著しく増加した。それにともない、木更津市駅前に大手百貨店が進出し、県南地域の商業都市として好況を呈するが 1990 年代初頭のバブル崩壊により好況から不況へと転じた。

1980 年代、千葉県新三角産業構想に基づき、木更津市はかずさアカデミアパーク構想の母都市と位置づけられ、その一環として東京湾横断道路建設、いわゆるアクアラインが建設された。アクアラインの開通により、対岸の京浜地区と人事交流、物流により経済活動への好影響が期待されたが、期待される経済効果が見られず、商圏人口も減少した。2009 年からのアクアライン料金値下げにより、交通量の増加とともに経済活性化の効果が表れつつある。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の第三者評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について（領域別評価票における指摘への対応は任意）

改善を要する事項 (向上・充実のための課題)	対策	成果
<p>評価領域Ⅱ 教育の内容 短期大学全体のファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を推進する組織として、平成 23 年度に FD 委員会等を設置予定である。授業改善に向けて一層の組織的な活動が望まれる。</p>	<p>平成 23 年度に教育改善（FD）委員会が設置された。授業評価アンケート結果を各教員に配布し授業改善に役立てるとともに、シラバスについて検討した。平成 23 年度から複数科目で授業公開し相互評価を行った。平成 25 年度から総合保育演習を全専任教員担当とし、相互評価を行う体制を作った。</p>	<p>授業評価アンケートの結果に基づき、各授業の評価方法、授業内容について改善が見られた。教育改善（FD）委員会、教務委員会、実習委員会の協議により、総合保育演習の授業内容、演習内容の大幅な変更、改善が見られた。</p>
<p>評価領域Ⅲ 教育の実施体制 各教員の担当コマ数の基準を週 5 コマとしながら、専門によって大幅に超過している教員が存在していることから、担当コマ数の均一化へ向けての改善努力が望まれる。</p>	<p>担当コマ数が超過している教員の担当コマ数を複数担当とすることで減らし、科目によっては非常勤講師を採用した。</p>	<p>第三者評価時点での超過コマ数は改善されたものの、依然として各教員の担当コマ数は超過傾向にある。今後もカリキュラムの見直しと担当の割り当てを検討していく必要がある。</p>
<p>評価領域Ⅸ 財務 余裕資金があるものの、短期大学部門及び学校法人全体が支出超過であり、財務体質の改善が望まれる。</p>	<p>財務体質の改善のため、学生・生徒の募集体制強化に努めると共に、定年退職者等の補充を効率的に実施した。また、各種経費についても全教職員の意識の向上を図り、節減に努めた。</p>	<p>平成 21 年度決算における帰属収支差額は、法人全体で約 2 億 8 千万円の赤字であり、短期大学部門においては、約 6 千 3 百万円の赤字であったが、財務は改善傾向であり、平成 28 年度決算においては、法人全体で約 2 億 5 千 9 百万円の黒字に転換し、短期大学部門においては、約 6 百万円の赤字であるものの、大幅な改善を果たすことができている。</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について
特になし。
- ③ 過去7年間に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において留意事項が付された短期大学は、留意事項及びその履行状況を記述する。
特になし。

(6) 学生データ（学校基本調査のデータを準用）

① 入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	備考
児童総合学科 初等教育専攻	入学定員	30	30	30	30	30	
	入学者数	8	2	7	4	4	
	入学定員充足率(%)	26%	6%	23%	13%	13%	
	収容定員	60	60	60	60	60	
	在籍者数	12	8	9	10	8	
	収容定員充足率(%)	20%	13%	15%	16%	13%	
児童総合学科 幼児教育・ 福祉専攻	入学定員	90	90	90	90	90	
	入学者数	99	89	99	84	77	
	入学定員充足率(%)	110%	98%	110%	93%	85%	
	収容定員	180	180	180	180	180	
	在籍者数	181	180	185	183	161	
	収容定員充足率(%)	100%	100%	102%	101%	89%	

② 卒業生数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
児童総合学科 初等教育専攻	1	4	5	2	4
児童総合学科 幼児教育・福祉専攻	80	75	88	82	89
合計	81	79	93	84	93

③ 退学者数（人）

区分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
児童総合学科 初等教育専攻	2	3	0	1	2
児童総合学科 幼児教育・福祉専攻	13	15	6	4	10
合計	15	18	6	5	12

④ 休学者数（人）

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
児童総合学科 初等教育専攻	0	1	0	2	1
児童総合学科 幼児教育・福祉専攻	2	3	4	6	7
合 計	2	4	4	8	8

⑤ 就職者数（人）

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
児童総合学科 初等教育専攻	0	1	5	2	4
児童総合学科 幼児教育・福祉専攻	70	60	66	71	77
合 計	70	61	71	73	81

⑥ 進学者数（人）

区 分	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
児童総合学科 初等教育専攻	0	1	0	0	0
児童総合学科 幼児教育・福祉専攻	0	0	0	0	0
合 計	0	1	0	0	0

(7) 短期大学設置基準を上回っている状況・短期大学の概要

① 教員組織の概要（人）

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
児童総合学科 初等教育専攻	3	1	4	0	8	4	/	2	0	10	教育学・ 保育学 関係
児童総合学科 幼児教育・福祉専攻	3	3	4	1	11	6	/	2	0	7	
（小計）	6	4	8	1	19	① 10	/	③ 4	0		
〔その他の組織等〕							/				
短期大学全体の 入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	/	/	/	/	/	/	② 3	④ 1			
（合計）	6	4	8	1	19		①+② 13	③+④ 5		17	

※学長は除く

② 教員以外の職員の概要（人）

	専任	兼任	計
事務職員	6	0	6
技術職員	0	0	0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1	0	1
その他の職員	0	2	2
計	7	0	7

③ 校地等 (㎡)

校地等	区 分	専 用 (㎡)	共 用 (㎡)	共用する 他の学校 等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	在籍学生 一人当 たりの面積 (㎡)	備考 (共 用の状況 等)
	校舎敷地	5,584	—	—	5,584	2,400	85.8 〔イ〕	
	運動場用地	8,909	—	—	8,909			
	小 計	14,493	—	—	14,493 〔ロ〕			
	その他	4,494	—	—	4,494			
	合 計	18,987	—	—	18,987			

④ 校舎 (㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学 校等の専用 (㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)	備考 (共用の 状況等)
校舎	3,681	1,167	10,624	15,472	2,600	清和大学

⑤ 教室等 (室)

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
5	5	3	1	0

⑥ 専任教員研究室 (室)

専任教員研究室
10

⑦ 図書・設備

学科・専攻課程	図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕(種)		視聴覚 資料 (点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)		電子ジャーナル 〔うち外国書〕			
児童総合学科	23,394 (1,830)	121 (23)	0	357	4	0
計	23,394 (1,830)	121 (23)	0	357	4	0

図書館	面積 (㎡)	閲覧座席数	収納可能冊数
		276	48
体育館	面積 (㎡)	体育館以外のスポーツ施設の概要	
	1,167	特になし	

(8) 短期大学の情報の公表について

- 平成 29 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

	事項	公表方法等
1	大学の教育研究上の目的に関する事	ホームページ、学生便覧
2	教育研究上の基本組織に関する事	ホームページ、学生便覧
3	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事	ホームページ
4	入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事	ホームページ、学生便覧、入学試験要項、就職の手引き
5	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事	ホームページ、学生便覧、シラバス
6	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関する事	ホームページ、学生便覧、シラバス
7	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事	ホームページ、学生便覧
8	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	入学試験要項

	事項	公表方法等
9	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生便覧

ホームページのアドレス <http://www.seiwa-jc.ac.jp/>

②学校法人の財務情報の公開について

事項	公開方法等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	学園のホームページに財務状況として、財産目録、収支計算書、事業報告、監査報告書を掲載している。

ホームページのアドレス <http://www.seiwa-univ.ac.jp/about/publication.html>

(9) 各学科・専攻課程ごとの学習成果について（平成 28 年度）

■ 学習成果をどのように規定しているか。

本学の学習成果は、建学の精神に基づき、初等教育専攻及び幼児教育・福祉専攻の教育目標として定められている。初等教育専攻の教育目標は、「専門性を活かし、人間性豊かな教育者の育成を目的とする」であり、幼児教育・福祉専攻の教育目標は、「専門的知識の修得と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献できる保育者の養成を目的とする」である。各専攻の教育目標に基づき、小学校教員免許、幼稚園教員免許、保育士資格の習得を目指すための教育課程が組まれている。教育課程における学習成果は、学生便覧及びシラバスに明記され、シラバスでは科目ごとの到達目標、評価方法が述べられている。

特に 1 年次卒業必修科目である「総合保育演習」においては、学生が本学における教育課程を通じて身につけるべき態度（「意欲・積極性」「責任感」「協調性」「探究心」「社会性」）を定め、この観点に基づいて全専任教員が協議し、評価を行っている。この観点は、「基礎演習」（1 年次ゼミ）及び「専門演習」（2 年次ゼミ）、さらに学内のさまざまな行事において学生に周知し、授業や行事の内容や方法にも反映させている。

■ どのように学習成果の向上・充実を図っているか。

学習成果については、各教員がシラバスに明記した到達目標を学生が達成できたかどうか、定期試験やレポート等に基づき査定している。資格取得に必要な実習科目（「教育実習Ⅱ」及び「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」）「総合保育演習」並びに「基礎演習」については、全専任教員の協議で行われている。外部の実習先が評価を行う実習科目は、各実習先による評価の偏りを少なくするために実習評価票についての検討を繰り返し、各評価の基準を数値として示すとともに、学内での判断基準も評価票に明記するなどの変更を行った。また、各科目において授業アンケートを年に 2 回、前期末と後期末に実施している。その結果を各教員にフィードバックし、今後の授業の改善に活用できる体制をとっている。授業の一環として行われる「おはなし会」「卒業記念発表会」の実施や「専門演習要旨集」の刊行も

学習成果を査定する機会となっている。

教育課程及び免許・資格取得のためのカリキュラムの向上・充実を目指し、教務委員会、実習委員会並びに教育改善(FD)委員会で教育課程の検討を行い、その改善案等を専任教員協議会（全専任教員が参加）で協議し、協議会で出された意見を踏まえ、再びそれぞれの委員会で議論を重ねるという PDCA サイクルの循環を図っている。また、「真心教育」という建学の精神が達成されているかどうか、卒業生の就職先へのアンケート調査を実施して教育効果を確認し、その結果を専任教員全員で検証することを通して、より質の高い教育の提供に結び付けるという PDCA サイクルを実施している。

(10) オフキャンパス、遠隔教育、通信教育、その他の教育プログラム（平成 28 年度）
特になし。

(11) 公的資金の適正管理の状況（平成 28 年度）

公的研究費の不正使用を防止し、適正かつ効率的な研究費の管理・監査を行うため、「清和大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止に関する規則」及び「清和大学短期大学部科学研究費補助金事務処理規程」を定め、不正防止に努めている。

平成 26 年 2 月の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」改正を受け、「清和大学短期大学部科学研究費補助金事務処理規程」を平成 28 年 2 月に改正した。また、平成 26 年 8 月の「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」第 4 条 1 項及び第 2 項に基づき、平成 28 年 3 月に「清和大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止に関する規則」を制定し、教職員の研究活動上の不正行為防止及び同行為への措置に関して必要な事項を定めた。改正後のガイドラインに準拠した内容を考慮し、最高管理責任者を学長、統括責任者及びコンプライアンス責任者を教務部長、不正防止推進担当者を研究委員長、事務処理及び不正行為防止計画の推進は庶務課が担当する体制をとり、経費の管理は法人事務局長に委託している。

公的研究費に関するルールに関しては、助成を受けた資金の使用ルールについて、助成を受けた研究者を対象に、平成 28 年 6 月 28 日に「研究活動における適正な研究費の使用」について、法人経理担当者、事務室長、庶務課職員から法人応接室で、その説明をおこない、資金の執行方法について説明を行った。なお、平成 28 年 6 月 16 日には、「研究に関する不正防止研修」及び「研究に関するコンプライアンス教育」を研究委員長及び事務室長が行った。加えて、研究者本人には、平成 28 年 11 月 29 日に「学術シンポジウム「～科学研究のよりよき発展と倫理の確立を目指して～」への研修参加を指示し、本人の倫理意識の啓発を図った。

内部監査は、平成 29 年 5 月 8 日に、法人事務局長及び短期大学部事務室長が担当し、資金の執行の窓口となっている庶務課職員の報告に基づいて実施した。

なお、関係業者及び助成を受けている教員には誓約書の提出を求めている。

(12) 理事会・評議員会の開催状況（平成26年度～平成28年度）

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
理事会	6人	6人	平成26年5月28日 11:00～11:30	6人	100%	0人	2/2
		6人	平成26年7月3日 11:30～11:55	6人	100%	0人	1/2
		6人	平成26年10月7日 11:00～11:50	6人	100%	0人	1/2
		6人	平成26年10月23日 14:10～14:40	6人	100%	0人	1/2
		6人	平成26年10月23日 15:55～16:10	6人	100%	0人	1/2
	7人	7人	平成26年11月1日 15:00～15:20	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成26年11月28日 11:00～11:20	7人	100%	0人	0/2
		7人	平成27年1月20日 15:30～15:50	7人	100%	0人	0/2
		7人	平成27年2月16日 13:40～14:00	7人	100%	0人	0/2
		7人	平成27年3月24日 13:30～14:10	7人	100%	0人	2/2
		7人	平成27年5月28日 10:50～11:20	7人	100%	0人	2/2
		7人	平成27年6月29日 13:50～14:00	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成27年8月6日 13:50～14:00	7人	100%	0人	0/2
		7人	平成27年11月18日 11:35～12:05	7人	100%	0人	1/2
	6人	6人	平成27年11月27日 13:10～13:15	6人	100%	0人	2/2
7人	7人	平成27年11月27日 13:30～13:50	7人	100%	0人	2/2	

清和大学短期大学部

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
理事会	7人	7人	平成27年12月25日 14:20~14:30	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成28年2月29日 14:25~14:40	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成28年3月19日 11:45~12:10	7人	100%	0人	2/2
		7人	平成28年5月27日 13:25~14:20	6人	85.7%	0人	2/2
		7人	平成28年7月21日 13:35~14:00	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成28年8月29日 11:40~11:50	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成28年11月21日 11:55~12:30	7人	100%	0人	2/2
		7人	平成28年12月9日 12:00~12:20	6人	85.7%	0人	2/2
		7人	平成29年2月23日 11:30~11:50	7人	100%	0人	1/2
		7人	平成29年3月23日 11:00~11:30	7人	100%	0人	2/2
評議員会	16~ 21人	18人	平成26年5月28日 10:45~11:00	13人	72.2%	0人	2/2
		18人	平成26年5月28日 11:40~12:05	13人	72.2%	0人	2/2
		18人	平成26年7月3日 11:00~11:20	13人	72.2%	0人	1/2
		18人	平成26年10月7日 10:10~10:50	13人	72.2%	0人	1/2
		18人	平成26年10月23日 13:50~14:05	13人	72.2%	0人	1/2
		18人	平成26年10月23日 15:30~15:45	13人	72.2%	0人	1/2

清和大学短期大学部

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率(b/a)	意思表示出席者数	
評議員会	17～ 22人	19人	平成26年11月28日 10:30～10:50	14人	73.7%	0人	0/2
		19人	平成27年1月20日 15:00～15:25	14人	73.7%	0人	0/2
		19人	平成27年2月16日 13:00～13:30	14人	73.7%	0人	0/2
		19人	平成27年3月24日 11:30～12:00	14人	73.7%	0人	2/2
		19人	平成27年5月28日 10:30～10:40	14人	73.7%	0人	2/2
		19人	平成27年5月28日 11:30～12:00	14人	73.7%	0人	2/2
		19人	平成27年6月29日 13:30～13:50	14人	73.7%	0人	1/2
		19人	平成27年8月6日 13:30～13:45	14人	73.7%	0人	0/2
		19人	平成27年11月18日 11:00～11:30	14人	73.7%	0人	1/2
	16～21 人	18人	平成27年11月27日 13:00～13:10	13人	72.2%	0人	2/2
		18人	平成27年11月27日 13:15～13:30	13人	72.2%	0人	2/2
		18人	平成27年12月25日 14:00～14:15	13人	72.2%	0人	1/2
		18人	平成28年3月19日 11:00～11:40	13人	72.2%	0人	2/2
		18人	平成28年5月27日 13:00～13:20	12人	66.7%	0人	2/2
		18人	平成28年5月27日 14:30～14:55	12人	66.7%	0人	2/2
18人		平成28年7月21日 13:00～13:25	12人	66.7%	0人	1/2	

清和大学短期大学部

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出 席状況
	定員	現員(a)		出席評議 員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
評 議 員 会	16~21 人	18人	平成28年11月21日 11:20~11:45	12人	67%	0人	2/2
		18人	平成29年2月23日 11:00~11:20	12人	67%	0人	1/2
		18人	平成29年3月23日 10:30~10:50	11人	61%	0人	2/2

(13) その他
特になし。

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

学長	真板 竜太郎
副学長	橋口 武信
教務部長	原 信夫
教務副部長	竹内 直人
学生部長	平田 和世
図書館長	古川 哲也
入試委員長	古川 哲也
研究委員長	圓谷 加陽子
就職委員長	平田 和世
実習委員長	原 信夫
事務室長	天羽 正博
君津学園事務局長	真板 陽介
ALO	竹内 直人

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



※短期大学設置基準第三十五条三の新設に伴い、職員能力開発向上（SD）委員会を設置した。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

「清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則」では、自己点検・評価の活動内容を以下の16項目と定めている。

「理念・目的」「教育研究組織」「教育内容・方法」「学生の受け入れ」
 「学生生活」「研究環境」「社会貢献」「教員組織」「事務組織」「施設・設備」
 「図書・電子媒体等」「管理運営」「財務」「自己点検・評価」
 「情報公開・説明責任」「その他」

これらの内容について担当する委員会を定め、日常的に自己点検・評価を実施する体制をとっている。

自己点検・評価委員会は、前期（毎年4月）に前年度の自己点検・評価について検討事項を話し合い、後期（10月）までに各委員会において、その事項について検討を行い、自己点検・評価報告書を分担執筆する体制をとっている。自己点検・評価委員会は、10月と12月に各委員会の報告をもとに自己点検・評価報告書のまとめを行い、1月末に報告書を完成させる。

平成28年度の自己点検・評価報告書は、平成29年度第三者評価の資料でもあるため例年と異なり、平成28年7月から検討事項の検討に入り、各委員会での協議を経て、平成29年1月から分担執筆を行い、4月から5月にかけて最終的な検討をして完成させた。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成28年度を中心に）

年月日	活動	内容
平成28年4月14日	第1回自己点検・評価委員会	平成27年度の自己点検・評価について検討事項の確認
平成28年4月	平成29年度第三者評価の決定	平成29年度第三者評価に向けたスケジュールの確認
平成28年7月14日	第2回自己点検・評価委員会	平成28年度の自己点検・評価について検討事項の確認
平成28年8月25日	平成29年度第三者評価 ALO 説明会	ALO、教務部長が参加
平成28年10月6日	第3回自己点検・評価委員会	平成27年度自己点検・評価報告書 分担執筆の締め切り 平成28年度自己点検・評価の検討事項の確認
平成28年12月20日	第4回自己点検・評価委員会	平成27年度自己点検・評価報告書の内容確認

清和大学短期大学部

平成 29 年 1 月 31 日	平成 27 年度自己点検・評価報告書の完成 第 5 回自己点検・評価委員会	平成 27 年度自己点検・評価報告書の完成 平成 28 年度自己点検・評価報告書 分担執筆依頼
平成 29 年 2 月～4 月	平成 28 年度自己点検・評価報告書の作成 検討と分担執筆	平成 28 年度自己点検・評価報告書 各委員会、事務室での検討
平成 29 年 4 月 25 日	第 5 回自己点検・評価委員会	平成 28 年度自己点検・評価報告書 分担執筆の締め切り 報告書内容の確認
平成 29 年 5 月 16 日	第 6 回自己点検・評価委員会	平成 28 年度自己点検・評価報告書 最終確認と訂正箇所の確認
平成 29 年 6 月	平成 28 年度自己点検・評価の完成	平成 28 年度自己点検・評価の完成

3. 提出資料・備付資料一覧

＜提出資料一覧表＞

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物	1.学生便覧 [平成 28 年度] 2.真心教育の本義 3.ウェブサイト「建学の精神」 http://www.seiwa-jc.ac/about/aim.html
B 教育の効果	
学則	4. 清和大学短期大学部学則
教育目的・目標についての印刷物	1.学生便覧 [平成 28 年度] 5.ウェブサイト「3つのポリシー」 http://www.seiwa-jc.ac/about/policy.html
学生が獲得すべき学習成果についての印刷物	1.学生便覧 [平成 28 年度] 5.ウェブサイト「3つのポリシー」 http://www.seiwa-jc.ac/about/policy.html
C 自己点検・評価	
自己点検・評価を実施するための規程	6.清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
学位授与の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 5.ウェブサイト「3つのポリシー」 http://www.seiwa-jc.ac/about/policy.html
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 5.ウェブサイト「3つのポリシー」 http://www.seiwa-jc.ac/about/policy.html
入学者受け入れ方針に関する印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度] 5.ウェブサイト「3つのポリシー」 http://www.seiwa-jc.ac/about/policy.html
カリキュラムに対応した授業科目担当者一覧	7. 授業科目担当者一覧表 [平成 28 年度] 8. 時間割表 [平成 28 年度]
シラバス	9. シラバス [平成 28 年度]
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のために配付している印刷物	1. 学生便覧 [平成 28 年度]
短期大学案内（2年分）	10. 大学案内 [平成 28 年度] 11. 大学案内 [平成 29 年度]
募集要項・入学願書（2年分）	12. 学生募集要項（入学願書を含む） [平成 28 年度] 13. 学生募集要項（入学願書を含む） [平成 29 年度]

報告書作成マニュアル記載の提出資料	資料番号・資料名
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「活動区分資金収支計算書（学校法人全体）」[書式 1]、「事業活動収支計算書の概要」[書式 2]、「貸借対照表の概要（学校法人全体）」[書式 3]、「財務状況調べ」[書式 4]、「資金収支計算書・消費収支計算書の概要」[書式 5]	14. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）[平成 28 年度] 15. 事業活動収支計算書の概要 [平成 28 年度] 16. 貸借対照表の概要（学校法人全体）[平成 28 年度] 17. 財務状況調べ [平成 26 年度～平成 28 年度] 18. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要 [平成 26 年度～平成 28 年度]
資金収支計算書・資金収支内訳表（過去 3 年間）	19. 資金収支計算書・資金収支内訳表 [平成 26 年度～平成 28 年度]
活動区分資金収支計算書（過去 2 年間）	20. 活動区分資金収支計算書 [平成 27 年度～平成 28 年度]
事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表（過去 2 年間）	21. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表 [平成 27 年度～平成 28 年度]
貸借対照表（過去 3 年間）	22. 貸借対照表 [平成 26 年度～平成 28 年度]
消費収支計算書・消費収支内訳表	23. 消費収支計算書・消費収支内訳表 [平成 26 年度]
中・長期の財務計画	24. 学校法人君津学園 中期の財務計画書
事業報告書	25. 平成 28 年度 事業報告書
事業計画書／予算書	26. 平成 29 年度 事業計画書 27. 平成 29 年度 当初予算
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	28. 学校法人君津学園 寄附行為

<備付資料一覧表>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	該当なし
C 自己点検・評価	
過去3年間（平成26年度～平成28年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	1. 平成26年度自己点検・評価報告書 2. 平成27年度自己点検・評価報告書 3. ウェブサイト「情報公開について」 http://www.seiwa-jc.ac/about/disclosure.html
第三者評価以外の外部評価についての印刷物	該当なし
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
単位認定の状況表	4. 単位認定の状況表
学習成果を表す量的・質的データに関する印刷物	5. 免許・資格取得関連資料
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	6. 卒業生アンケート
就職先からの卒業生に対する評価結果	7. 人事担当者に対するアンケート結果
卒業生アンケートの調査結果	8. 卒業生に対するアンケート結果
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	9. 平成29年度入学式及び連絡事項について 10. ウェブサイト「大学概要」 http://www.seiwa-jc.ac.jp/about/index.html
入学志願者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	11. 入学前教育について
学生の履修指導（ガイダンス、オリエンテーション）等に関する資料	12. 実習についてのオリエンテーション資料
学生支援のための学生の個人情報記録する様式	13. 学生カード
進路一覧表等の実績についての印刷物等 過去3年間（平成26年度～平成28年度）	14. 就職ガイドブック 15. 卒業生就職状況一覧表 [平成26年度～平成28年度]
GPA等の成績分布	該当なし
学生による授業評価票及びその評価結果	16. 授業アンケート 17. 授業評価データ
社会人受け入れについての印刷物等	18. 学生募集要項 [社会人入学試験] 19. 千葉県委託訓練生に関する書類

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
FD 活動の記録	20. FD 活動の記録
SD 活動の記録	21. SD 活動の記録
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書（平成 29 年 5 月 1 日現在で作成）〔書式 1〕、及び過去 5 年間（平成 24 年度～28 年度）の教育研究業績書〔書式 2〕	22. 専任教員の個人調書
非常勤教員一覧表〔書式 3〕	23. 非常勤教員一覧表
教員の研究活動について公開している印刷物等 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	24. ウェブサイト〔教員紹介〕 http://www.seiwa-jc.ac.jp/course/professor.html
専任教員の年齢構成表 （平成 29 年 5 月 1 日現在）	25. 専任教員の年齢構成表
科学研究費補助金等、外部研究資金の獲得状況一覧表 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	26. 外部資金獲得状況一覧
研究紀要・論文集 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	27. 清和大学短期大学部紀要第 43 号（平成 27 年 1 月 31 日発行） 28. 清和大学短期大学部紀要第 44 号（平成 28 年 1 月 31 日発行） 29. 清和大学短期大学部紀要第 45 号（平成 29 年 1 月 31 日発行）
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） 第三者評価を受ける年度（平成 29 年 5 月 1 日現在）	30. 専任職員一覧表
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	31. 全体図、校舎等の配置図
図書館、学習資源センターの概要 平面図、蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等	32. 図書館平面図 33. 蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数、座席数等
C 技術的資源	
学内 LAN の施設状況	34. 学内 LAN の施設状況

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	35. 情報処理室（第5講義室）の配置図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類過去3年間 （平成26年度～平成28年度）	36. 財産目録 [平成26年度～平成28年度]
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 第三者評価を受ける年度（平成29年5月1日現在）	37. 理事長の履歴書
学校法人実態調査表（写し） 過去3年間（平成26年度～平成28年度）	38. 学校法人実態調査表（写し） [平成26年度～平成28年度]
理事会議事録 過去3年間（平成26年度～平成28年度）	39. 理事会議事録 [平成26年度～平成28年度]
諸規程集	40. 諸規程集 [組織・総務関係] (1) 学校法人君津学園 寄附行為 (2) 学校法人君津学園監事監査規程 (3) 清和大学短期大学部学長選考規則 (4) 君津学園事務組織規程 (5) 清和大学短期大学部事務分掌要綱 (6) 学校法人君津学園文書取扱規程 (7) 学校法人君津学園文書保存規程 (8) 学校法人君津学園公印取扱規程 (9) 学校法人君津学園個人情報保護規程 (10) 学校法人君津学園情報公開に関する規則 (11) 清和大学短期大学部個人情報保護規則 (12) 清和大学短期大学部個人情報保護規則 実施細則 (13) 事務室等における個人情報の取扱要綱 (14) 個人情報の開示に関する細則 (15) 学校法人君津学園情報公開に関する規則 (16) 学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則 (17) 清和大学短期大学部消防計画

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	<p>(18) 清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則</p> <p>(19) 清和大学短期大学部職員能力開発向上(SD)委員会規則</p> <p>(20) 清和大学短期大学部図書館規則</p> <p>(21) 清和大学短期大学部図書館利用細則</p> <p>(22) 清和大学短期大学部教務委員会規則</p> <p>(23) 清和大学短期大学部学生生活委員会規則</p> <p>(24) 清和大学短期大学部研究委員会規則</p> <p>(25) 清和大学短期大学部図書委員会規則</p> <p>(26) 清和大学短期大学部入試委員会規則</p> <p>(27) 清和大学短期大学部就職委員会規則</p> <p>(28) 清和大学短期大学部実習委員会規則</p> <p>(29) 清和大学短期大学部個人情報保護委員会規則</p> <p>(30) 清和大学短期大学部免許状更新講習委員会規則</p> <p>(31) 清和大学短期大学部教育改善(FD)委員会規則</p> <p>(32) 清和大学短期大学部専任教員協議会の組織と運営に関する規則</p> <p>[人事・給与]</p> <p>(33) 清和大学短期大学部就業規則</p> <p>(34) 清和大学短期大学部就業規則教員特則</p> <p>(35) 学校法人君津学園役員手当規程</p> <p>(36) 君津学園給与規程</p> <p>(37) 清和大学短期大学部非常勤講師給与規程</p> <p>(38) 学校法人君津学園役員退職金支給規程</p> <p>(39) 君津学園退職金支給規程</p> <p>(40) 教職員出張規程</p> <p>(41) 教職員出張規程内規</p> <p>(42) 育児休業、介護休業等に関する規則</p> <p>(43) 懲戒処分の実施に関する規則</p> <p>(44) 清和大学短期大学部教員資格審査規則</p> <p>(45) 清和大学短期大学部教員資格審査規則細則</p>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	<p>[財務]</p> <p>(46) 学校法人君津学園経理規程</p> <p>(47) 学校法人君津学園固定資産及び物品管理規程</p> <p>(48) 学校法人君津学園資産運用規程</p> <p>(49) 学校法人君津学園監事監査規程（〔組織・総務関係〕(2)）</p> <p>(50) 清和大学短期大学部研究助成に関する規則</p> <p>(51) 清和大学短期大学部研究助成に関する規則運用細則</p> <p>(52) 清和大学短期大学部研究助成に関する規則運用細則実施内規</p> <p>(53) カラーコピー機使用料金助成に関する研究委員会内規</p> <p>(54) 清和大学短期大学部研究助成に関する規則報告細則</p> <p>(55) 長期休業者に対する研究費助成取扱内規</p> <p>(56) 清和大学短期大学部特別研究助成に関する規則</p> <p>(57) 清和大学短期大学部特別研究助成に関する規則運用細則</p> <p>[教学関係]</p> <p>(58) 清和大学短期大学部学長選考規則（〔組織・総務関係〕(3)）</p> <p>(59) 清和大学短期大学部教員資格審査規則（〔人事・給与〕(44)）</p> <p>(60) 清和大学短期大学部教員資格審査規則細則（〔人事・給与〕(45)）</p> <p>(61) 清和大学短期大学部教授会規則</p> <p>(62) 清和大学短期大学部入学者選抜規則</p> <p>(63) 清和大学短期大学部入学試験に関する規則</p> <p>(64) 清和大学短期大学部入学試験に関する内規</p> <p>(65) 清和大学短期大学部奨学生に関する内規</p>

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	(66) 学校法人君津学園教職員行為規範規則 (67) 学校法人君津学園行為規範規則第 4 条第 2 項で引用する行為規範 (68) 学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則 (69) 清和大学短期大学部セクシャルハラスメントの防止等に関する規則 (70) 清和大学短期大学部セクシャルハラスメント調査委員会規則 (71) 清和大学短期大学部紀要に関する規則 (72) 清和大学短期大学部紀要に関する内規 (73) 清和大学短期大学部学位規則 (74) 清和大学短期大学部における研究活動上の不正防止行為等に関する規則 (75) 清和大学短期大学部科学研究費補助金事務処理規程 (76) 教員の研究活動に関する規定（〔財務〕(46)～(57)） (77) 清和大学短期大学部教育改善（FD）委員会規則（〔組織・総務関係〕(31)）
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 教員個人調書〔書式 1〕（平成 29 年 5 月 1 日現在）	41. 学長 個人調書
教授会議事録 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	42. 教授会議事録〔平成 26 年～平成 28 年度〕
委員会等の議事録 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	43. 委員会議事録〔平成 26 年～平成 28 年度〕
C ガバナンス	
監事の監査状況 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	44. 監事の監査状況〔平成 26 年～平成 28 年度〕
評議員会議事録 過去 3 年間（平成 26 年度～平成 28 年度）	45. 評議委員会議事録〔平成 26 年～平成 28 年度〕
選択的評価基準	
職業教育の取り組みについて	46. 就職オリエンテーション実施に関する資料
地域貢献の取り組みについて	47. 木更津市生涯学習市民公開講座に関する資料 48. イングリッシュハンドベル体験講座に関する資料

報告書作成マニュアル記載の備付資料	資料番号・資料名
	49. 教員免許状更新講習に関する資料 50. 「おはなし会」に関する資料 51. 高大連携に関する資料 52. 清和祭（学園祭）に関する資料

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

■ 本学の基準 I の自己点検・評価の概要

清和大学短期大学部の建学の精神は、戦時下の体験からこの世でもっとも大切なことは人の真心であると確信した学園創立者の故真板益夫が掲げた「真心教育」である。「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育である。

建学の精神に基づき、人間性の全人的形成、及び個人の可能性の開発伸長を通じて、社会人として充分貢献しうる資質の涵養を行うことを教育理念として確立している。各講義室に掲げた「真心」の額、また、式典や行事における学長講話などをもって建学の精神を学生に伝えるとともに、ホームページにおいて「真心教育」の精神を学長による言葉として紹介している。また、年度末に専任教員と兼任教員が参加し次年度の教育方針等を確認する教員懇談会（別称、講師会議）も建学の精神について全教職員で共有する機会としている。建学の精神の理念を示した「真心教育の本義」は内容及び記述が今の学生には難しく、改訂も視野に入れている。

大学全入時代を迎え、一部の教科に関して若干基礎学力に不安を覚える学生が在籍している現状があることは否めないが、教職員が学生の可能性に責任をもって、専門的な領域を教育する以前に基礎学力の徹底や生活指導等を丁寧に行っている。学園創立者の故真板益夫は教職員を前に「学生、生徒に対し、常に目をかけ、声かけ、手をかける」と訓示した。この真板益夫の言葉の実践こそが「真心教育」そのものであると教職員は理解し、日々の実践に活かしている。

本学の教育目的は生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期あるいは学童期の教育を担う保育士や幼稚園教諭そして小学校教諭の育成、更には社会人として充分貢献しうる資質の涵養を行うことにある。初等教育専攻、幼児教育・福祉専攻のいずれの専攻においても小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の 3 つの資格免許を取得できることから、児童総合学科として総合的に教育目的並びに目標を掲げている。平成 26 年度に策定された 3 つのポリシーを平成 27 年度より運用している。

人間性豊かな教育者並びに地域貢献できる保育者の養成を目指し、これまでも PDCA サイクルにのっとり、教育目標並びに専攻の目標、カリキュラムの見直し、授業改善を行ってきたが、特に平成 28 年度においては、平成 30 年度に予定される「こども学科」への学科名称変更、小学校教職課程の取り下げに伴い、幼児教育並びに保育に特化したより具体的かつ実践的なポリシーへの変更を検討した。

これらの教育課程及び免許・資格取得のためのカリキュラムの向上・充実を目指し、教務委員会、実習委員会並びに教育改善(FD)委員会で教育課程の検討を行い、その改善案等を専任教員協議会（全専任教員が参加）で協議し、協議会で出された意見を踏まえ、再びそれぞれの委員会で議論を重ねるという PDCA サイクルの循環を図っている。学習成果の点検並びに学内外への表明の機会として、おはなし会、学園祭、卒業記念発表会、専門演習要旨集を有効に活用している。

また、FD、SD 活動のさらなる活性化を図るために、自己点検・評価を毎年行っている。

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

[区分 基準 I-A-1 建学の精神が確立している。]

■ 基準 I-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神を学内外に表明している。
- (3) 建学の精神を学内において共有している。
- (4) 建学の精神を定期的に確認している。

(a) 現状

学園創立者の故真板益夫は学徒出陣により空の有志として出征し、九死に一生を得て生還した。あらゆる面で非常に尊い経験を積み、その中からこの世でもっとも大切なことは、人の真心であることを確信した。帰還直後の昭和 21 年 3 月に「真心教育」の理想実現を目指し木更津英語教習所、昭和 26 年 4 月に木更津家政女学校を設立した。昭和 35 年には学校法人君津学園が認可された。以後、木更津中央高等学校、清和女子短期大学、清和女子短期大学附属高等学校、清和女子短期大学附属幼稚園、市原中央高等学校、清和大学を設置した。木更津中央高等学校、清和女子短期大学附属高等学校は統合され、現在の木更津総合高等学校になった。清和女子短期大学は、平成 15 年 4 月に清和大学短期大学部と名称を変更し、現在に至っている。

従って清和大学短期大学部の建学の精神は、「真心教育」であり、「真心教育」は君津学園全体の建学の精神である。「真心教育」とは、人間性の全人的形成を目指してそれぞれの個性が持つ立派な可能性を自然に開発伸長できるように育成する教育であり、その内容は、次のとおりである。

- 一、社会の良心となる人物の育成
- 二、心身健康な明るい青年の育成
- 三、知育偏重、画一主義の排除
- 四、唯物主義、唯物史観の世界観を教育の根底としない
- 五、個性の伸長と可能性の発現に努める
- 六、事に処するに積極能動的な人物の育成
- 七、霜雪にくじけない強靱な魂の育成

また、「真心教育」を実践する際のわかり易い指針として、次の 3 点を挙げている。

- 一、社会の良心たる人物となれ
- 二、困難にくじけない逞しい人物になれ
- 三、大いなる真実の自己に生きよ

この建学の精神に基づき、人間性の全人的形成、及び個人の可能性の開発伸長を通じて、社会人として充分貢献しうる資質の涵養を行うことが、基本となる教育理念として確立している。

毎年3月末に専任教員と兼任教員が一堂に会し、次年度の教育課程や日程、諸注意などを話し合う教員懇談会（別称、講師会議）を設けており、この教員懇談会は建学の精神を教職員で共有する機会ともなっている。

また、講義室には建学の精神を示す「真心」の額を前面に掲げ、入学式、新入生オリエンテーション、館山集中授業、清和祭（学園祭）、卒業式、卒業記念発表会といった式典や学校行事の際に、建学の精神と学園の伝統について学長による講話の時間を設けて学生ならびに教職員に伝えている。ホームページにおいても「真心教育」の精神を学長による言葉として紹介している。

また、平成27年度からは君津学園キャンパス内の各校舎の随所に故真板益夫筆による「凡事徹底」と記したポスターを掲示し、教職員、学生、生徒に「真心教育」の具体的な行動指針を示している。

- 一、教師は、率先垂範を旨とし、「まごころ教育」を実践する。
 - 二、生徒（学生）は休まず、遅れず登校し、話をよく聞き、全力を尽くす。
 - 三、身だしなみを整え、相手の心に届くように笑顔を湛えて挨拶する。
 - 四、心を込めて、校舎内外に行き届いた清掃をする。
- そんな当たり前のことを、当たり前に行う。これが成功の秘訣である。

名誉理事長 真板益夫

大学全入時代を迎え、一部の教科に関して基礎学力に若干不安を覚える学生が在籍している現状があることは否めない。専門的な領域を教育すると同時に基礎学力の徹底や生活指導を丁寧に行うこと等、教員に求められる教育活動の範囲は増加傾向にある。しかし、一人ひとりの学生の可能性を発露し、豊かに成長させる責任を持つことは当然である。学園創立者の故真板益夫は生前教職員を前に「学生、生徒に対し、常に目をかけ、声かけ、手をかけろ」と訓示した。この真板益夫の言葉の実践こそが「真心教育」そのものであると教職員は理解し、ここでも創立者の建学の理念を共有している。

清和大学短期大学部校歌にも「真心教育」の理念の下、真理を探究し、身の修養に懸命に努力する若人の姿が謳われている。学生は卒業式で2年間の学園生活の思い出を胸に声高らかに校歌を二部合唱し巣立っていく。これも建学の精神の確認といえる。

(b) 課題

建学の精神「真心教育」の根本理念は変えることはないが、その理念を学生にどのように伝えるかについて課題が残る。現在、学生への伝達は、式典や学校行事の際に学長から講話として話されることが中心である。以前は建学の精神を記載した「真心教育の本義」を全員に配布をしていたが、内容や記述が今

の学生には難しいと判断し、現在、全員配布をしていない。今後は「真心教育の本義」を改訂するか、あるいは、それに代わる学生に分かりやすい建学の精神についての記述を検討していく必要があると考える。一方、教職員については「真心教育」の理念を十分に理解しており、特に課題はない。

■ テーマ 基準 I-A 建学の精神の改善計画

建学の精神「真心教育」、あるいはその根本理念は変えることはない。現在、建学の精神の学生への伝達は、式典や行事における学長講話が中心となっている。建学の精神を記載した「真心教育の本義」は、内容や記述が今の学生には難しく、変更が必要であるとの判断から今では全員配布はしていない。「真心教育の本義」の改訂、あるいは、学生に分かりやすく説いた建学の精神についての記述を学生便覧内に示し、オリエンテーションの際に学生への伝達に用いて行くことを検討する。

【提出資料】

1. 学生便覧 [平成 28 年度版]
2. 真心教育の本義
3. ウェブサイト「建学の精神」 <http://www.seiwa-jc.ac/about/aim.html>

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標が確立している。]

■ 基準 I-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標を定期的に点検している。

(a) 現状

清和大学短期大学部学則第 1 条に「目的及び使命」として次のように掲げている。

清和大学短期大学部（以下「本学」とする）は、君津学園の教育理念である「真心教育」の精神を基本にし、清和大学及び併設の高等学校並びに附属幼稚園と相携えてこの理想を大きく達成せんとするものである。本学の教育は、短期大学の趣旨にのっとり、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする。

このように、本学の教育目的は生涯にわたる人間形成の基礎を培う乳幼児期あるいは学童期の教育を担う保育士や幼稚園教諭そして小学校教諭の育成、さらには社会人として充分貢献しうる資質の涵養を行うことにある。本学は児童総合学科を有し、児童教育、幼児教育及び保育に携わる教員及び保育者を養成する短期大学として認可を受けている。いずれの専攻においても小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格の 3 つの資格免許を取得できることから児童総合学科として総合的に教育目的並びに目標を掲げている。児童総合学科では平成 26 年度に策定された 3 つのポリシーを平成 27 年度に検討を行い、ディプロマポリシーも以下の通り変更された（平成 28 年 4 月 1 日施行）。

- ・こどもの成長に関わる使命感、責任感を身につけている。
- ・幼児教育・保育に関する幅広い専門知識と実践力をもつ。
- ・「真心」の精神を幼児教育・保育の専門職として具現化していくことができる。
- ・問題を発見し、他者と協働しながら創造的に問題を解決していくことができる。
- ・よりよき地域社会の形成に貢献できる能力・態度を身につけている。

これに伴い、児童総合学科のディプロマポリシー達成のため教育目標も以下

のようにより具体化された。

- ・こどもの成長に関わる使命感、責任感の育成を図る。
- ・幼児教育・保育に関する幅広い専門知識と実践力の育成のため実践的教育を行う。
- ・「真心」の精神を幼児教育・保育の専門職として具現化していくことができるよう教育を行う。
- ・問題を発見し、他者と協働しながら創造的に問題を解決していくことができるよう教育を行う。
- ・よりよき地域社会の形成に貢献できる能力・態度の育成を図る。

これらの教育目的及び目標は建学の精神に則ったものである。また、専攻ごとの具体的な教育目的・目標は次の通りである。

初等教育専攻

《教育目的》

専門性を活かし、人間性豊かな教育者の育成を目的とする。

《教育目標》

初等教育者・幼児教育者・保育者としての専門性、人間性、知識・技能の育成を図る。

ここでいう専門性とは、教育職として専門的知識・技能を有することである。人間性が豊かであるとは、感性・体験・表現などの豊かさをいい、幼児・児童と触れ合う教育者が備えるべき基本的資質であると考えられる。

幼児教育・福祉専攻

《教育目的》

専門的知識の修得と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献できる保育者の養成を目的とする。

《教育目標》

豊かな人間性と専門的知識・技能の育成を図り、地域社会に貢献しうる良き保育者を養成する。

ここでいう良き保育者とは、自主性・積極性を持ち、かつ客観性・柔軟性を備えて、子どもの発達状況を理解し、個別の対応ができるという「子ども理解」ができる保育者のことである。同時に、子どもの成長、発達を助け、その可能性を伸ばすために様々な働きかけができ、保護者と関わり、地域での子育て支援の担い手となる「援助者」としての能力をも合わせ持たなければならない。

これらの教育目的、教育目標はホームページ・大学案内に掲載している。また、教務委員会並びに教育改善(FD)委員会にて3つのポリシーの検討を行うことと

あわせて点検を行っている。また、本学は、「清和大学短期大学部専任教員協議会の組織と運営に関する規則」に基づき、本学の教育研究に関する諸問題について自由に意見交換する場として、専任教員協議会を設置しており、自己点検・評価についてもここで議論されている。

なお、平成 28 年度においては、平成 30 年度に予定される「こども学科」への学科名称変更に伴い、小学校教職課程の取り下げを行い、幼児教育並びに保育に特化したより具体的なカリキュラムポリシーへの変更を検討した。平成 29 年度入学生のカリキュラムに関しては、より教育の効果をもとめ、「キャリアデザインⅠ～Ⅳ」「国語科概説Ⅱ」「社会的養護内容」の開講時期変更を行った。

(b) 課題

人間性豊かな教育者並びに地域貢献できる保育者の養成を目指し、教育目標並びに専攻の目標、カリキュラムの見直しを含め、検討が進められてきた。特に、平成 28 年度においては、平成 30 年度に予定される「こども学科」への学科名称変更に伴い、小学校教職課程の取り下げを行い、幼児教育並びに保育に特化したより具体的なカリキュラムポリシーへの変更を検討した。これらの点検は教務委員会並びに教育改善(FD)委員会が担っているが、小規模校の特徴を活かし、専任教員協議会（全専任教員が参加）において、専任教員の意見を取り入ることを心がけている。今後もこうした取り組みを継続するとともに、問題点の改善に努める必要があるだろう。

[区分 基準 I -B-2 学習成果を定めている。]

■ 基準 I -B-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果を建学の精神に基づき明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づいて明確に示している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みを持っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果を学内外に表明している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果を定期的に点検している。

(a) 現状

本学の建学の精神は「真心教育」である。この建学の精神に基づき、各専攻のディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーを定めている。

各専攻のディプロマポリシーは、初等教育専攻では、「専門性を備え、人間性豊かな教育者として知識・技能を身につけている」、幼児教育・福祉専攻では、「専門的知識の修得と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献できる」である。各専攻のディプロマポリシーに基づき、小学校教諭免許状、幼稚園教諭免許状、保育士登録資格の習得を目指すためのカリキュラム編成を行っている。本学カリキュラムポリシーは、以下のとおりである。

1. 本学児童総合学科のカリキュラムは、基礎科目と専門教育科目とから構成され、いずれの専攻であっても、初等教育、幼児教育、児童養護の基礎知識と、小学校教諭免許、幼稚園教諭免許、保育士登録資格を習得するための実践的な知識と技能の修得を目指しています。
2. 基礎演習、専門演習、総合保育演習など卒業必修科目を基礎的・全人的学習のための科目と位置づけており、学外集中授業、学園祭、おはなし会、卒業記念発表会など学内行事を教育者・保育者養成のための重要な学習機会と考え、基礎演習、専門演習、総合保育演習の課題として行っています。

カリキュラムポリシーで示される学外集中授業、学園祭、おはなし会、卒業記念発表会などの学校行事はすべて授業の一環として行われ、教育課程における学習成果を測る重要な機会となっている。

学外集中授業（館山集中授業）は、入学年度の5月下旬に2泊3日の日程で実施する宿泊型授業である。房総館山の自然環境を活用し、保育者を目指す本学学生の資質の向上を図るとともに、教員・学生相互の親睦を深めることを目的としている。この授業では、運動会やグループ単位でのウォークラリー、さまざまな遊びを体験し、就寝前には日誌の記入と振り返りを行う。グループ活動を中心としていることから、入学後の仲間づくりやチームで協力することの

大切さ等について体験的に学べる機会となっている。専任教員は全日程に参加することを通じて入学時期の学生の学習課題を把握し学習指導に活かしている。

清和祭(学園祭)は、従来、学友会が企画し実施していた行事であったが、近隣の子ども、保護者を対象に、子ども企画等を通して保育、幼児教育を目指す学生の学習成果の発表と新たな課題を見つける機会として、平成 25 年度から「基礎演習」「専門演習」「総合保育演習」の授業の一環として実施している。

平成 24 年度から実施している「おはなし会」は、未就園児とその保護者を対象とした交流の場の提供、学生による絵本の読み聞かせ、人形劇、紙芝居など各種パフォーマンス、及び教員による保育に関する相談を行ない、保育者養成校の専門性を活かした子育て支援、社会貢献活動と位置づけている。

卒業記念発表会は、表現系科目の 2 年間の学習成果の発表の機会として、平成 12 年度から毎年 3 月に客席数 700 の「かずさアカデミアホール」で実施している。平成 27 年度からは卒業必修科目「卒業研究(表現)」として単位化された。発表内容は、音楽表現(ピアノ独奏、ハンドベル演奏、器楽合奏、声楽アンサンブル、合唱)、身体表現(創作ダンス)、造形表現(作品展示)の多岐にわたる。卒業記念発表会は学習成果を測る機会でもあり、その学習成果を公表する機会ともなっている。

教育課程における学習成果は、学生便覧、シラバス及びホームページに明記し、シラバスでは科目ごとの到達目標、評価方法が述べられている。

なお、各専攻のカリキュラムについては、入学者に対し入学当初のオリエンテーション、新 2 年生に対し新学期当初のオリエンテーションで周知している。資格・免許については、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状及び保育士登録資格取得のための履修単位表を学生便覧に明示し、各年次の履修登録時に説明し、基礎演習、専門演習(ゼミ)担当者が登録状況を確認している。

特に 1 年次卒業必修科目である「総合保育演習」においては、学生が本学における教育課程を通じて身につけるべき態度(「意欲・積極性」「責任感」「協調性」「探究心」「社会性」)を定め、この観点に基づいて全専任教員が協議し、評価を行っている。この観点は、「基礎演習」(1 年次ゼミ)及び「専門演習」(2 年次ゼミ)、さらに学内のさまざまな行事において学生に周知し、授業や行事の内容や方法にも反映させている。

学習成果の測定は、授業ごとの学習成果の評価とカリキュラム上の学習成果に分けられる。授業ごとの学習成果の評価は、各シラバスに示されている到達目標の達成を測ることで行う成績評価が中心であるが、前期末、後期末に実施する学生による授業アンケートの結果も重要な示唆を与えるものである。また、資格取得に必要な実習科目(「教育実習Ⅱ」「保育実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」)、「総合保育演習」並びに「基礎演習」については、全専任教員の協議で行われている。外部の実習先が評価を行う実習科目は、各実習先による評価の偏りを少なくするために実習評価票についての検討を繰り返し、各評価の基準を数値として示すとともに、学内での判断基準も実習評価票に明記するなどの変更を行った。カリキュラム上の学習成果の総合的な評価は、資格免許に関する科目につ

いては確立しているといえるが、改善の余地がある。

学習成果の表明は、卒業者数、小学校教諭二種免許状取得者数、幼稚園教諭二種免許状取得者数、保育士登録資格取得者数、並びに就職状況をホームページで公表する形で行っている。また、地域の親子を対象に保育に関する技能を実践する「清和祭」「おはなし会」や2年間の学習成果を発表する「卒業記念発表会」において、日々の学習を通して学んだ成果を発表する機会を設けている。さらに、2年次の「専門演習」において、これまでの学習の要旨を一冊にまとめ、「専門演習要旨集」として毎年刊行している。この冊子は、学生に手渡され学外にも配布される。

(b) 課題

各授業の学習成果の評価は、適切に行われているが、カリキュラム上の学習成果の評価及び教育目標に関する総合的な評価に関しては、資格免許に関する科目については確立しているものの、まだ改善の余地がある。教員は学生による授業評価の結果を以降の授業改善に活用しているが、教育改善(FD)委員会による改善事項については兼任教員も含めた全教員への周知徹底の方法が十分に確立されていないので、一層の教育の向上・充実のPDCAサイクルを機能させるためにも、今後検討したい。

学習成果の学内外への表明は、「おはなし会」や「卒業記念発表会」を通じて行っているが、集客面に課題が残る。今後は、本学の教育に関するポリシーや具体的な教育内容がさらに伝わるよう、広報の在り方を検討していく。

また、「専門演習要旨集」の内容が、本学での学習成果が伝わりにくいという課題もあり、2年間の学生成果を反映した内容になるよう検討していくことも必要であろう。

[区分 基準 I-B-3 教育の質を保証している。]

■ 基準 I-B-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを適宜確認し、法令順守に努めている。
- (2) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを有している。

(a) 現状

学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などについては、教務委員会を中心に確認し、各教員に周知するとともに、速やかに対応するよう努めている。

学習成果については、各教員がシラバスに明記した到達目標を学生が達成できたかどうか、定期試験やレポート等に基づき査定している。また、学生の声を授業に反映させることが質の高い教育実践につながるという認識に立ち、各科目において授業アンケートを年に 2 回、前期末と後期末に実施している。その結果を各教員にフィードバックし、今後の授業の改善に活用できる体制をとっている。授業の一環として行われる「おはなし会」「卒業記念発表会」の実施や「専門演習要旨集」の刊行も学習成果を査定する機会となっている。

教育課程及び免許・資格取得のためのカリキュラムの向上・充実を目指し、教務委員会、実習委員会並びに教育改善(FD)委員会で教育課程の検討を行い、その改善案等を専任教員協議会で協議し、協議会で出された意見を踏まえ、再び必要な改善を適宜行っている。その改善による効果等については、再びそれぞれの委員会で議論を重ね、さらなる改善につなげるという PDCA サイクルの循環を図っている。また、「真心教育」という建学の精神が達成されているかどうか、卒業生の就職先へのアンケート調査を実施して教育効果を確認し、その結果を専任教員全員で検証することを通して、より質の高い教育の提供に結び付けるという PDCA サイクルを実施している。

(b) 課題

科目ごとの学習成果は授業アンケートを通して確認し、各担当者にフィードバックすることで教育の質を保証する体制がとられているが、教育改善(FD)委員会による改善事項については兼任教員も含めた全教員への周知徹底の方法が十分に確立されておらず、教務委員会、教育改善(FD)委員会を中心として、組織化していくことが改善の課題として挙げられる。

また、平成 30 年度に予定する「児童総合学科」から「こども学科」への変更に向けて、PDCA サイクルの循環を図り、教育の質をさらに充実することを目指す。

■ テーマ 基準 I-B 教育の効果の改善計画

教育目標並びに専攻の目標については、人間性豊かな教育者並びに地域貢献できる保育者の養成を目指し、カリキュラムの見直しを含め、検討が進められてきた。平成 28 年度においては、平成 30 年度に予定する「児童総合学科」から「こども学科」として幼児教育・保育に特化し、さらに充実した教育を行うことを目指し、教育目的についても再考してきたところであるが、小規模な学校であるため、専任教員協議会を開き、全専任教員の意見を取り入ることを心がけている。今後もこうした取り組みを継続するとともに、問題点の改善に努める。

授業ごとの学習成果の評価は十分に測られているといえるが、カリキュラム上の学習成果の総合的な評価は、資格免許に関する科目意外については改善を行う。

教員は学生による授業評価の結果を以降の授業改善に活用しているが、教育改善(FD)委員会による改善事項については兼任教員も含めた全教員への周知徹底の方法が確立しておらず、授業評価を受け改善計画の提出を各教員に求めるなど方法を早急に検討する。

学習成果の学内外への表明は、「おはなし会」「卒業記念発表会」「専門演習要旨集」を通じて行っているが、本学の教育に関する 3 つのポリシーや具体的な教育内容についても、さらに広域に伝わるよう検討していく。

科目ごとの学習成果は授業アンケートを通して確認し、各担当者にフィードバックすることで教育の質を保証する体制がとられているが、教育改善(FD)委員会による改善事項については兼任教員も含めた全教員への周知徹底の方法が十分に確立されておらず、教務委員会、教育改善(FD)委員会を中心として、組織化していくことが改善の課題として挙げられる。

【提出資料】

1. 学生便覧 [平成 28 年度版]
4. 清和大学短期大学部学則
5. ウェブサイト「3つのポリシー」 <http://www.seiwa-jc.ac/about/policy.html>

[テーマ 基準 I-C 自己点検・評価]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制が確立し、向上・充実に努めている。]

■ 基準 I-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価の成果を活用している。

(a) 現状

清和大学短期大学部の自己点検・評価については、「自己点検・評価委員会規則」が定められている。同規則第 3 条の規定により、学長、教務部長、教務副部長、学生部長、図書館長、教授会の議を経て学長が任命する教員 4 名（入試委員会、研究委員会、就職委員会、実習委員会の委員長）、本学事務室長、学校法人君津学園事務局長から構成されている。自己点検・評価委員会を中心に、各委員会を通じて各担当部分の自己点検・評価を行い、また、事務室長を通じて全事務職員がそれぞれの部署についての自己点検・評価を行う。その結果を受けて、各委員会の教員で分担執筆し、前年度の自己点検・評価報告書を作成する。この過程で全教員が報告書の作成に携わっていることになる。教務、学生生活、研究、実習、入試、就職の各委員会での現状報告、課題のまとめ等は、全専任教員の参加する専任教員協議会でも報告され、教員間で共有されている。

自己点検・評価報告書の作成には、自己点検・評価委員会と専任教員協議会を合同で行い、課題の共有を図っている。自己点検・評価報告書はホームページに掲載し公表している。自己点検・評価報告書の作成過程で明らかとなったそれぞれの課題は、各委員会で検討され、教育課程、授業評価、学生指導、実習指導などの改善のために役立てられている。

(b) 課題

自己点検・評価報告書の作成を中心に自己点検・評価を毎年行っているが、委員会ごとの課題や改善点が挙げられるものの、全体としての課題や取り組みとしては十分ではないところがある。平成 30 年度に専攻の廃止と小学校教諭教職課程の取り下げが決定しており、平成 29 年度は二専攻の教育課程としては最後の学生受け入れとなるが、平成 28 年度の自己点検・評価を受けて改善した点を踏まえ、次年度以降の変更に向けて各委員会の連絡を密にしていく必要があるだろう。

■ テーマ 基準 I-C 自己点検・評価の改善計画

清和大学短期大学部では、平成 30 年度に入学定員及び収容定員の変更と小学校教職課程の取り下げを行う予定である。さらに、平成 31 年度には新校舎の竣工も予定されている。現在の二つの専攻による教育課程は平成 31 年までとなり、平成 30 年度より幼児教育・福祉専攻の教育課程を充実させた形で「こども学科」(名称変更予定)の教育課程が開始される。

自己点検・評価委員会を中心とした自己点検・評価の枠組みは変わることはないものの、委員会での課題を全教職員で共有し改善していくための仕組みはまだ十分とはいえない。前年度について自己点検・評価の検討事項を見直す委員会を毎年 4 月に開き、10 月にかけて各委員会での検討を行い、自己点検・評価報告書を分担執筆するのが今までの流れであった。これに加えて今後は、前年度の改善点、検討事項について職員能力開発向上(SD)委員会、教育改善(FD)委員会を中心に教職員に報告し改善点について話し合うなどの学内研修日を設け、全教員が問題点の共通理解を図る仕組みを作っていく必要がある。

【提出資料】

6. 清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則

【備付資料】

1. 平成 26 年度自己点検・評価報告書
2. 平成 27 年度自己点検・評価報告書
3. ウェブサイト「情報公開について」<http://www.seiwa-jc.ac/about/disclosure.html>

■ 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の行動計画

- (1)建学の精神を著した「真心教育の本義」の改訂、あるいは、それに代わる学生に分かりやすい建学の精神をまとめた書を検討する。(平成 30 年度)
- (2)教育改善(FD)委員会による改善事項について兼任教員も含めた全教員への周知を徹底する。(平成 29 年度)
- (3)改善計画の提出を各教員に求めるなど方法を早急に検討する。(平成 29 年度)
- (4)平成 30 年度に予定する入学定員及び収容定員の変更と小学校教職課程の取り下げに伴い、幼児教育・保育に特化し、さらに充実した教育を行うことを目指し、3つのポリシーを変更する。(平成 29 年度)
- (5)改善点、検討事項について職員能力開発向上(SD)委員会、教育改善(FD)委員会を中心に教職員に報告し、改善点について話し合うなどの学内研修日を設ける。(平成 29 年度)

◇ 基準Ⅰについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に建学の精神と教育の効果について努力している事項。
特になし。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現(達成)できない事項。
特になし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

■ 基準Ⅱの自己点検・評価の概要

本学の3つのポリシーは、「建学の精神である『真心教育』の精神を基本とし、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、实际生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とする」との学則第1条をもとに新たに策定され、採用している。この3つのポリシーは、ホームページにて公表し、学内外に表明している。また、入学時並びに2年進級時に行われるオリエンテーションの際には、3つのポリシーに加え、卒業要件、成績評価の基準、また、資格取得の要件を「学生便覧」を用いて説明を行っている。特に免許・資格取得の要件については、入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。

毎年本学の教育課程を修了した学生の多くが取得した免許・資格を必要とする職場に就職しており、本学の3つのポリシーは達成可能であり、また社会的な通用性があるといえる。法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請等を踏まえつつ、教務委員会、教育改善(FD)委員会等で年度ごとに見直しも含め、検討を行っている。小学校教諭、幼稚園教諭、保育士を養成する課程であり、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則った上で、本学ディプロマポリシーに掲げる「こどもたちの未来を育む教師・保育士」としてふさわしい5つの具体像（「こどもの成長に関わる使命感、責任感を身につけている」「幼児教育、保育に関する幅広い専門知識と実践力をもつ」「真心」の精神を幼児教育・保育の専門職として具現化していくことができる」「問題を発見し、他者と協働しながら創造的に問題を解決していくことができる」「よりよき地域社会の形成に貢献できる能力・態度を身につけている」）を達成するために具体性のある教育課程が組まれている。

成績評価は、学則8条「単位の付与及び単位数の計算基準」と各科目シラバスの中に示した成績評価方法にのっとり、厳格に行われており、試験、レポートの5年間の保存を義務づけるなど成績評価の妥当性を検証できる体制を整えている。さらに、「総合保育演習」「基礎演習」に関しては全専任教員が評価に参加し、授業の目標として掲げる「意欲・積極性」「表現力」「協調性」「探究心」「社会性・責任感」について教育の成果の状況を評価していることも教育の質の検証に有効である。

学習成果の獲得状況の把握は、基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員が所属学生の成績、履修状況を常時確認し、さらに学期ごとに定期的な個人面談を実施することをもって適切に行っている。これに加え、教育実習、保育実習時における評価、おはなし会、清和祭（学園祭）、卒業記念発表会の活動等を合わせて、学習成果の獲得状況の把握に努めている。

今後は、GPA制度を新たに導入し、より具体的な学習成果の獲得状況の指標として活用できるよう現在整備を進めている。

教育改善(FD)委員会においてシラバスの適正化を図っているが、ディプロマポリシーに対応したより体系的、総括的な成績評価基準の設定を現在検討中である。

学生の生活支援は、学生生活委員会を中心に教職員が一体となって行っている。小規模な短期大学の利点を活かし、本学の専任教員は学生全員の名前と顔を把握し、

1年次に基礎演習、2年次に専門演習（ゼミ）担当教員が、個人面談等を実施して、学生一人ひとりの学習状況の把握に努めるとともに、学習上の悩みがあったときには学生の状況に合わせたアドバイスを行うように心掛けている。さらに、学生の状況に応じて、他の教員と複数での面談を行う等、教員が連携して学生を支える体制をとっている。専任教員はあえてオフィスアワーを設定することはせず、常時、学生の相談を受けたり、学生が研究室に来訪したりしやすい体制をとっている。また、学生が欠席超過で単位不認定にならないように、教務システムで出席状況を確認できるほか、欠席が半期3回以上通年6回以上になった学生については科目担当者が基礎演習、専門演習担当者に連絡する体制をとり、サポートしている。

入学者の選抜は、推薦入学試験、一般入学試験、社会人入学試験、AO入学試験を実施し、全ての入学試験において面接と調査書との総合的判断により可否を判定している。面接においては「本学の志望動機」「高校生活での取り組みや課題」「教育・保育に関するニュース」「卒業後の進路」などを聞き、入学者受け入れの方針に示す「将来小学校、幼稚園教諭並びに保育士として活躍することができるようたゆまぬ努力を継続する学生」を選抜している。平成30年度入学者選抜において、学力、意欲のある学生をより多く受け入れるため、また、保護者の経済的負担を少しでも軽減すべく奨学生制度を見直しを検討している。全ての入学予定者に対して、ピアノ（希望者）、漢字練習、作文など入学前教育を実施し、入学式前後の2日間にわたるオリエンテーションを実施し、本学での学びや学生生活全般について指導した。入試制度に関しても「同窓会会員子女推薦入学試験」「自己推薦入学試験」の入学志願者の応募がないなど改善すべき点もあり、今後入試委員会を中心に検討していきたい。

事務職員は教員と連携を図り、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。具体的には、事務職員は「欠席状況確認票」をもとに基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員と学生の欠席情報を共有して対象学生に出席を促し、単位取得及び卒業に向けて、連携して当該学生を指導していることや、事務室内で免許・資格の取得した学生数や、取得した免許・資格を活かして就職した学生数を共有していることがあげられる。事務分掌による職務を通じ、学生の学習成果の獲得、並びに本学ディプロマポリシー達成に貢献している。また、SD活動を通じて学生支援の職務の充実を図るために、平成27年度に「清和大学短期大学部職員能力開発向上(SD)委員会規則」を整備し、平成28年度から運用を開始した。教育改善(FD)委員会、職員能力開発向上(SD)委員会の委員の相互乗り入れ、教育改善(FD)委員会・職員能力開発向上(SD)委員会合同研修会を開くなど、教育改善(FD)委員会との相互協力態勢を整えている。学生に対し、丁寧で親身な支援を提供しており、それぞれの分掌を通して卒業に至る学生支援を行うことができ、事務職員に対する学生の信頼度が高いといえる。

図書館には、図書館司書職員を配置し、平成27年度には図書館システム(LibMax)を導入し、学内端末からだけでなく本学ホームページからも本学図書館蔵書検索が行えるようにし、利便性の向上を図った。蔵書については、教員の推薦図書やシラバスに示された参考図書の受入を行い、教育・保育に関する資料の充実を図るなど

履修及び卒業に至る直接的な支援を行っている。

教職員は、授業で使用する教材の作成や委員会活動・学内外との連絡にコンピュータを利用するほか、ファイルサーバー内の教員用フォルダを活用した学生のレポート提出が行われている。第 5 講義室(情報処理室) PC38 台(学生用 36 台、教員用 2 台)、図書館内の 6 台の PC は学生に開放し、課題作成や情報収集の場として提供している。また、教務システムにより、教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めている。

基礎学力がやや不足気味の学生、あるいは優秀学生に対応するため、「基礎音楽」など音楽科目については、個々の進度に合わせた指導を行い、また、通常時間以外にも指導を行うなど、学生のモチベーションを維持するよう努めている。

図書館においては、幼児教育・保育に関する図書資料の継続的な充実、またコンピュータネットワークについては、平成 31 年度に竣工予定の新校舎においては無線 LAN を整備し、タブレット端末を利用したアクティブラーニングの実施が期待される。

就職に向けてのサポートとしては、就職指導を 1 年次から催し、先輩の就職体験を聴いたり、職種別に現場の施設長などから求められる資質についての話を伺ったりしている。また、27 年度より公立保育士就職試験対策の強化のため、「キャリアデザイン I・II」を開設するほか、履歴書や志望理由書等の添削指導や面接指導は、学生課と専門演習担当教員が行う体制を整えている。

このように、学習支援、生活支援、就職支援ともに全学的な取り組みが行われているものとする。

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 学位授与の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学則等に規定している。
- (3) 学科・専攻課程の学位授与の方針を学内外に表明している。
- (4) 学科・専攻課程の学位授与の方針は、社会的（国際的）に通用性がある。
- (5) 学科・専攻課程の学位授与の方針を定期的に点検している。

(a) 現状

清和大学短期大学部の学位授与の方針は、本学の学則第 1 条に謳われている「目的および使命」を具体化したものである。「目的および使命」は建学の精神である「真心教育」の精神を基本とし、良き教育者・保育者として成長せしめることを目的とし、真心を培い、人格を陶冶し、実際生活に必要な能力を育成し、社会有為の人間として人類の幸福と文化の進展に寄与することを使命とすることである。

平成 27 年度までは、学則第 1 条「目的および使命」、第 6 条「履修科目および単位数」、第 25 条「卒業」をもとに学位授与を行っていたが、専任教員協議会を中心に議論を重ね、学則をもとに新たに策定した「清和大学短期大学部ディプロマポリシー（学位授与方針）」を平成 28 年度から採用している。

清和大学短期大学部ディプロマポリシー（学位授与方針）

清和大学短期大学部では、こどもたちの未来を育む教師・保育士としてふさわしい以下のような能力及び人間性を備え、かつ所定の期間在学し、基準となる単位数を修得した学生に短期大学士の学位を授与します。

- ・こどもの成長に関わる使命感、責任感を身につけている。
- ・幼児教育、保育に関する幅広い専門知識と実践力をもつ。
- ・「真心」の精神を幼児教育・保育の専門職として具現化していくことができる。
- ・問題を発見し、他者と協働しながら創造的に問題を解決していくことができる。
- ・よりよき地域社会の形成に貢献できる能力・態度を身につけている。

【初等教育専攻】

専門性を備え、人間性豊かな教育者としての知識・技能を身につけている。

【幼児教育・福祉専攻】

豊かな人間性と専門的知識・技能を身につけ、良き保育者として地域社会に貢献できる。

また、このディプロマポリシーを学生へ周知するため、入学時並びに 2 年進級時に行われるオリエンテーションの際には、ディプロマポリシーに加え、具体的な卒業要件については学則第 6 条、成績評価の基準については学則第 21 条～24 条、また、資格取得の要件については学則第 7 条を合わせて提示し、説明を行っている。特に免許・資格取得の要件については、入学時のオリエンテーションで詳細に説明している。

この学位授与の方針（ディプロマポリシー）はホームページにて公表している。毎年本学の教育課程を修了した学生の多くが取得した免許・資格を必要とする職場に就職している。このことから本学の学位授与の方針は社会的に通用性があるといえる。また、法令の改正や社会情勢の変化及び社会的要請等を踏まえつつ、教務委員会、教育改善(FD)委員会等で年度ごとに見直しも含め、検討している。

(b) 課題

学位授与の方針、教育課程編成の方針、入学者受け入れの方針は、平成 30 年度に予定される学科名変更と小学校教職課程の取り下げに伴い、見直しを予定しているが、本学の建学の精神と 3 つの方針（ポリシー）の整合性についてさらなる点検が必要であり、専任教員協議会をはじめ教育改善(FD)委員会、職員能力開発向上(SD)委員会等において議論を重ねたい。

また、現在の学則に記載されている短期大学士授与（学位授与）の要件は単位取得のみ言及されているが、ディプロマポリシーとの整合性ある文言への書き換えが急務である。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を体系的に編成している。
 - ① 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用している。
 - ③ シラバスに必要な項目（達成目標・到達目標、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）が明示されている。
 - ④ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業（添削等による指導を含む。）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施方法を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の教員配置は、教員の資格・業績を適切に反映している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

(a) 現状

本学の教育課程は、清和大学短期大学部ディプロマポリシーに基づき、小学校教諭免許状、幼稚園教諭免許状、保育士登録資格の取得を目指すための教育課程となっている。学生には、2年間の学びの流れを以下の表をもって示している。2年間を4期に区分し、1年次前期を「入門期」、後期を「変身期」として、1年次を通して「保育者になるための基本的生活態度を身につける」「実習園で役立つ基礎学力・技術を身につける」ことを目標とし、2年次前期を「充実期」後期を「総仕上げ期」として「自己決定・自己責任の意識を確立する」「保育者に必要な専門知識・技術をマスターする」ことを目標とする。

	1年次		2年次	
学びの流れ	前期(入門期)	後期(変身期)	前期(充実期)	後期(総仕上げ期)
	○保育者になるための基本的生活態度を身につける ○実習園で役立つ基礎学力・技術を身につける		○自己決定・自己責任の意識を確立する ○保育者に必要な専門知識・技術をマスターする	
教養科目	○倫理学 ○法学(日本国憲法) ○生物学 ○生活科学	○文学		○社会学

専門科目		○外国語コミュニケーションⅠ ○外国語コミュニケーションⅡ ○体育理論・体育実技 ○基礎演習	○情報処理		
	教科に関する科目	○国語科概説		○演奏法Ⅰ ○演奏法Ⅱ	
		○基礎音楽		○体育	
	教職に関する科目	○教育原理 ○保育と教育の心理学Ⅰ	○教職論 ○保育と教育の心理学Ⅱ ○保育課程論 ○保育内容総論 ○幼児理解法 ○幼児相談法	○教育実習Ⅰ ○健康安全指導法 ○環境指導法 ○言葉指導法	○教育法学 ○教育実習Ⅱ ○教職実践演習Ⅱ(幼免) ○人間関係指導法 ○表現指導法 ○教育方法論
		○総合保育演習			
		教科 または 教職に 関する 科目			○専門演習
					○卒業研究(表現)
	保育士 養成に 関する 科目	○保育原理 ○児童家庭福祉 ○社会福祉	○社会的養護 ○障害者福祉論	○保育者論 ○相談援助	○保育相談支援
○子どもの保健Ⅰ		○子どもの食と栄養			
○レクリエーション指導法		○子どもの保健Ⅱ	○家庭支援論		
			○乳児保育 ○障害児保育		
			○社会的養護内容 ○カウンセリング方法論	○子ども文化論	
		○保育実習指導Ⅰ		○保育実習指導Ⅱ	
自由選 択科目		○保育実習Ⅰ	○保育実習Ⅱ		
			保育実習指導Ⅲ		
		○キャリアデザインⅠ	○キャリアデザインⅡ ○キャリアデザインⅢ	○キャリアデザインⅣ	

また、それぞれの教育目標を達成するために、1年次「基礎演習」「総合保育

演習」の卒業必修科目を教育実習と保育実習のための基礎的・全人的学習のための科目と位置づけ、全教員で担当し、個々の学生の学習状況の理解と課題の把握を行った。学内行事を保育者養成のための重要な学習機会と考え、学外集中授業、学園祭、おはなし会、卒業記念発表会を卒業必修科目の一環として行っている。

成績評価は、学則第 8 条「単位の付与及び単位数の計算基準」と各科目シラバスの中に示した成績評価方法にのっとり、厳格に行われている。また、試験、レポートの 5 年間の保存を義務づけ、成績評価の妥当性を検証できる体制を整えている。さらに、「総合保育演習」「基礎演習」に関しては全専任教員が評価に参加し、授業の目標として掲げる「意欲・積極性」「表現力」「協調性」「探究心」「社会性・責任感」について教育の成果の状況の評価していることも教育の質の検証に有効である。このように、成績評価は教育の質保証に向けて厳格に適用しているといえる。

各科目のシラバスには、「科目名」「担当者」「履修年次」「授業形態」「必修選択の別」「授業概要」「到達目標（観点別評価方法を含む）」「授業スケジュール（授業回数、テーマ、内容を含む）」「成績評価方法（種別、割合、評価基準を含む）」「教科書」「参考書」「その他」が明記されている。

本学の教員は、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則にのっとり、「清和大学短期大学部教員資格審査規則」及び同細則に基づいて、教育業績、研究業績を審査され、適切に配置されている。

専攻ごとの教育課程の見直しは、教務委員会と教育改善(FD)委員会が中心となり、専任教員協議会において検討を加えている。

(b) 課題

教育課程の見直しは、教務委員会と教育改善(FD)委員会が中心となり、専任教員協議会において検討している。専攻ごとの教育課程の見直しを行い、改善に向けた変更を今後も随時行っていく。

特に、各教科科目の教育目標にそった学習成果については具体的に提示されてはいるが、専攻ごとの教育目標に合わせた形で体系的な提示と学生への周知が今後の課題である。そのためにも、「総合保育演習」「基礎演習」の授業の目標として掲げる「意欲・積極性」「表現力」「協調性」「探究心」「社会性・責任感」の 5 つの項目を本学の具体的な教育目標とし、また教育成果の状況評価基準としていくこととする。

[区分 基準Ⅱ-A-3 入学者受け入れの方針を明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-A-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 各学科・専攻課程の学習成果に対応する入学者受け入れの方針を示している。
- (2) 入学者受け入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (3) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO 選抜等）は、入学者受け入れの方針に対応している。

(a) 現状

幼児期や少年期こそ「教育の根源」と考えた本学園創立者の故真板益夫の教育理念・教育目標を踏まえ、平成 28 年度には、学習成果に対応する入学者受け入れの方針（清和大学短期大学部アドミッションポリシー）を次のように明文化し、大学案内、募集要項、ホームページに公表し、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。

清和大学短期大学部児童総合学科では、将来小学校、幼稚園教諭並びに保育士として活躍することができるようたゆまぬ努力を継続する学生を受け入れます。

○こどもの教育・保育、またその社会的状況に関心を持ち、将来、専門的知識を活かして社会に貢献しようという強い意欲を持つ者

○本学入学以後の学びに必要な基礎学力、コミュニケーション能力、問題解決能力、また学ぶ意欲を備えた者

○みずからの個性の伸長と可能性の発現に努めようという意欲を持つ者

【初等教育専攻】

こどもの教育・保育に関心を持ち、専門的知識を活かし人間性豊かな教育者として、地域社会に貢献しようという意識を持つ者

【幼児教育・福祉専攻】

こどもの教育・保育に関心を持ち、専門的知識と技能を持つ良き保育者として、地域社会に貢献しようという意欲を持つ者

このような志を抱いた学生が本学卒業後、教育者・保育者として巣立った時、無限の可能性を秘めた子どもたちのよき理解者としてその個性を伸ばすことができるよう教育を行っている。

入学者の選抜は推薦入学試験、一般入学試験、社会人入学試験、AO 入学試験を通して実施している。全ての入学試験において面接と調査書との総合的判断により合否を判定している。面接においては「本学の志望動機」「高校生活での

取り組みや課題」「教育・保育に関するニュース」「卒業後の進路」などを聞き、入学者受け入れの方針に示す「将来小学校、幼稚園教諭並びに保育士として活躍することができるようたゆまぬ努力を継続する学生」を選抜している。

平成 30 年度入学者選抜において、学力、意欲のある学生をより多く受け入れるため、奨学生制度を見直している。

(b) 課題

入学前の学習成果については、入試等によって把握しているが、入学者受け入れの方針（アドミッションポリシー）に従って様々な観点から入学希望者の学習成果を把握、評価する方法を検討したい。アドミッションポリシーに関しては、平成 30 年度に学科名変更、小学校教職課程の取り下げを予定しており、変更の必要がある。

また、平成 30 年度入学者選抜において、より学力、意欲のある学生を受け入れるため、多様な奨学生制度を設定する。

入学前の学習成果については、入試等によって把握並びに評価しているが、本学アドミッションポリシーに従って様々な観点から入学希望者の学習成果を把握、評価する方法を検討したい。

[区分 基準Ⅱ-A-4 学習成果の査定（アセスメント）は明確である。]

■ 基準Ⅱ-A-4 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に具体性がある。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は達成可能である。
- (3) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果に実証的な価値がある。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程の学習成果は測定可能である。

(a) 現状

本学における、小学校教諭免許状、幼稚園教諭免許状の教職課程、保育士登録資格の保育士養成課程は、文部科学省及び厚生労働省による関連法令・規則に則った上で、本学ディプロマポリシーに掲げる「こどもたちの未来を育む教師・保育士」としてふさわしい5つの具体像（「こどもの成長に関わる使命感、責任感を身につけている」「幼児教育、保育に関する幅広い専門知識と実践力をもち」「真心」の精神を幼児教育・保育の専門職として具現化していくことができる」「問題を発見し、他者と協働しながら創造的に問題を解決していくことができる」「よりよき地域社会の形成に貢献できる能力・態度を身につけている」）を達成するために、本学独自の科目（「総合保育演習」「基礎演習」「専門演習」「子ども文化論」など）を設定し、具体性のある教育課程が組まれている。

本学教育課程で身に付けた、知識・能力・姿勢と取得免許を活かして資格を必要とする職場に多くの卒業生が就職し、また、卒業生に対する就職先からの評価を見ても学習成果の具体性は高いといえる。

また、免許・資格を取得して卒業する学生の割合が高いこと、免許資格が必要な職場に就職をする卒業生の割合が高いことから、就学期間内での学習成果の達成や知識・能力の習得が十分に可能であり、また、実証的な価値があるものといえる。

免許・資格取得のためには教育実習や保育実習が必修であり、これら実習における学びが教育目標として掲げる知識・能力・姿勢の習得に極めて重要であるとの考えから、直接実習に関わる授業（「保育実習Ⅰ」「保育実習Ⅱ・Ⅲ」「教育実習Ⅰ」「教育実習Ⅱ」など）だけではなく、関連する科目も含めて、総合的に複数教員により実習の事前評価、事後評価を行っている。これらの評価はク各種実習履修規則に定められており、「総合保育演習」「基礎演習」「専門演習」と実習履修規則の定める各教科による評価、さらに免許・資格取得の意思、学習態度などから行われる。

また、「総合保育演習」「基礎演習」「専門演習」の教科内容には、学内行事の参加、運営、活動が組み込まれており、それらの活動を通して、免許・資格取得に必要な5つの評価項目（意欲・積極性、表現力、協調性、探究心、社会性・責任感）を評価している。この5つの評価項目は、教育実習や保育実習における実習評価の「態度に関する評価項目」と重なっており、これらの態度・姿勢

を身につけることは大きな学習成果と見なすことができる。

(b) 課題

教育目標に基づく全体としての学習成果は、目指す免許・資格に応じて適切に評価が行われているが、科目によっては合格、不合格者数に差がある場合も見受けられる。免許資格を取得することのみを目的とするのではなく、いかにしてより有能な教育者・保育者を養成するかを念頭において、ディプロマポリシーやカリキュラムポリシーに基づき、一貫性のある成績評価アセスメントを策定する必要がある。

そのためにも、「態度・姿勢に関する5つの評価項目」について、各教科の内容と目標に合わせて、態度・姿勢に関する評価の割合や目標を明示するような修正が必要であろう。

本学では現在、GPA 制度を導入していないが、今後は GPA 制度による成績評価を行うべく検討中である。平成 27 年度より、学生情報及び出欠席、成績評価等を学内ネットワーク上の教務システムで行っている。このシステムを利用して GPA を成績通知書、成績証明書に表示することは可能である。今年度は、GPA の成績評価とそれに基づく学生指導をどのように行っていくか、その過程作りを含めて検討する。

[区分 基準Ⅱ-A-5 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

■ 基準Ⅱ-A-5 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

(a) 現状

平成 18 年度より卒業生の就職先にアンケート調査(就職先からの卒業生に対する評価)を実施している。就職年度の 3 月に実施し、勤務状況(勤務形態・勤務態度等)、就職・採用に関する意見、要望について回答を求める内容となっている。学習成果の点検に活用するために注目する点は「重視する資質について」であり、5 段階で回答する形をとっている。項目としては、思考力、素直さ、行動力・実行力、機転・応用力、優しさ、明るさ、言葉づかい、礼儀、健康状態、文書作成能力、パソコン操作能力、自動車運転免許保有の有無の 12 項目である。

このアンケート調査によって、現場がどのような人材を求めているか、具体像をうかがい知ることができる。アンケート結果は、学長を始め、教員、事務職員で共有し、学生指導、学習成果の点検、教育課程の改善に活かすよう心掛けている。

多くの就職先では、知識や仕事に対する責任感の必要性とともに、素直さや優しさ・明るさなどの人間性を重視していることから、一般常識や基本的マナー、社会人としての心構えなどは普段の生活の中で、今後も一人ひとりの性格を見ながら指導につなげるように努めていきたい。

また、実習の巡回時に卒業生の評価を聞くことが頻繁にあり、書面からではうかがえない生の声に接する貴重な機会となっている。その他、卒業生が来校した際に勤務状況をヒアリングするなど、機会をとらえて状況の把握に努めている。

さらに、就職先へのアンケートにあわせて、卒業生に対してもアンケート調査を実施しており、学習成果の点検に役立てている。

(b) 課題

就職先へのアンケート調査の結果は 4 グループ(幼稚園、保育所、施設、一般企業)に分け数値化し、教職員に回覧することで共有している。どのような人材が社会は求められているか、調査結果から具体的目標を学生に提示し、就職活動に役立てられるよう、今後も回答内容の分析に取り組んでいきたい。

また、卒業生との連絡を密にして、離職した学生の情報把握並びに分析を充実させることも今後の課題である。

現在、保育関連事業は深刻な保育士不足にあり、卒業生からの保育士紹介依頼もある。新卒者に限らず、現場復帰を望む卒業生たちの仲立ちも学校の役割と考えている。

アンケート結果は就職活動には結びつけられているが、学習成果の点検に活

かすべく、今後も就職委員会を中心に検討を続けていく。

■ テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の改善計画

学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受け入れの方針、いわゆる3つのポリシーは、本学の建学の精神を踏まえて平成27年度に学内で協議し、明文化した。今後も3つのポリシーについては、社会情勢等を鑑み、専任教員協議会をはじめ、教育改善(FD)委員会、職員能力開発向上(SD)委員会において継続的に検討していく。

現在、「総合保育演習」「基礎演習」などの授業科目においては、複数教員による成績評価体制によって円滑に進められているが、教育課程における各教科の成績評価については、教科ごとの学習成果の見直しと教育課程編成の方針に基づく一貫性を検討する。年間授業計画については、今後も教育課程編成の方針にそった内容となっているのか検証を続けていく。

専攻ごとの教育目標にそった学習成果、また、教科科目の教育目標にそった学習成果を具体的にわかりやすい文言で学生へ周知徹底していく。

入学前の学習成果については、入試等によって把握しているが、本学アドミッションポリシーに従って様々な観点から入学希望者の学習成果を把握、評価する方法を検討したい。

教育課程は本学の教育目標に基づき編成されているが、各教科の成績評価（学習成果の把握）は担当教員に任されているため、教育課程編成の方針に基づく評価観点との整合性について検証する。

本学では現在のところGPA制度は導入していない。稼働中である教務システムを利用してのGPA導入を検討している。GPA導入後の成績評価の仕組みとそれに基づく学生指導の在り方について早急に検討し、全専任教員の共通理解を図る。

就職先からの評価を参考にして社会が求める人材の育成に適う教育課程が編成されているのか、継続して検証していく。社会に貢献しうる教育者・保育者の養成が本学の使命であり、アンケートの結果を十分に活用していく。

今後もPDCAのサイクルにのっとり教育課程の検証を継続していく。

【提出資料】

1. 学生便覧 [平成28年度版]
5. ウェブサイト「3つのポリシー」 <http://www.seiwa-jc.ac/about/policy.html>
7. 授業科目担当者一覧表 [平成28年度]
8. 時間割表 [平成28年度]
9. シラバス [平成28年度]

【備付資料】

4. 単位認定の状況表
5. 免許・資格取得関連資料

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

■ 基準Ⅱ-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 教員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。
- ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
- ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けている。
- ④ 教員は、学生による授業評価の結果を認識している。
- ⑤ 教員は、学生による授業評価の結果を授業改善のために活用している。
- ⑥ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
- ⑦ 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- ⑧ 教員は、学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
- ⑨ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導ができる。

(2) 事務職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

- ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識している。
- ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得に貢献している。
- ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学科・専攻課程の教育目的・目標の達成状況を把握している。
- ④ 事務職員は、SD 活動を通じて学生支援の職務を充実させている。
- ⑤ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援ができる。

(3) 教職員は、学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

- ① 図書館・学習資源センター等の専門事務職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
- ② 教職員は、学生の図書館・学習資源センター等の利便性を向上させている。
- ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や学校運営に活用している。
- ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進している。
- ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

(a) 現状

教員は、ディプロマポリシー達成のため、知識・技能の養成を目指し、授業のシラバスに「到達目標」とその到達目標ごとに「評価方法」、また「成績算出方法」を明示し、これらに基づき、適正に評価している。ディプロマポリシーに対応した教育課程における総括的な成績評価基準の設定は現在検討中であ

る。

学習成果の獲得状況の把握は、基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員が所属学生の成績、履修状況を常時確認し、さらに学期ごとに定期的な個人面談を実施することをもって適切に行っている。これに加え、教育実習、保育実習時における評価、おはなし会、清和祭（学園祭）、卒業記念発表会の活動等を合わせて、学習成果の獲得状況の把握に努めている。

今後は、GPA 制度を新たに導入し、より具体的な学習成果の獲得状況の指標として活用できるよう現在整備を進めている。

教員は、前期と後期の学期ごとに学生に対して「授業アンケート」を実施しており、授業評価を定期的に受けることにより、授業内容や進め方など授業改善に活用している。

「授業アンケート」は、教務課が取りまとめ、授業担当者にフィードバックしており、各教員は学生の回答や意見を真摯に受け止め、授業改善の方途を見出すことができる。

授業担当者の意思の疎通、協力・調整については、年度末に次年度の専任教員と兼任教員が参加する講師会議を開催し、教育目標や授業日程、授業内容の連絡調整を行っている。さらに、実習科目履修規定に関連する教科の教員については、授業内容と授業評価について適宜協議を行っているほか、複数の教員で担当するいくつかの教科について毎回授業内容についての調整を行っている。教務システム上において、逐次ゼミ所属の学生を中心に履修の状況を把握が可能となっており、また、小規模短期大学の利点を活かし、情報の共有が図られている。各専攻の教育目標に対応した成績評価基準は、小学校教諭免許状、幼稚園教諭免許状、保育士登録資格の取得に向けた教育課程を修了することに置かれている。そのため各教科、特に実習に関連する教科の成績評価、さらに実習評価について、実習委員会をはじめとして全専任教員で確認する形をとっている。1年次では、全専任教員が担当する「総合保育演習」と「基礎演習」、2年次では保育実習と教育実習の実習巡回指導の協議を通じて、学生一人ひとりの成績評価を検討している。

FD 活動として平成 28 年度は 6 回の教育改善(FD)委員会を開催した。学習成果に関しては、前期末、後期末に実施される学生による「授業アンケート」の結果を受け、分析、改善を行った。また「卒業生アンケート」（卒業時に行うアンケート）内にある学習成果に関する項目の結果によって、2年間の学びの状況を把握し、新年度の改善に役立てるよう全教員に周知されている。さらに、全専任教員が参加する形式で実施している「総合保育演習」（通年科目）では、授業ごとの担当者があり、他教員より授業法を学び、それぞれの専門分野を活かして授業を行っている。授業回の担当以外も授業に参加するため、異分野教員による授業に触れることで自己研鑽と自身の授業方法の再検討を行う契機となっている。

教員は、免許・資格を取得した学生数や、取得した免許・資格を活かして就職した学生数等によって、本学の教育目的・目標の達成状況を把握・評価して

いる。授業評価並びに教育目的・目標の達成状況を参考に授業・教育方法の改善を行っている。

FD活動の一環として、専任教員協議会等において、ディプロマポリシー及びカリキュラムポリシーの共有を図ることによって、教員は卒業要件、資格取得要件等を十分に理解できているため、学生の履修及び卒業に至る指導を責任をもって行える。

本学事務室には「庶務課」「教務課」「学生課」並びに「図書館事務室」が設置され、職員が適切に配置されている。事務職員は教員と連携を図り、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。本学では、成績評価対象資格を、各科目の授業時数の3分の2以上の出席としている。学生の出席状況を把握するため、欠席回数が半期科目において3回以上、通年科目においては6回以上になった学生が出た場合、教務システムでも逐次確認が可能であるが、遺漏のないよう教員は教務課事務職員に「欠席状況確認票」を提出することとなっている。「欠席状況確認票」をもとに教務係は基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員と情報を共有して対象学生に出席を促し、単位取得及び卒業に向けて、連携して当該学生を指導している。

事務職員は、「君津学園事務組織規程」「清和大学短期大学部事務分掌要綱」に基づく事務分掌による職務を通じ、学生の学習成果の獲得、並びに本学ディプロマポリシー達成に貢献している。具体的には学位授与の方針内に掲げる教育目的・目標の達成状況すなわち学習成果獲得の状況については、免許・資格の取得した学生数や、取得した免許・資格を活かして就職した学生数等で測定し、その結果を事務室内でも共有し、事務職員も把握している。

事務職員のSD活動を通じた学生支援の職務の充実については、平成27年度に「清和大学短期大学部職員能力開発向上(SD)委員会規則」を整備し、平成28年度から運用を開始した。教育改善(FD)委員会と職員能力開発向上(SD)委員会における委員の相互乗り入れ、能力・資質を向上させるための取り組みを強化し、また教育改善(FD)委員会、職員能力開発向上(SD)委員会の合同研修会を開くなど、教育改善(FD)委員会との相互協力態勢を整えている。学生に対し、丁寧で親身な支援を提供しており、それぞれの分掌を通して卒業に至る学生支援を行うことができる。「平成28年度卒業生アンケート」の結果からみても、事務職員に対する学生の信頼度が高い。

図書館には、図書館司書職員を配置している。平成27年度にLibMax [ライブマックス]を導入(スクールアイリスよりシステム変更)し、オンラインデータベースやOPAC(Online Public Access Catalogue)検索システムにより、学内端末からだけでなく本学ホームページからも清和大学短期大学部図書館蔵書検索が行えるようにし、利便性の向上を図った。蔵書については、教員より推薦図書を挙げ、図書委員会を中心に検討を行っている。また、シラバスを参考に本学の授業内容の把握に努め、その理解を促す参考書の受入を行うなど履修及び卒業に至る直接的な支援を行っている。教育・保育に関する資料の充実を図り、学生の学習向上のために支援を行っている。特に、学生の利用の多い絵本・紙

芝居や学習・保育指導案アイデア集などの資料及び採用試験に関する図書を検索しやすいよう配架している。新着図書コーナーを設け、授業の参考図書コーナーや、雑誌等多くの資料も紹介している。

教職員は、授業で使用する教材の作成や委員会活動・学内外との連絡等に、学内のコンピュータを大いに活用している。「情報処理」の授業では、ファイルサーバー内の教員用フォルダを活用した学生のレポート提出が行われており、他の授業においてもこのような利用が広がっていくことが期待されている。また、第5講義室(情報処理室)には、PC38台(学生用36台、教員用2台)、DVD、Blu-ray、Videoなどの視聴覚機器も設置し、「情報処理」の授業だけでなく、他の科目の授業でも活用されている。

学内LANは、100/1000Mbpsの規格のものを敷設している。図書館内の6台のPCは常時、第5講義室(情報処理室)のPCは教職員立ち会いのもと、学生に開放し、課題作成や情報収集の場として提供している。ネットワークに関する学生のバックアップは情報技術統括・システム管理者の教員と、事務職員で対応している。また平成26年度に導入した教務システムにより、教育課程など教務関係と学生支援関係のコンピュータを活用したシステムを統合的に活用して、より充実した学生への指導と支援にあたることで学習成果を高めることが可能である。

(b) 課題

教育改善(FD)委員会においてシラバスの適正化を図っているが、ディプロマポリシーに対応したより体系的、総括的な成績評価基準の設定を現在検討中である。小学校・幼稚園教諭免許状・保育士登録資格の取得のために必要な教科科目の成績評価、実習後の評価、免許・資格取得の評価については、実習委員会、教務委員会で検討したあと全専任で協議する形をとっており、学習状況を把握につながっている。今後もこの体制を維持しつつ、改善点を検討したい。

学習成果の把握のために授業ごとの観点別達成状況、学習成績(各科目成績評定・取得単位数)に加えて、学生による授業アンケート、卒業生アンケート(卒業時に行うアンケート)、就職先へのアンケートも活用している。

このように保有する教育資源の有効活用を図っているといえるが、図書館においては学生の学びを支える図書資料の継続的な充実、幼児教育・保育に関する資料購入が求められている。またコンピュータについては、各教室においても授業でインターネット等を活用できるようにすることが必要であり、平成31年度に竣工予定の新校舎においては無線LAN整備し、タブレット端末を利用したアクティブラーニングの実施を検討している。

現在導入している教務システムでは、GPAを採用可能であり、学習成果の指標として評価し把握できるよう現在整備を進めている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (3) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (4) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (5) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (6) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (7) 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて、留学生の受け入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

(a) 現状

本学の児童総合学科には、「初等教育専攻」と「幼児教育・福祉専攻」があり、どちらの専攻においても、小学校教諭二種免許状、幼稚園教諭二種免許状、保育士登録資格を取得できる。

本学では、毎年「学生便覧」を作成しており、学習の目的や取得可能な免許や資格、卒業条件や資格要件、履修方法、試験や評価について等を記載している。新入生には、入学後のオリエンテーション時に「学生便覧」を配布して、教員（教務委員）が大学における学習に関するガイダンスを行い、教職課程科目及び保育士養成科目等の位置づけや、卒業、資格取得のために必要な単位数について理解できるよう、本学のカリキュラムの構成と履修方法、成績評価、試験、取得する資格・免許状及び受講科目選択における注意点等を丁寧に説明している。また、学習に必要な図書館の利用方法についてもガイダンスをおこなっている。1年次後期並びに2年次前期、後期の履修登録の際にも、教員が学習に関するガイダンスを行い、卒業要件や実習資格要件等について再度説明を行い、単位取得の状況等の確認をしている。

平成28年度から履修登録を学内ネットワーク上で行うことになったが、オリエンテーション時（前期・後期の各学期ごとに実施）には、学生の履修に不備がないように、担当教員が説明をしながら履修登録もおこなっている。

加えて、1年次「基礎演習」及び2年次「専門演習」、いわゆるゼミナールの担当教員が個別に指導を行い、一人ひとりのキャリア形成に応じた学習が展開できるように意識付けをするとともに、卒業、資格・免許状取得のため科目

が未履修とならないように履修指導を行っている。

1年次に開講している「基礎音楽」はピアノと音楽理論を学ぶ科目である。ここでは学生のピアノ学習経験の差による進度が異なるため、8～10名程度に分けたグループ編成を行い、6名の教員で担当している。通年の授業ではあるが、前期までの目標を設定し、前期の授業時間内で目標まで到達しなかった学生に対しては夏休みに補習のレッスンをしている。平成27年度からは、個々の進度に合わせて週ごとの目標も設定し、目標に達しない者については空き時間などに指導するよう努めている。1年次後期からは、個々の進度に合わせた習熟度別クラス編成で授業を行っている。個々の進度に合わせた指導を行うことで学生のモチベーションを維持するとともに、入学時に未経験であった学生も単位を取得できるよう、通常時間以外にも指導を行う等きめ細やかな支援を行っている。

「体育教育法」では、小学校教諭を目指す学生の経験値を高めることを目的に学外のプールを利用した水泳授業を集中授業として実施している。

その他の科目においても、再試験の前に希望者に対して授業内容を確認するための補習授業の実施、個別指導の実施等、個々の教員が単位取得のための支援を行っている。

本学では、多くの学生が小学校・幼稚園教諭免許状及び保育士登録資格取得を目指しており、実習を要することから、実習に向けた指導や支援を重視している。各自が実習課題を立てて実習に臨むが、実習課題作成に向けての指導においては、授業以外の時間で個別や複数教員での指導を行っている。さらに、実習指導教員だけでなく、基礎演習、専門演習（ゼミ）担当の教員も課題作成に向けたアドバイスを行う等、全教員が共通認識を持って指導にあたるようにしている。また、欠席が多い学生、成績不振学生等、課題のある学生については、実習要件の充足に向けて、個々の課題の自覚と解決に向けた面談・指導を行っている。

学習上の悩み等については、原則として基礎演習(1年次)及び専門演習(2年次)いわゆるゼミの担当教員があたることとしている。個人面談等を適宜実施して、学生一人ひとりの学習状況の把握に努めるとともに、学習上の悩みがあったときには学生の状況に合わせたアドバイスを行うように心掛けている。さらに、学生の状況に応じて、他の教員と複数での面談を行う等、教員が連携して学生を支える体制をとっている。専任教員はあえてオフィスアワーを設けることをせず、常時、学生の相談を受けたり、学生が研究室に来訪したりしやすい体制をとっている。

また、学生が欠席超過で単位不認定にならないように、欠席、遅刻数が一定回数を超えた場合には、各授業担当者から基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員に「欠席状況確認票」で報告をし、基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員が学生との面談を行い、その結果等について「欠席状況確認票」に記載し各授業担当者に返却している。フィードバックを行うことで、授業担当者も学生の状況を理解することができ、学生の状況に応じた支援を行えるようになった。さ

らに、必要に応じて、専任教員が直接学生の状況を伝える等、連携して学生の支援を行うよう心掛けている。

学生の状況等により必要がある場合には、保護者に対して基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員から電話や面談等により学生の状況等を伝える等適宜対応している。休学や退学等を申し出た学生の場合には、臨床心理士の資格を持つ教員を交えて、学生本人の思いを聞き、学生一人ひとりのキャリア形成に適した選択肢を共に考えながら、保護者を交えて話し合うこととしている。

課題となっていた教育実習及び保育実習に行くための要件を充足することができない学生への支援のあり方については、早い段階で免許資格取得が不可能にならないよう、時間割の調整、また、再履修クラスの設定を行った。

進度の早い学生や優秀学生に対する学習上の配慮や支援については、「基礎音楽」指導（ピアノ）は習熟度別クラス編成で指導を行い、個々の進度に合わせた課題曲を選択し指導するなど対応している。また、「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」において公立保育士を目指す意欲ある学生に公務員採用試験対策を実施するなどの体制を整えている。さらに、本学では1年次の成績に基づいて2年次においても奨学生を選出しており、優秀な学生の励みとなっているところである。

平成28年度より、これまでも実施していた卒業記念発表会を「卒業研究（表現）」の授業の一環として行うことにした。音楽、造形、身体表現などの学習成果を確認・発表する機会であり、卒業間近に行うことで、学生が仲間と協力して、主体的に練習を行い、実施後のアンケート調査の結果も満足度の高いものとなっている。

(b) 課題

前回の課題であった、早い段階で免許資格取得が不可能にならないよう対策を行っているが、学生自身が進路変更を選択した場合のサポート体制は充分とはいえない。単科の短期大学ゆえに免許や資格取得に関連する科目がほとんどであるため、進路変更した学生の今後のキャリア形成を考えた科目等も検討する必要がある。

また、基礎学力が不足している学生に対する支援や進度の早い学生に対する支援については、個々の教員の裁量に委ねられている部分が多いという現状があるが、今後は学校として体系的に支援する方法を検討する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学科・専攻課程の学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制が整備されている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舍が必要な学生に支援（学生寮、宿舍のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受け入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受け入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

(a) 現状

学生の生活支援は教職員が一体となって行っている。学生生活支援のための教職員の組織として学生生活委員会を設置している。学生部長が委員長を務め、教授会で選出された教員と、事務組織の学生課が協力して運営している。また、小規模な短期大学であるので、本学の専任教員は学生全員の名前と顔を把握しており、主に1年次に基礎演習、2年次に専門演習（ゼミ）担当教員がその受講学生を勉学だけではなく、学生生活全般について支援する体制を整えている。特に平成28年度からは1年次の基礎演習では担当教員の配置を前年度の2名体制から3名体制にし、より手厚い学生指導や厚生指導が可能となった。

学友会は、学生総会を経て承認された会長・副会長・書記・会計・監査で組織されている。学友会の主な活動は学園祭（清和祭）の運営、卒業アルバムの作成、謝恩会の企画実施、その他クラブへの支援などである。この組織を支援するのが学生生活委員会と事務組織の学生課であり、学生生活委員会より学友会顧問を2名選出し、学生の相談指導の実務を行うほか、事務組織の学生課も協力して学友会を支援している。

学校行事であると同時に授業として行う清和祭は、学友会が中心となって積極的に運営している。平成25年度より地域の子どもたちに向けた内容に移行して以降は、多くの子どもたちやその保護者の来場があり、学習成果の発表の場となっている。

クラブ活動は学友会主導で行われており、教員が顧問として学生の指導相談にのっている。本学は小規模な短大であるためクラブの数は少ないが、併設する大学のクラブ活動に参加することもできるため、学生に主体的に活動する場を提供することができている。平成 11 年より活動を開始したハンドベルクラブは学内外で広く活動し、地域のイベントなどには定期的に参加している。平成 28 年度においては、学生の申請によってボランティアクラブが設立された。近隣の障がい者施設等へボランティアとして参加するなど精力的に活動している。

クラブ活動の経費として認められるものについては学友会より支給しており、クラブ活動への経済的支援体制が整っている。

同一キャンパス内にある併設大学の食堂は、短大生も利用することが可能であり、多くの学生に利用されている。また、学園内にはコンビニエンスストアが設置されており、昼食の購入など学生は頻繁に利用している。

施設面では、校舎内に第 1、第 2 学生ホールを有し、学生の休憩や懇談の場として活用されている。それぞれのホールには、自動販売機や電子レンジ等が設置してあり、学生たちは常時利用できるようになっている。さらに講義室や演習室も授業時間以外は自由に使用できるようになっているため、授業の空き時間等にはグループで使用する学生たちの姿が多く見受けられる。

本学に学生寮は設置されていないが、学生の出身は殆どが通学可能な地域で、一人住まいを希望する学生は少ない。希望する学生があった場合には、併設大学が有するアパート情報等を有効に活用して学生に対する支援を行っている。

通学のために、木更津駅からのスクールバスを運行しており、駅からの交通手段は確保されている。登校にあたっては公共交通機関を利用するのが原則であるが、地域性を考慮し学生用駐車場を完備し自動車通学も認めている。自動車通学をする学生に対しては、自動車通学許可願及び学内駐車場使用許可願を学生課に提出させ、安全に通学するよう指導を行っている（平成 28 年度登録台数 60 台）。また、自転車・オートバイでの通学を希望する場合は、学園の駐輪場を使用することができる。

学生への経済的支援として、日本学生支援機構の奨学金と本学独自の清和大学短期大学部奨学生の制度があり、経済的理由によって修学を断念することがないように配慮している。日本学生支援機構奨学金の取得は、年度初めに希望者を対象にオリエンテーションを実施し、手続きの支援を行っている。取得状況は、平成 28 年度入学生 36 名であった。本学独自の清和大学短期大学部奨学生は、成績優秀で他の模範となる学生に対して教授会の議をもって学長が認定する。奨学生は授業料を全額、準奨学生は授業料の 2 分の 1 が免除される。28 年度は奨学生 4 名、準奨学生 6 名であった。また、年度途中で経済的困難に陥った学生には、学業を継続できるよう学納金の特別延納等の相談に応じている。

健康管理に関しては毎年 4 月下旬から 5 月にかけて定期健康診断を実施している。平成 28 年度の実績は下記の通りである。

内科検診（1 年生 5 月 23 日実施 2 年生 5 月 30 日実施）

レントゲン（1年生 4月28日実施）

日本国際教育支援協会が事業を行っている学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に、入学と同時に全員が加入しており、学外活動、実習の際の事故に備えている。

メンタルヘルスやカウンセリングに関しては、最初に「基礎演習」「専門演習」（ゼミ）担当者が相談にのり、対応しきれない場合は、臨床経験のある教員が協力して相談を行う体制をとっている。小規模の短期大学であるがゆえに教員間の連携を密に取り、支援することで学生の悩み等にきめ細やかな対応をとることが可能である。加えて、「清和大学短期大学部セクシャルハラスメントの防止に関する規則」等を制定し、相談窓口を設けている。本学は9割が女子学生を占めることから、女性の事務職員にも協力を仰いだ組織を構成している。ハラスメント防止に関しては、入学時のオリエンテーションでの指導にとどまらず、学生への周知を目的とした「ハラスメント防止・相談の手引き」も配布している。

学生の意見や要望を聴取する取り組みとして、毎年卒業を目前にした2年生に対しアンケート調査を実施している。その概要は、生活環境について、学友会の活動について、短大の生活についてである。その結果は各部署で検討され、次年度の学校運営に活かされるようにしている。調査結果については、短大での生活において「将来に向けた良い人間関係を作ることが出来た」と回答する学生が多かったことから、学生生活に対する満足度の高さがうかがえる。

本学では、留学生を受け入れた実績はないため、特に組織的な支援体制を整備する必要が現在のところ生じていない。

千葉県の職業訓練校から委託訓練生（保育士養成コース）を受け入れる体制をとっており、平成28年度は9名が在籍している。社会人学生及び委託訓練生に対しては、基礎演習、専門演習（ゼミ）担当の教員のほかに、教務部長と副教務部長が担当となって、学習支援や生活支援を行っている。加えて、ジョブカード作成アドバイザー有資格者が就職についての支援にあたっている。

バリアフリーに関しては、キャンパス内に障がい者用の駐車スペースを確保するほか、校舎内においては手すり等を設置することによって対応している。

本学では長期履修生を受け入れる体制は、過去にそのニーズもなく現段階では整備を行っていない。

ボランティア等の社会的活動に対し、単位を付与する制度はない。しかし、学生の社会的活動への参加については、保育者養成校の特性から、1年次より授業等で推奨している。実際のボランティア活動としては、実習を行った幼稚園、保育所、福祉施設や就職希望先に積極的に参加しているケースが多い。また、ハンドベルクラブは、地元公民館主催の音楽祭での演奏活動や、近隣の福祉施設等で演奏を行っている。学生はボランティアの趣旨を理解し、積極的にボランティア活動に取り組んでいる。

(b) 課題

学生生活支援に関しては、日常からの学生状況の把握と教職員による学生の共通理解を一層緻密に行っていくことが課題である。

本学は2年という修業年限上、カリキュラムが非常に過密であり、さらに学内外の実習も多いことから、クラブ活動を行うには厳しい状況下にある。こうした事情を反映し、クラブ団体は2団体のみであり、学生のクラブ所属人数も低く今後の課題となっている。

学友会が新入生歓迎会や学園祭の運営等を学生の中心となり、取りまとめているが、より学生の自主的活動をサポートするため、学生が活動しやすいような具体的な方向性を示すことが必要である。学生生活委員会を中心とした教職員がサポートを積極的に行い、学生自ら行動し考える力を支援していく。

本学は日本学生支援機構の奨学金と本学独自の奨学生の制度があるが、近年、保護者の経済的な理由により、退学や休学をせざるを得ない事例が増加している状況である。このような現状を踏まえ、平成30年度入学生より、奨学生の制度の見直しを行う予定である。

メンタルヘルスやカウンセリングに関しては、基礎演習・専門演習の担当者、または臨床経験のある教員が協力して相談にのっているが、怪我や体調不良、相談等、対応の迅速化を図るためにも体制を構築する必要がある。

社会人学生への学習支援は現行の「社会人入学試験」を見直し、新たな制度に向けて検討中である。

学生の社会活動としてのボランティアについては、学生生活委員会や学生課で把握しているよりも多くの学生が参加していることがうかがえる。まず、実態を把握し、より支援を強化していく。また、本学は2年間で保育士登録資格、幼稚園教諭二種免許状、小学校教諭二種免許状を取得するカリキュラムであり、多くの学生が2年間で4回の実習を行うなどの状況から希望はあってもなかなかボランティアに参加できない学生もみられる。それぞれの状況に合わせたボランティア活動が行えるよう、情報提供などの支援を検討していきたい。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

■ 基準Ⅱ-B-4 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援室等を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

(a) 現状

本学では、就職支援のための組織として就職委員会を設置している。教授会で任ぜられた教員 6 名と、学生課職員 2 名が協力して運営している。同委員会では月例開催を基本とし、就職支援の行事や学生への指導内容を中心に協議を進め、情報共有や意見交換を行なうとともに、連携を図っている。

事務組織としては、学生課職員 2 名が就職に関する事務手続きの支援や相談業務を随時行える体制をとっている。就職資料室には、過去の就職資料として近隣の幼稚園・保育所・認定こども園・施設等の求人票、パンフレット、採用試験内容報告書等が個別にファイリングされており、開室時間中は自由に閲覧可能である。全学生に対しては、平成 27 年度に全面改定した「就職の手引き」を活用した就職オリエンテーションを 1 年次より実施するなど、入学直後から就職への意欲を高める支援を行っている。2 年次におけるオリエンテーションでは、主な就職先である幼稚園・保育所・施設の各園長・施設長とハローワークの担当者を招き、各現場ではどのような人材が求められているか、具体的試験対策などもテーマに含めた講話を開催し、勤労の大切さを学ぶとともに就職への意欲向上を図っている。個々の学生へのサポートは、2 学次進級時に提出される進路希望調査書を基に、学生課と専門演習（ゼミ）の担当教員が責任を持って当たっている。

就職試験対策としては、平成 27 年度より正規カリキュラムとして「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を開設し、勉学の支援と就職試験対策の強化を図っている。また、履歴書や志望理由書等の添削指導や面接指導は、学生課と専門演習担当教員が随時行っている。また、前述の各施設長の講話は、職業や資格、免許の意味を考え、社会人として必要な知識やビジネスマナーを身につけることも付随した目的として実施しているものである。一般企業を目指す学生については、ハローワークからのサポートがあり、必要に応じて個人面談を含めた支援を受けている。

就職状況については、非常に高い就職率を誇っている。就職先の大半は学校所在地である房総地区の幼稚園・保育所・認定こども園・施設であるが、県北や東京都、神奈川県に就職する学生もいる。これらの就職状況は月ごとに教職員間で共有すると共に、各年度共に個人情報に留意しながら在学生に公開し、

就職の参考資料として活用できるようになっている。卒業生の就職状況についても卒業後 1 年を経過した学生を対象に郵送によるアンケートを実施し、状況の把握に努め、また、教職員間で共有して就職指導の参考としている。さらに、就職先に対してもアンケートを実施して意見や要望を伺い、学生指導等の参考としている。アンケートの質問項目も実施前に就職委員会で見直しを行なうなどしている。また、学生の実習先巡回時に卒業生が就職している園や施設での様子を伺い、就職委員会等を通じ共有している。

専門性を高めるための編入学や進学も進路選択のひとつとして提示し、希望の学生には専門演習担当の教員を中心に相談・支援を行っている。

(b) 課題

学生が各々の適性に合った就職先の内定を確保するためにも、よりきめの細かい進路支援が必要となってきた。そのため、今後は、就職を担当する学生課職員と専門演習（ゼミ）担当教員が個々の学生への就職・進路指導の情報や記録を学内教務システムなども活用しながら共有しやすくする方法を取るなどし、よりきめの細かい進路支援に繋げていくことが課題である。

就職試験対策講座を単位化するなどカリキュラム面からも体制を整えた。講座の有効性と試験への早期対策を取ることの重要性を積極的にアナウンスし、進路選択の支援により繋げていくことが課題である。

また、最近では社会人としての基本的なビジネスマナーを在学時にできるだけ身につけさせることも課題となっており、そのことを念頭に置いたマナー講座等の開催も検討課題である。

卒業生、及び、就職先へのアンケートは内容や文言の見直しもしながら実施し、その結果は、全教職員に回覧されている。しかし、統計化して活用することまでは至っていない。今後は、アンケート結果を統計化して有用なデータ・情報を抽出し、活用していくことが課題である。

[区分 基準Ⅱ-B-5 入学者受け入れの方針を受験生に対して明確に示している。]

■ 基準Ⅱ-B-5 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学生募集要項は、入学者受け入れの方針を明確に示している。
- (2) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (3) 広報又は入試事務の体制を整備している。
- (4) 多様な選抜を公正かつ正確に実施している。
- (5) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (6) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。

(a) 現状

本学では、毎年学生募集要項を兼ねた「大学案内」を刊行している。その中で本学の教育目標をはじめ、学びの特色、学園生活等の紹介と併せて入学者受け入れの方針を明確に示している。平成 28 年度に本学園創立者の故真板益夫の教育理念・教育目標を踏まえ、入試委員会を中心として従来の入学者受け入れの方針の内容を整理・検討し、新たな文言を策定した。

本学事務室には入試担当職員を配置しており、入学志願者・受験者からの問い合わせに対応する他に次の業務を行っている。

- ・入試要項、願書等の作成及び配布
- ・入学願書の受付、処理
- ・入学試験の実施
- ・合格者の発表
- ・入学手続きの処理
- ・学生募集に関する広報
- ・オープンキャンパスの運営

本学では、入学者受け入れの方針を踏まえた「教科試験に依ることなく児童教育に対する入学希望者の意欲を見定めること」という選抜方針の下で、11 月から 3 月にかけて「指定校推薦入学試験」「公募制推薦入学試験」「同窓会会員子女推薦入学試験」「自己推薦入学試験」「社会人入学試験」を 1 回、「一般入学試験」を 2 回実施している。「指定校推薦入学試験」「公募制推薦入学試験」では「調査書」「推薦書」及び「面接」で、「同窓会会員子女推薦入学試験」「自己推薦入学試験」では「調査書」「推薦書」「面接」及び「小論文試験」で判定している。「社会人入学試験」は「卒業証明書」「自己推薦書」「面接」及び「小論文試験」で判定している。

「指定校推薦入学試験」「公募制推薦入学試験」を受験する評定平均値が 4.3 以上の者は奨学生（1 年間授業料全額免除）、準奨学生（1 年間授業料半額免除）を希望することができる。奨学生、準奨学生の選抜は上記の「調査書」「推薦書」「面接」に加え「小論文」が課せられる。平成 28 年度は奨学生 2 名、準奨学生 3 名が認定された。

平成 28 年度は「同窓会会員子女推薦入学試験」「社会人入学試験」「第二回一般入学試験」の出願はなかった。

また、9 月から 3 月までに「AO 入学試験」も 4 期にわけて実施している。選

抜方針を踏まえ、「調査書」と十分に時間をかけた「面接」を通して入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を勘案して可否の判定を行っている。

平成 22 年度から開始された千葉県からの中途離職者救済事業保育コースの委託訓練生受け入れは 7 年目を迎え、平成 28 年度に実施された選抜では、十分に時間をかけた「面接」を行い 3 名が合格した。

平成 28 年に実施された「指定校推薦入学試験」「公募制推薦入学試験」「自己推薦入学試験」「一般入学試験」における合格者（以下入学予定者と表記）に対し、次の入学前教育①と②を実施した。AO 入学試験における入学予定者に対しては①②③を実施した。

- ① 漢字練習...幼児教育及び保育の現場で日常的に使用される漢字の練習を課した。ここで課した漢字の試験を入学後に実施した。
- ② ピアノ事前指導...保育者を志す者にとって現場での音楽活動の指導・援助は必須であり、相応のピアノ演奏技術が求められる。ピアノ学習の未経験者、あるいは不安を抱えている入学予定者に対し、3 月に 3 回事前指導を実施した。
- ③ 作文...1200 字程度を課した。添削指導し、入学後学生に返却した。

全ての入学予定者に対して、入学式前後の 2 日間にわたるオリエンテーションを実施し、本学での学びや学生生活全般について指導した。

(b) 課題

保護者の経済的負担を少しでも軽減すべく、「奨学生」「準奨学生」制度について見直し、授業料を 4 分の 1 免除する新たな制度制定に向けて、現在検討中である。

「社会人入学試験」を社会人の学び直しの一環として位置付け、新たに「社会人自己推薦入学試験」とすべく学内で協議をしている。「同窓会会員子女推薦入学試験」は開設して以来、入学志願者の応募がなく実施実績がない。「同窓会会員子女推薦入学試験」の継続に関して、今後入試委員会を中心に検討していきたい。

■ テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の改善計画

教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準を授業のシラバスに明示し、適正に評価している。今後もシラバスの適正化の検証を継続するとともに、学位授与の方針に対応したより体系的、総括的な成績評価基準の設定に努めていく。

図書館では、教育・保育に関する蔵書や資料の充実を図っていくと同時に、学生の積極的な図書館利用を促していく。コンピュータに関しては、各教室におけるインターネットの活用が求められているが、一部の教室では整備されていない。より学習成果の獲得できるように、平成31年度竣工予定の新校舎では無線LANを整備するなど施設・設備及び技術的資源を有効に導入、活用していく。

学業の途中で様々な理由により進路を変更する学生もいる。本学は小規模な短期大学であるがゆえに免許や資格取得に関連する科目がほとんどであり、進路変更を選択した学生の今後のキャリア形成を考えた科目の開講等、サポート体制を早急に確立していく必要がある。また基礎学力不足の学生、進度の早い学生に対しては個々の教員の対応に加え、どう体系的に支援していくのかについても、教務委員会を中心に検討していく。

現在の校舎は老朽化が進んでいるが、平成31年度に新校舎の竣工が計画されており、障がい者対応を含めた機能的な強化を図る予定である。

近年、保育職に携わるための専門的な知識や技能だけではなく、社会人としての基本的な立ち居振る舞いやビジネスマナーの習得も課題となっている。そのためのマナー講座を開催する。

保護者の経済的負担軽減を目的とした新たな「奨学生制度」に向けて協議を重ねている。授業料を全額免除する「奨学生」、半額免除する「準奨学生」に加えて4分の1を免除するあらたな制度を制定し、奨学金受給者枠の拡大を図る。併せて社会人学生に対する経済的な支援を目的に現行の「社会人入学試験」を見直し、入学金を減額する新たな制度も導入する。

入試委員会では実施実績のない「同窓会会員子女推薦入学試験」は廃止する方向で検討している。また、「自己推薦入学試験」は当該高校の高校学校長の推薦を必要とする推薦入学試験とは異なり、AO入学試験の形態に極めて近いものである。従って「自己推薦入学試験」も廃止し、「指定校推薦入学試験」「公募制推薦入学試験」「一般入学試験」「AO入学試験」のいずれかの方法で入学者を選抜していく。

【提出資料】

1. 学生便覧 [平成28年度版]
10. 入学案内パンフレット [平成28年度]
11. 入学案内パンフレット [平成29年度]
12. 学生募集要項（入学願書を含む） [平成28年度]
13. 学生募集要項（入学願書を含む） [平成29年度]

【備付資料】

6. 卒業生アンケート

7. 人事担当者に対するアンケート結果
8. 卒業生に対するアンケート結果
9. 平成 29 年度入学式及び連絡事項について
10. ウェブサイト「大学概要」 <http://www.seiwa-jc.ac.jp/about/index.html>
11. 入学前教育について
12. 実習についてのオリエンテーション資料
13. 学生カード
14. 就職ガイドブック
15. 卒業生就職状況一覧表 [平成 26 年度～平成 28 年度]
16. 授業アンケート
17. 授業評価データ
18. 学生募集要項 [社会人入学試験]
19. 千葉県委託訓練生に関する書類
20. FD 活動の記録
21. SD 活動の記録

■ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の行動計画

- (1) 平成 30 年度に予定される学科名変更、小学校教職課程の取り下げに伴い、3 つのポリシーを見直しする。
- (2) 教科ごとの学習成果、また年間授業計画の見直しを教育課程編成の方針に基づき検討する。
- (3) 入学前の学習成果を組織的に把握する方法に変更する。
- (4) 各教科の成績評価（学習成果の把握）と教育課程編成の方針に基づく評価観点との整合性について検証する。
- (5) 学内ネットワークの教務システムを利用し、GPA 導入する。
- (6) 学位授与の方針に対応したより体系的、総括的な成績評価基準を設定する。
- (7) 平成 31 年度竣工予定の新校舎では無線 LAN を整備しタブレット端末を活用したアクティブラーニングに向けて準備する。
- (8) 進路変更を選択した学生の今後のキャリア形成を考えた科目の開講等、サポート体制を確立する。
- (9) 基礎学力不足の学生、進度の早い学生に対しては個々の教員が対応している。この現実を踏まえ今後大学としてどう体系的に支援していくのかについても教務委員会を中心に検討していく。
- (10) 新校舎において、障害をもつ学生の受け入れに向けての施設・設備、アクティブラーニング機能を充実させたラーニングコモンズなど充実した学生生活を送れるよう計画する。
- (11) 学生が求人情報にアクセスできるようにするなどデジタル化を進め、利便性の向上を図る。
- (12) 社会人としての基本的な立ち居振る舞いやビジネスマナーの講座を開催する。
- (13) 「奨学生制度」を含め、入試制度の見直しを行う。

◇ 基準Ⅱについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育課程と学生支援について努力している事項。
特になし。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

■ 基準Ⅲの自己点検・評価の概要

本学の教員組織は、教育理念・目的を実現できる体制を構築しており、教育活動を行う上で必要となる教員を適切に配置している。現在の年齢構成については若干の偏りが見られることもあり、将来的には人事計画等を策定し、教員配置等についても明確化を図る必要があると考えるが、現段階においては特段の問題はないものとする。

専任教員の人事については、採用、昇任ともに、「清和大学短期大学部教員資格審査規則」及び同細則に基づいて適切に行われており、さらに資格審査基準についての詳細を定めるべく、「教員昇任に関する審査指針について」を平成 27 年 10 月に公表した。

研究活動については、短大の教育課程編成・実施の方針に基づいて行われており、毎年「清和大学短期大学部紀要」を発行し、教員の研究成果を発表する機会を確保している。

研究活動に関しては、「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」等に基づいて適切に行われており、また、教員の研究活動を行う体制として、毎週 1 日の研修日を設定している。各専任教員には毎年研究費が支給されており、また、研究室を付与し、必要な備品等についても整備していることから、研究活動を行う環境としては問題ない状態であると思われる。

FD 活動については、教育改善(FD)委員会を組織し毎年授業改善に向けて活動しており、前後期に実施する授業評価アンケートの結果等を各教員にフィードバックし、更なる授業改善に努めている。

事務組織については、「君津学園事務組織規程」及び「清和大学短期大学部事務分掌要綱」に基づいて責任体制が明確となっている。職員は様々な研修等に参加することで、職務の専門性を高めており、適切に業務を遂行できる能力を有している。また、事務部署として事務室を設置し、情報機器、備品等は日常業務に支障のないよう整備されており、効率的な業務運営が可能となっている。

SD 活動については、平成 28 年度に「清和大学短期大学部職員能力開発向上(SD)委員会規則」を制定し、職員能力開発向上(SD)委員会を設置した。平成 28 年度の主な活動は、職員を積極的に対外研修会に派遣したことに加えて、SD、FD の合同研修会を実施したことであり、職員のスキルアップにつながったと実感している。SD 活動に関しては研修体系の組織化が大切であると考えており、学長等の大学執行部、教授等の教員、事務職員及び技術職員等も含め、職員がその運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させる SD 活動のあり方を、清和大学短期大学部職員能力開発向上(SD)委員会を中心に検討を加えて本学の運営に関わる研修に繋がるよう努めていきたい。

物的資源については、大学設置基準の規定を十分に満たした校地、校舎を有しており、運動場及び体育館についても、大学と一部共有であるものの、面積的には十分なスペースを確保している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室、演習室、実験室

及び調理室が整備されており各授業の目的等に応じて、各教室が適切に活用されている。特に、本学は幼児教育・保育を学ぶ短大であることから、音楽・体育・造形やその他の演習の授業に力を入れており、音楽室、美術室及び体育館における設備の充実等に努めてきた。その他の施設についても、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品は十分に備わっているものと考えている。

情報関連機器等の導入についても計画的に取り組んでおり、現在ではコンピュータ教室のみならず、多くの講義室や図書館等においても、情報機器を使用した授業や情報収集が行える体制となっている。

しかしながら、本学は創立 50 年目を迎え、施設・設備面の老朽化が進んでおり、安全性や機能性を鑑みた場合、改善すべき点が多々存在する。現在、校舎の新築事業計画が進んでおり、平成 31 年度に新校舎が竣工される予定であるが、新校舎建設に際して、教職員の意見等を多く取り入れ、施設・設備の更なる充実が図れるような計画を立案していきたいと考えている。

財的資源については、適切に管理を行っており、本学園収支については、平成 27 年度から収入超過に転じている。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においても本学は A3 に該当しており、現段階において財政状況は健全であるといえる。清和大学短期大学部単独でみると、若干の支出超過の状況が続いているものの、平成 28 年度の基本金組入前当年度収支差額は△6 百万円であり、収支は概ね均衡していると考えられる。

学園の収支の改善については、学生生徒の定員充足率の改善によって、学生生徒納付金収入が増加したことに加え、補助金収入も増加したことが大きな要因としてあげられる。また、教職員の採用等についても計画的かつ効率的に実施したことによって、人件費を抑制することができたことも大きいと考える。収支の改善に伴って、貸借対照表の状況も健全に推移してきており、短期大学が存続可能な財政が維持できているといえる。しかしながら、短期大学においては定員未充足の状態が続いており、定員充足率の改善が最重要課題であると考えている。そのために収容定員の削減を実施すると共に、学生募集体制の強化を図り、入学定員充足率 100%を目指したい。定員充足率の改善による学生生徒納付金収入の増加に加え、各種経費の削減にも積極的に取り組むことによって、短期大学部門単独でも収支の黒字化を目指したい。

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織が編成されている。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (6) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

(a) 現状

本学の教員組織は、専任教員が、教授 6 名（副学長を含む）、准教授 3 名、専任講師 9 名、助教 1 名の計 19 名となっており、短期大学設置基準に定める教員数を充足している。専任教員の年齢構成は、60 歳以上が 7 名（37%）、50 歳から 59 歳 4 名（21%）、40 歳から 49 歳が 5 名（26.3%）、30 歳から 39 歳 3 名（15.7%）、29 歳以下が 0 名となっている（平均年齢 52.5 歳）。教育課程編成・実施の方針に基づき、専任教員 19 名と非常勤教員（兼任講師）20 名を配置している。現在補助教員の配置はしていない。

学長は、系列高等学校の校長と兼任、学監は君津学園事務局長及び系列幼稚園の園長と兼任である。

専任教員の人事については、「清和大学短期大学部教員資格審査規則」及び同細則に基づいて適切に運営されている。専任教員は、原則として公募制、非常勤講師は、学内公募制をとっている。採用については、資格審査委員会（議長は学長）において審議し、その結果に基づいて、学長が任用候補者と面接を行い、さらに教授会に提案し、審議し決定する。

教員の昇任についても同じく「清和大学短期大学部教員資格審査規則」に基づき、適正に審査している。教員は昇任の意思があり、その条件が満たされると、該当年度内に自ら昇任を学長に申し出るものとしている。候補者は、資格審査基準に従って、資格審査委員会による審査を受け、教授会の審議を経て昇任の可否が決定される。承認された場合は学長の上申により理事会の承認を得る。資格審査基準についての詳細は、「教員昇任に関する審査指針について」として平成 27 年 10 月に公表されている。

昨年に引き続き、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備しており、特に問題はない。

(b) 課題

年齢構成上、若干の偏りが見られるが、教員間での連携はとれており問題となることはない。今後の専任教員の採用の際には、職位のバランス等も考慮し、教育活動が円滑に推進できるような体制を構築していくことを目指したい。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

■ 基準Ⅲ-A-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況が公開されている。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) FD 活動に関する規程を整備している。
- (10) 規程に基づいて、FD 活動を適切に行っている。
- (11) 専任教員は、学習成果を向上させるために短期大学の関係部署と連携している。

(a) 現状

専任教員の研究活動（論文発表、学会活動等）は短大の教育課程編成・実施の方針に基づいて進めている。本学では「清和大学短期大学部紀要」を毎年発行し、教員の研究成果を発表する機会を確保している。また、ホームページ上で、個人の研究活動状況を公開している。

科学研究費は平成 25 年度に『児童養護施設における「問題行動」への対応に関する研究』（若手研究 B）が採択され継続して研究を行っている。

研究活動に関する規程として、「清和大学短期大学部研究助成に関する規則」及び同細則等が整備されており、これらの規程に基づいて適正な研究活動が展開されている。

教員の研究活動を行う体制としては、毎週 1 日の研修日を確保しており、全教員が研修日を有効に活用し、調査・研究を行っている。また、専任教員に対しては、週に 4 日及び 24 時間の学内勤務を義務付けているが、それ以外の時間については、学外において研究活動を実施することも可能となっている。各専任教員には研究室（32.85 m²）が割り当てられており、研究室には、事務机・椅子・書架・ロッカー・ゼミ用テーブル、電話、学内 LAN 接続端子が備え付けられ、研究を行う環境が整えられている。

研究室には、机、椅子のほか、電話回線、インターネット回線等も整備されている。研究室は、各教員の専門分野等を鑑み、単独で使用するケース、2 名の教員で共有するケース、科学実験室準備室や美術準備室を研究室として使用するケースに分かれ、より効率よく研究活動が行われるような体制を作っている。

FD 活動については、「清和大学短期大学部教育改善（FD）委員会規則」に基づき、教育改善(FD)委員会が組織され、授業改善に向けて活動している。前後

期末に授業評価アンケートを行い、アンケート結果の検討を教務委員会と教育改善(FD)委員会で行っている。その報告は、専任、兼任講師が一堂に会する新年度に向けての教員懇談会で報告されており、教員間での情報の共有がなされている。

本学における委員会については、職員がその構成メンバーとなっているケースも少なくなく、また、その他の委員会についても必要に応じて職員が出席し意見を述べている。このような活動を通じて、教職員間の協力体制は構築されていることに加え、小規模短大であるがゆえに、教職員がお互いの業務を補完し合って教育活動に取り組まなければならないことから、専任教員と短期大学の各部署が連携して学習成果の向上に努めているといえる。

(b) 課題

科学研究費補助金等の外部資金の獲得について、必要となる情報提供等は実施しているものの、まだまだ獲得実績は少ないと考えている。今後は様々な外部資金獲得に向けて、教職員の意識の向上を図り、積極的に教員が応募していけるような体制を構築していきたい。また、教育改善(FD)委員会による授業改善に向けた FD 活動は、PDCA のサイクルにのっとり、更なる充実を目指したい。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学習成果を向上させるための事務組織を整備している。]

■ 基準Ⅲ-A-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 専任事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務関係諸規程を整備している。
- (4) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (5) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (6) SD 活動に関する規程を整備している。
- (7) 規程に基づいて、SD 活動を適切に行っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の改善に努力している。
- (9) 専任事務職員は、学習成果を向上させるために関係部署と連携している。

(a) 現状

事務組織の責任体制については「君津学園事務組織規程」及び「清和大学短期大学部事務分掌要綱」により、各組織の事務分掌を明確にして取組んでいる。職員は様々な研修等に参加することで、職務の専門性を高めており、適切に業務を遂行できる能力を有しているものとする。

事務関係の諸規程については「清和大学短期大学部事務分掌要綱」や「清和大学短期大学部科学研究費補助金事務処理規程」等の必要となる規程を整備しており、各種規程に基づいて適正に業務を遂行している。事務部署として事務室を設けており、情報機器、備品等は日常業務に支障のないよう整備されている。職員に対しては、1人1台のパソコンが整備されており、学内 LAN の敷設や教務システムの導入等により情報の共有化が図られており、効率的な業務運営が可能となっている。

防犯・防災対策としては、警備職員による定期的な巡回及び機械警備システムの導入によって対応している。警備職員は消灯、施錠等の確認とともに校舎内の巡回を実施しており、教職員が退勤した後は機械警備システムを作動させることによって防犯体制の強化に努めている。防災対策については、学長を隊長とする自衛消防組織を設置し、組織的に対応できる体制を構築しており、毎年1回避難訓練を実施することとしている。平成28年度については、11月11日（金）に避難訓練を実施し、緊急時及び災害時の対応や避難経路について確認することができた。

情報セキュリティ対策として、本学においては、学内ネットワークを学生用と教職員用の2系統に完全に分断しており、学生のセグメントからは学籍情報、成績情報等にはアクセスができない体制を構築している。また、コンピュータネットワークへの外部からの侵入に対しては、ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトの導入、パスワードによる管理等を行うと共に、「個人情報保護規則」に情報セキュリティ対策に関して記載し、全教職員に対して周知徹底を図ることで、運用面における対策も講じている。

本学においては、平成 25 年から「教務システム」を試験的に運用しており、平成 28 年度からはネットワーク上で学生自ら履修登録が出来る体制が整った。この教務システムの活用によって、学籍管理、成績管理、出欠管理等が徹底すると共に、学生の利便性の向上につながる事が期待されているが、当該システムの円滑な運用のためには、教学部門と事務部門との連携が必要不可欠である。このような点において、教務課及び学生課の職員は教員組織である教務部及び学生生活部と学習成果を向上させるための連携強化に努めている。それ以外の部署についても、本学は小規模な組織であるために、教員が積極的に事務部門と連携し、協力して業務を遂行していくという体制が採られており、就職、実習、入試、広報活動といった様々な分野においても、事務職員と教員組織との連携は緊密であると実感している。

また、短期大学設置基準第三十五条の三の新設に伴い、大学等の職員がその運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させるための研修の機会を設けることとされたことを受けて、平成 28 年 4 月 1 日、清和大学短期大学部職員能力開発向上 (SD) 委員会規則を制定し、全学的に推進するために職員能力開発向上(SD)委員会を設置した。

SD 義務化を受けた 1 年目は、実施可能な分野から始めることとし、その後、継続的に取り組むことができる体制づくりを目標として SD 活動を行った。私立学校において、経営の安定は最重要事項であり、入試や地域連携、学生確保等々、教職員の財政に関する理解が経営の安定に不可欠である。そこで、財政的部分の情に触れる機会が多い事務室長が SD 委員長を務め、副委員長を教育改善(FD)委員会委員長が務める構成とし、委員は、副学長、教務部長、副教務部長、学生課長、入試課長補佐とした。従来の教員は FD 活動、職員は SD 活動というイメージを払拭すべく、それぞれの活動に加え、合同研修の形態も取り入れ、協働して学校運営に大きく関わっている状況を作り出すことから始めた。

平成 28 年度実施した SD 活動は次のとおりである。

- ① 6 月 21 日「職員能力開発向上(SD)委員会」開催
- ② 9 月 15 日「SD・FD 合同研修」実施
 - ・ 教育振興基本計画に基づく教育施策の推進(講義：副学長)
 - ・ 本学のコンセプトに基づく施設・設備(協議提案：原教務部長)
 - ・ 外部から見た大学評価(報告：事務室長)
- ③ 3 月 21 日「学校経営改善セミナー<SD 義務化元年に考える
～実行力のある SD 対応の法則>」参加
法人局長、清和大学長、清和大総務課長、
短大副学長、短大事務室長
- ④ 3 月 28 日「講師会議」開催
副理事長、副学長、専任・兼任教員、事務職員

また、OJTを中心とした事務職員の研修は職能向上不可欠であり、重要な活動の一つと考え、事務室内で行う業務について、事務室長が中心となって業務改善指導、ダブルチェック体制の強化を図り、業務内容の見直しや事務処理の効率化に務めた。

(b) 課題

「教務システム」は、今までの試行を踏まえ、本格実施の本年度、円滑に移行することができた。引き続き事務職員の職能を高めるために研修参加を働きかけていくと共に、研修で得た知識及び技術を日常業務に積極的に取り入れ、業務改善につなげていく必要があると感じている。

SD活動に関しては、研修体系の組織化が大切である。学長等の大学執行部、教授等の教員、事務職員及び技術職員等も含め、職員がその運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・技能を向上させるSD活動のあり方を、清和大学短期大学部職員能力開発向上(SD)委員会を中心に検討を加えて本学の運営に関わる研修に繋がるよう努めていきたい。

また、本学においては防災計画を兼ねた消防計画は作成されているが、キャンパス内の他の設置校と連携し、さらに機能する有効な計画を学園全体で立案していきたい。

[区分 基準Ⅲ-A-4 人事管理が適切に行われている。]

■ 基準Ⅲ-A-4 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

(a) 現状

教職員の就業に関する規程としては、「清和大学短期大学部就業規則」及び「清和大学短期大学部就業規則教員特則」によって定めるもののほか、「学校法人君津学園教職員行為規範基本規則」「学校法人君津学園教職員倫理規範」「学校法人君津学園短時間勤務教職員就業規則」「育児休業、介護休業等に関する規則」「君津学園給与規程」「清和大学短期大学部非常勤講師給与規程」「君津学園退職金支給規程」「教職員出張規程」等が整備されており、教職員の勤務、服務、給与、安全及び衛生、賞罰等について規定されている。

また、人権等に対しては、「学校法人君津学園ハラスメント防止に関する規則」「清和大学短期大学部セクシャルハラスメントの防止等に関する規則」「清和大学短期大学部個人情報保護規則」「学校法人君津学園公益通報者保護等に関する規則」等が定められており、これらの規程に基づき適正な運営が行われている。

就業に関する諸規程は、専任教職員については、採用時に基本規則集を配布し、周知徹底を図っており、非常勤教職員に対しては、事務室内で常時閲覧可能な体制をとっている。規程の改正等があった際には文書等で通知を行っており、全教職員は最新の諸規程の内容を認識したうえで勤務にあたっている。

教員の就業については、1 週当たり 4 日以上の出校と 24 時間以上の学内勤務が求められているところであるが、これらの管理については、各期の時間割が確定した段階で、1 週間ごとの出勤計画を提出することとなっており、勤務状況については、出勤簿への押印及び各種届け出書の提出によって適切に管理を行っている。職員についても、各種規程に基づいた服務が徹底されており、現段階において就業に関する問題はないと考える。

(b) 課題

特になし。

■ テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の改善計画

教務システム運用に関する技能修得をさらに進め、学生に対する利便性の向上に努めたい。また、本学は小規模短大であるため、事務組織についても必要最低限の人員配置とせざるを得ない。そのため、事務室員全員がお互いの業務内容を理解し、ダブルチェックができる体制を構築していく必要がある。また、教員においてもある程度の事務的な職務を担っていかなければならないため、FD活動、SD活動を通じて、教職員のスキルアップを図ると共に更なる連携強化に向けての体制を構築していかななくてはならない。当面の目標として、小規模事務室に求められる職能に係る内容の検討、職能に係る研修会及び講習会への積極的な参加、学内研修会の開催などを予定している。

また、防災計画の再確認と見直しに関し、本学消防計画の課題の洗い出しを進めるとともに、同じキャンパス内にある大学及び高等学校とも連携し、より効率的かつ効果的な防災計画を立案していきたい。

【備付資料】

22. 専任教員の個人調書
23. 非常勤教員一覧表
24. ウェブサイト [教員紹介] <http://www.seiwa-jc.ac.jp/course/professor.html>
25. 専任教員の年齢構成表
26. 外部資金獲得状況一覧
27. 清和大学短期大学部紀要第43号（平成27年1月31日発行）
28. 清和大学短期大学部紀要第44号（平成28年1月31日発行）
29. 清和大学短期大学部紀要第45号（平成29年1月31日発行）
30. 専任職員一覧表
40. 諸規程集

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

■ 基準Ⅲ-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科の場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が十分である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

(a) 現状

自己点検・評価の基礎資料(7)の③④にあるとおり、本学の校地、校舎の面積は短大設置基準の規定を満たしている。運動場及び体育館は大学と一部共有であるが、面積的には十分なスペースを確保しており、お互いの授業時間等を調整することによって現段階において授業を展開する上での問題は発生していない。障がい者への対応として、本学キャンパス内に障がい者用の駐車スペースを確保する等の対応をとっているほか、校舎の階段には手すりを設置するなどの対策を講じている。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて講義室、演習室、実験室及び調理室が整備されており各授業の目的等に応じて、各教室が適切に活用されている。特に本学は幼児教育・保育を学ぶ短大であることから、教育課程の編成方針に基づき、音楽・体育・造形やその他の演習の授業に力を入れている。そのため、音楽室や美術室についても授業の特性にあわせて整備しており、特に音楽関係の施設・設備については毎年充実を図ってきた。授業のみならず各種発表の場としても活用できる「音楽ホール」や、教員が学生をマンツーマンで指導できる「音楽室」を4室、「ピアノの個人練習室」を12室整備したことによって、充実した音楽指導が実践されている。学生は午前7時から午後7時まで校内でピアノを練習することができ、本学の学生数から鑑みても十

分に練習を行える環境になっていると考える。美術室には、美術工芸用の電動工具、画架、ろくろ、陶芸用窯を整備し、様々な授業展開に対応することができる体制を築いている。それ以外の施設においても、体育館には、体育用の跳び箱、マット、球技用具等を、調理室には、オープンつき調理台、冷蔵庫、電子レンジ、調理器具、温度計、塩分計等を、家庭科教育法用には、ミシン、ロックミシン、アイロン、アイロン台等を、科学実験室には、顕微鏡、実体顕微鏡、恒温水槽、電気定温乾燥機、電気泳動装置、直視天秤、上皿天秤、岩石・鉱物標本、ガラス実験器具等を整備しており、さらに小児保健実習用として沐浴人形、ベビーバスなども準備している。このように学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品は十分に備わっているものと考えている。

本学の講義室は第1から第6まで6部屋あり、すべての講義室にビデオ映像可能なモニターが設置されているほか、多くの講義室にはAV機器、モニター、プロジェクターが設置されており、これらを活用した授業が展開されている。情報処理室は、36台のデスクトップPCと教員用PCが2台、レーザープリンタ4台、スクリーンとプロジェクターが設置されており、授業のみならず、レポート作成等の際にも有効に活用されている。

図書館の面積は約250㎡であり、座席数は閲覧スペース及び作業スペースとして36席設けられているほか、PC作業用のスペースとして6席、AV視聴用のスペースとして4席が設けられており、本学の運営上適切な規模を有しているといえる。図書の選定システムとしては、単行本については、清和大学図書館収集規則に基づき適切に行われており、雑誌については、清和大学短期大学部図書館雑誌収書細則によって選定されている。図書等の廃棄システムについても確立しており、蔵書に関しては、図書等除籍細則に基づいて適切に行われている。蔵書等としては図書約24,000冊、雑誌42種に加え、紙芝居等も多数保有しており、本学の教育課程編成の方針に基づき、教諭や保育士の養成に必要と考えられる雑誌や図書は、おおむね整備されていると考える。特に、学生の教育・保育実習に対応できるように、絵本や紙芝居などの資料の整備や、ピアノの技術向上のためのピアノ教則本を演奏したCDなども取り揃えており、学生からも好評を得ている。図書館は開架式で学生が蔵書や資料を手軽に手に取り利用できるように配列してあり、ゆったりとした空間は、読書に必要な照度を保ち、学生の勉学に適した場になっている。

(b) 課題

現在、本学の校舎は老朽化が進んでおり、耐震性やバリアフリーの観点から改善の余地がある。現在、平成31年度竣工予定の新校舎の計画が進行中であるが、バリアフリー化を始め、様々な機能面での強化を図っていきたい。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

■ 基準Ⅲ-B-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程を含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

(a) 現状

本学においては、固定資産、消耗品及び貯蔵品等の管理については、「学校法人君津学園経理規程」及び「学校法人君津学園固定資産及び物品管理規程」に基づいて適切に行われており、調達から維持管理、廃棄に至るまで、現段階においては問題ないとする。施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理についても前述の規程に基づいて行われており、学校運営上必要となる固定資産等についての整備体制も構築されている。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則として、清和大学短期大学部消防計画を整備しており、木更津市消防本部への届出もなされている。また防災対策として、平成 28 年度は、避難訓練及び消火訓練を実施すると共に、木更津市消防署から職員をお招きし、火災・地震の際の対応の仕方や救急救命法についての指導を受けたことによって、学生及び教職員の防災に対する意識の向上を図った。

設備関係の点検については、外部業者に委託しており、関係法令等に基づいて、電気設備点検、消防設備総合点検、貯水槽清掃等を実施した。

情報システムのセキュリティ対策については、「清和大学短期大学部コンピュータネットワークシステム管理規則」「清和大学コンピュータネットワーク利用規則」等を定めており、これらの規則に基づく適正な使用を徹底している。また、学内ネットワークについては、学生と教職員用を完全に分離している。ファイアウォールやウイルス対策ソフトなどを駆使することによって情報セキュリティについて問題は生じていない。

省エネルギー対策については、「君津学園エコ活動ルール」を定めており、照明、電気製品の使用や空調機器の使用ルール、ガソリンや灯油などの燃料類から消耗品に至るまでの取り組み方針が周知徹底されている。特に昨今は夏場の空調機器の使用を抑制すべく、クールビズの徹底を呼び掛けており、昨今は光熱費の削減が達成されている。さらに、調理実習で出た生ごみは、屋上に設置されているコンポスターで処理を行っており、このような活動を通じて学生達にも環境保全対策等についての意識の向上を図っている。

- (b) 課題
特になし。

■ テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の改善計画

物的資源の改善計画としては、平成31年度竣工予定の新校舎の建設があげられる。新校舎の建設に際しては、設計段階から教職員の意見を取り入れ、学習成果の達成のために必要な施設・設備を備え付けるだけでなく、学生の利便性の向上や障がい者対応等の機能を有した施設としたい。

【備付資料】

31. 全体図、校舎等の配置図
32. 図書館平面図
33. 蔵書数、学術雑誌数、AV資料数、座席数等
40. 諸規程集

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

■ 基準Ⅲ-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行うことができる。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

(a) 現状

本学においては、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。第 5 講義室（情報処理室）には学生用 PC36 台及び教員用 PC2 台が設置されており、情報処理に関連する授業はこの教室で実施されている。OHP、スライド映写機、モニターテレビ、ビデオデッキも設置されていることから当該講義室は、マルチメディア教室としての機能を有しており、様々な授業においても活用されている。校舎内には LAN が敷設されており、教員の研究室、事務室、就職資料室、図書館等にコンピュータ端末が設置され、授業、研究活動、学生指導といった様々な用途に活用されている。

学生及び教職員に対しては全てユーザーアカウントとメールアドレスを配布しており、学内ネットワーク上の全ての端末から、教材作成、課題提出、レポート作成などを行うことが可能となっている。また、履修登録についても学内ネットワーク上から行えるようにしており、履修登録期間には教職員に各自の希望について相談しながら、パソコンを使って履修登録を行う学生の姿を目にすることができる。コンピュータ機器の使い方や学内ネットワークの利用方法等については、入学時のオリエンテーションの際に担当教員より丁寧な説明がなされており、その後においても、教職員が使用方法、トラブルの解決方法等について適宜指導を実施している。

情報関連機器等については原則的に 5 年ごとに更新することとしており、平成 25 年度には学内 LAN 及び第 5 講義室（情報処理室）、図書館のネットワークシステムの更新を行った。

また、その他の講義室においてもプロジェクター及びスクリーンを設置しており、映像を使用した授業を展開することによって、学生に対する理解と学習意欲の向上に努めている。これらの設備を活用して、映像資料、動画資料等を積極的に学生に提供する教員も少なくなく、このような取り組みが学内においても徐々に浸透しつつあると感じている。情報機器の適切な使用及び管理については、コンピュータネットワークシステム運営委員会が担当しており、現段階において特段の問題は発生していない。

(b) 課題

図書館の蔵書検索システムと学内ネットワークの連携がとられていないため、次回の図書館のシステムの更新時に連携体制を構築する予定である。また、近年においては、情報機器を使用した授業展開が活発化してきているため、教員への研修等を強化することによって、情報機器等を積極的に活用した授業展開が多く授業において行われるような体制を構築したい。また、新校舎建設計画においても、アクティブラーニング対応の教室を設置するなど、本学の技術的資源がさらに充実するような施策を検討したい。

■ テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の改善計画

新校舎の建築に際して、情報機器等についても、更なる充実のための検討を進めたい。具体的には、無線 LAN 環境の構築、アクティブラーニング対応の教室の設置、講義室等にプロジェクターや電子黒板の導入などを検討している。また、学生が自由に使える PC 端末を増加させ、学内において積極的な情報収集や、レポート作成、履修状況や成績情報等の確認が行える体制を構築していきたい。

【備付資料】

- 34. 学内 LAN の施設状況
- 35. 情報処理室（第 5 講義室）の配置図
- 40. 諸規程集

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
- (2) 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
- (3) 貸借対照表の状況が健全に推移している。
- (4) 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
- (5) 短期大学の存続を可能とする財政が維持されている。
- (6) 退職給与引当金等が目的どおりに引き当てられている。
- (7) 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
- (8) 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
- (9) 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
- (10) 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
- (11) 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

(a) 現状

本学園収支については、平成 26 年度は $\Delta 136$ 百万円の帰属収支差額が発生していたが、平成 27 年度から収入超過に転じており、基本金組入前当年度収支差額は、平成 27 年度については 4 百万円、平成 28 年度については 259 百万円と大幅な改善がみられた。清和大学短期大学部単独でみると、平成 26 年度が $\Delta 12$ 百万円の帰属収支差額、平成 27 年度が $\Delta 5$ 百万円、平成 28 年度が $\Delta 6$ 百万円の基本金組入前当年度収支差額となっており、支出超過の状況が続いているものの、概ね均衡していると考えられる。日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」においても本学は A3 に該当しており、現段階において財政状況は健全であるといえる。

学園の収支の改善については、学生生徒の定員充足率の改善によって、学生生徒納付金収入が増加したことに加え、補助金収入も増加したことが大きな要因としてあげられる。また、いわゆる団塊の世代が定年退職を迎え、その補充を効率的に実施したことによって人件費を抑制することができたことも大きいと考える。経費等についても建物の老朽化等によって修繕費が増加傾向であるものの、全体としては、抑制ができています。

また、収支の改善に伴って、貸借対照表の状況も健全に推移してきている。従前から本学は借入金がなく、校舎等の建て替え等の際にも、基本的に自己資金で行ってきた。そのため負債の構成比率は非常に少なく、流動比率についても問題はない。本学園の課題としては、特定資産の保有が少なく、将来の校舎の改築等に対する積立が必ずしも十分とはいえないことがあげられるが、この状況を改善すべく、平成 26 年より減価償却引当特定資産を組み入れることができています。

運用資産も着実に増加してきており、短期大学が存続可能な財政が維持でき

ているといえる。

本学園全体の財政における短期大学の占める割合は決して多くはないが、学園の方針としては各部門で採算を確保できる運営を目指すところであり、その目標に向けて財務改善に取り組んでいる。

退職給与引当金については、期末要支給額を基にして私立大学退職金財団に対する掛金の累計額と交付金の累積額との繰入調整額を加減した金額を計上しており、また、同額を退職給与引当特定資産として計上することによって、教職員の将来的な退職時に必要となる資金を備えている。

資産運用については、現在のところは定期預金を保有するのみであり、積極的な運用を行っていない。運用の方針については、平成 27 年度までは寄附行為及び経理規程に基づくものであったが、更なる運用を視野に入れ、平成 28 年度に資産運用規程の制定を行った。

平成 28 年度における教育研究経費は、経常収入の 20.9%となっており、過去 3 年間を見ても常に 20%を超えていることから、教育研究活動への支出も適切であると考ええる。

(b) 課題

定員充足率の改善が最重要課題であり、学生募集活動を強化していきたい。募集活動を強化するためには、本学の魅力を高める必要があり、教育力の向上や施設・設備面の充実等も進めていく必要がある。また、現在の 120 名の入学定員についても、近隣の高等学校の進学状況等を鑑み、適正規模へ縮小していくことを決定したが、この定員削減を対外的にマイナスのイメージとして捉えられることがないように、規模の縮小による、より効率的な学校運営と、少人数教育の更なる充実を図っていく必要がある。

これらに加えて、経費の節減等をより一層強化していくことによって、短期大学単体で継続的に収支の均衡が図れる財務体制を構築していくことが必要である。

[区分 基準Ⅲ-D-2 量的な経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保
するよう計画を策定し、管理している。]

■ 基準Ⅲ-D-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

(a) 現状

短期大学を含めた学園の将来像については、平成 28 年 3 月の理事会で学校法人君津学園中期事業計画（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、方向性を定めている。本学の強みとしては、南房総地区における唯一の短期大学であること、小学校、幼稚園教員免許及び保育士の資格を取得できること、併設高等学校から毎年多くの学生を受け入れることができていることがあげられる。一方で弱みとしては、南房総地区の 18 歳人口の減少及び施設設備面の老朽化等があげられる。今後、学生確保が益々厳しくなることが予想される中、短期大学を存続させていくため、広報活動の一環として環境分析を行っているが、今後は全学的に本学の課題を分析し、共有していく必要があると考える。

経営計画については、前述した中期事業計画において明確に定めている。それぞれの設置校ごとに過去の入学者の動向を分析し、課題を明らかにすることによって、今後の募集対策につなげることを目標としており、今後の入学予定者数に基づいた収入計画、支出計画を定めている。人件費の抑制については継続的に取り組んでおり、退職者等の補充について計画的、効率的に実施してきたことによって相当の効果を上げることができている。施設設備の将来計画として、最重要課題としていることは、校舎の老朽化による耐震性の確保についてである。これについても、平成 31 年度竣工を目指した校舎の改築事業計画が進行中であり、文部科学省の「平成 29 年度防災機能等強化緊急特別推進事業（学校施設耐震改築工事）」に応募し、補助金の獲得を目指している。この事業によって耐震性の問題をクリアするだけでなく、機能面でも充実を図ることによって学生の利便性が向上することが見込まれる。

本学においては遊休資産は保有しておらず、外部資金の獲得については科学研究費等の獲得に向けて、教員に対しての働きかけを行っている程度であり、寄附金募集や積極的な資産運用については、今後の課題として、現在検討を進

めているところである。

短期大学における定員管理については、ここ数年定員未充足の状態が続いているが、経費の削減等を計画的に実施してきたことによって、ある程度収支のバランスが取れているものとする。

学生募集状況等については教授会の度に入試委員会より報告がなされており、必要な情報及び危機意識の共有がなされている。財務情報及び事業計画についても教職員に対して説明がなされており、全教職員が本学の置かれている状況を理解した上で、少しでも状況を改善すべく、日々の業務に当たっている。

(b) 課題

財務状況は改善の傾向がみられるが、今後も安定的な学園運営を行うためにも、運用資産を増加させ、将来の施設設備の取替更新費用を確保していく必要がある。短大部門については、定員充足率の向上が最大の課題であり、募集活動の強化が必要である。特に初等教育専攻については、昨今は希望者が減少してきており、当該専攻についても抜本的な見直しが必要となると考えている。

■ テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の改善計画

定員充足率の改善については、平成 30 年度より、入学定員を現在の 120 名から 100 名に変更することが決定した。これに併せて併設高等学校及び近隣の高等学校等との連携を強化することで学生募集体制の充実を図ることで定員充足率 100%を達成する予定である。

外部資金の獲得については、平成 28 年度に整備した資産運用規程に基づいて、積極的に資産運用を行うことについても検討していきたい。また、寄附金募集の体制についても強化する計画であり、創立 50 周年を迎えるに当たって、同窓会との連携を中心とした寄付金の獲得に向けた体制を構築していきたい。

収支のバランスについては、入学者数の安定的な確保に加えて、引き続き、経費の削減、経営の効率化に取り組み、短期大学単独で収支の黒字化を目指していく。中期事業計画については、毎年、計画の進捗状況を確認し、必要に応じて修正、補正を行っていく予定である。

【提出資料】

14. 活動区分資金収支計算書（学校法人全体）〔書式 1〕
15. 事業活動収支計算書の概要〔書式 2〕
16. 貸借対照表の概要（学校法人全体）〔書式 3〕
17. 財務状況調べ〔書式 4〕
18. 資金収支計算書・消費収支計算書の概要〔書式 5〕
19. 資金収支計算書・資金収支内訳表〔平成 26 年度～平成 28 年度〕
20. 活動資金収支計算書〔平成 27 年度～平成 28 年度〕
21. 事業活動収支計算書・事業活動収支内訳表〔平成 27 年度～平成 28 年度〕
22. 貸借対照表〔平成 26 年度～平成 28 年度〕
23. 消費収支計算書・消費収支内訳表〔平成 26 年度〕
24. 学校法人君津学園 中期財務計画
25. 平成 28 年度 事業報告書
26. 平成 29 年度 事業計画書
27. 平成 29 年度 当初予算

【備付資料】

36. 財産目録〔平成 26 年度～平成 28 年度〕

■ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の行動計画

教育資源と財的資源の行動計画は、次のとおりである。

教育資源の行動計画

- (1) 人事計画を立案し、授業編成、採用計画について明確化を図る。
(平成 29 年度～平成 30 年度)
- (2) 教職課程の変更等に伴う教員の配置等についての検討を行う。
(平成 29 年度～平成 30 年度)
- (3) FD 活動及び SD 活動の体系化、組織化を図る。(平成 29 年度)
- (4) キャンパス内の大学及び高等学校と連携した防災計画を立案する。
(平成 29 年度～平成 30 年度)
- (5) アクティブラーニングの積極的導入についての検討を開始する。
(平成 29 年度～平成 30 年度)
- (6) 障がい者対応等について検討し、施設のバリアフリー化を促進する。
(平成 30 年度～平成 31 年度)

財的資源の行動計画

- (1) 校舎改築事業計画の立案及び実行を行う。(平成 29 年度～平成 30 年度)
- (2) 奨学金制度の見直しを図る。(平成 29 年度)
- (3) 定員削減後の事業計画、収支計画等の立案を行う。(平成 29 年度)
- (4) 委託生の増加に向け、近隣のハローワークとの連携を強化する。(平成 29 年度)

◇ 基準Ⅲについての特記事項

- (1) 以上の基準以外に教育資源と財的資源について努力している事項。
特になし。
- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。
特になし。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

■ 基準Ⅳの自己点検・評価の概要

本学園の理事長は、平成 27 年 12 月 1 日に就任したばかりであるが、理事長就任以前にも、理事及び副理事長として学園の発展のために尽力してきており、建学の精神及び教育理念について十分に理解した者である。また、従前から短期大学の学長及び併設高等学校の校長の職を務めており、その職務を適切に遂行していることから学園の発展に寄与できる者であるといえる。理事長は、寄附行為に基づき、各設置校の管理職との連携を図りながら、様々な場面においてリーダーシップを発揮し、学園の運営を行っている。

理事会は、寄附行為に基づき、理事長によって適正に運営されており、また、理事長及び理事は、日本私立短期大学協会等の協議会、研修会等に積極的に参加し、学園及び短期大学の発展のため、必要な情報の収集に積極的にも努めている。

理事会の課題としては、安定した教育活動の継続のために、財務体制の強化を図るべく、更なるガバナンスの強化をしていくことがあげられる。多くの情報を収集し、社会情勢を見極め、適正な経営判断を行っていくことが必要不可欠であると考えます。

学長は、教育運営の最高責任者として、教授会の意見を参酌した上で、その権限と責任において、最終的な判断を行っている。学長の選考については、規程に基づいて適切に行われており、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる。現在の学長は従前から学園の理事及び副理事長を務めていたこともあって、建学の精神に基づいた教育研究を推進できる者である。学長は副学長、学監、教務部長、学生部長、図書館長及び事務室長をもって構成する学長室会議を設置しており、様々な立場からの意見を聴取しながら、重要事項に対しての企画・立案を行っている。

教授会は諸規程に基づいて適切に開催されており、教育研究上の審議機関として適切に機能している。教授会が意見を述べる事項については明確に定められており、その内容についても周知徹底がなされている。

教授会の運営は全て教授会規則に基づいて行われており、その審議事項については、全て議事を作成し、内容の確認を行っている。

また、教育研究業務を遂行するために、学長のリーダーシップの下で各種委員会が適切に運営されており、各委員会において立案した事項は、教授会の議を経て、学長が決定することとなる。

学長及び教授会の課題としては、従前までの教育研究分野の充実を図ることのみを目的とした運営を行うだけでなく、経営的な観点からも短大の運営を考え、短大の発展を支えていける体制を構築しなければならないということであろう。

監事は、寄附行為に基づいて適正に選任されており、その業務の執行状況も適切である。監事は法人の業務及び財産の状況を監査し、監査報告書を理事会及び評議員会に提出するだけでなく、理事会に出席し、意見を述べ、学校行事等への参加や理事長、学長等との意見交換を通じて教学面に対する監査も行っている。

評議員会は必ず理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織されており、その運営についても寄附行為に基づいて適正に行われている。評議員会は、学園の教職員のみならず、卒業生、保護者及び学識経験者等によって構成されており、様々な立場や考

えに基づく幅広い意見を収集することができる体制となっている。

予算については、中期計画に加え各設置校からの要望事項を取りまとめて編成している。決定した事業計画及び予算については速やかに各設置校の代表者を通じて周知しており、予算の執行についても適切に行われている。

計算書類、財産目録等は、学校法人会計基準に基づいたものであり、また、監査法人による監査を経たうえで作成されていることから、本学の経営状況及び財政状態を適正に表示したものとなっている。資産及び資金の管理については、経理規程等に基づいて適切に行われており、また、帳簿の作成についても適正である。

財務情報の公表は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び私立学校法第 47 条に基づいて、適切に行っており、学園のホームページに掲載すると共に、各事務室等において閲覧に供している。

今後の課題としては、資産運用規程に基づく積極的な運用についての検討及び寄付金戦略について立案することがあげられる。

[テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

■ 基準IV-A-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

- ① 理事長は、建学の精神及び教育理念・目的を理解し、学園の発展に寄与できる者である。
- ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
- ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

(2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

- ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
- ② 理事会は理事長が招集し、議長を務めている。
- ③ 理事会は、第三者評価に対する役割を果たし責任を負っている。
- ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
- ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
- ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

(3) 理事は法令に基づき適切に構成されている。

- ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び見識を有している。
- ② 理事は、私立学校法第 38 条（役員の選任）の規定に基づき選任されている。
- ③ 学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為に準用されている。

(a) 現状

理事長は、本学園の創立以来、平成 27 年 11 月まで、創立者である真板益夫が務めていたが、平成 27 年 11 月 23 日に他界したことによって、当時、副理事長であった真板竜太郎が平成 27 年 12 月 1 日付で就任した。新理事長は平成 11 年に理事に、そして平成 13 年に副理事長に就任して以来、常に先代理事を補佐し、学園の発展のために尽力してきており、建学の精神及び教育理念について十分に理解した者である。また、副理事長の時から、短期大学の学長及び併設高等学校の校長を兼務し、両校の発展を支えてきたことから、学園の発展に寄与できる者であるといえる。理事長は、寄附行為に基づき、学校法人を代表し、その業務を総理しており、様々な場面においてリーダーシップを発揮し、他の理事のみならず、各設置校の管理職との連携を図りながら、学園の適切な運営を行っている。

また、理事長は、私立学校法第 37 条の規定に基づき、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目

録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書)を評議員会に報告し、その意見を求めている。

理事会は、寄附行為第6条第2項において、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することが定められており、理事長によって適正に運営されている。理事会は理事長によって招集されており、議長は理事長が務めることとなっている。

「清和大学短期大学部自己点検・評価委員会規則」において、教授会の了承した点検結果、評価報告については、理事会に報告することが定められており、報告内容について理解し、必要に応じて意見を述べることによって、理事会は、第三者評価に対する役割を果たし、責任を負っているといえる。

また理事会は、短期大学の発展のため、学園の運営に必要な情報の収集に積極的に努めている。理事長及び理事は日本私立短期大学協会の理事長協議会や、関東私立短期大学協会、千葉県私立短期大学協会主催の研修会等に積極的に参加しており、情報交換や他大学との交流を行っている。また、理事長は定期的に設置校の代表者を招集した代表者会議を開催しており、各設置校の事業報告や事業計画等を聴取することによって学内における課題等についての情報も積極的に収集し、学園の中長期計画に反映をさせている。

理事会は、設置する大学及び短期大学の学長、評議員の互選により定められた者、功労者及び学識経験者によって構成されており、学園の運営に法的責任があることを十分に認識したうえで、短期大学を含むすべての設置校の永続的な発展のために尽力している。理事の選任は、私立学校法第38条に基づいており、本学の理事は、建学の精神を理解し、本学の健全な運営を行うことのできる見識を有している。

理事会は、学園の適正な運営のために必要となる規程や規則を整備しており、特に重要な規程については、理事会の決議に基づいて制定され、また、改定についても理事会において審議することとなっている。

学校教育法第9条の規定については、寄附行為第13条第2項に定める、役員
の退任事由において準用されている

(b) 課題

少子化が進み、今後の経営環境が益々厳しくなることが予想される中、安定した教育活動を継続していくためには、財務体制の強化が必要不可欠である。そのためにも、理事会のガバナンスを強化し、理事長の強いリーダーシップの下で、様々な経営改革を遂行していく必要がある。社会情勢を見極め、適正な経営判断を行っていくことが今後の課題となる。

■ テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの改善計画

学校法人君津学園においては、中期事業計画(平成 27～31 年度)を策定しており、この中期事業計画を推進し、経営の安定化を図る必要がある。そのためにも、毎年の事業計画について、点検・評価を実施し、その結果を次年度の計画に反映できるような体制の構築が求められる。当面の課題としてはすべての設置校での定員確保であり、募集活動の成功のためには、教職員が共通の目標に向かって邁進できる全学体制が求められることから、理事長が先頭に立って強いリーダーシップを発揮していくことが必要不可欠である。また、これに合わせて、学生、生徒の利便性の向上、教職員のモチベーションの維持のために、施設設備の拡充計画や適切な人事計画を立案していく予定である。

【提出資料】

26. 平成 29 年度 事業計画書
27. 平成 29 年度 当初予算
28. 学校法人君津学園 寄附行為

【備付資料】

37. 理事長履歴書
38. 学校法人実態調査表(写し)[平成 26 年度～平成 28 年度]
39. 理事会議事録[平成 26 年度～平成 28 年度]

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

■ 基準IV-B-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教育運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者である。

③ 学長は建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

④ 教授会の議事録を整備している。

⑤ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を有する。

⑥ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。

(a) 現状

学長は、教育運営の最高責任者であり、教授会規則に基づき、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。学長の選考については、学長選考規則に定められており、理事長が指名する理事 4 名と教授会により選出された教授 2 名による推薦委員会の議決によって、候補者を理事会に推薦し、理事会によって選考されている。選考の過程において、学長候補者については、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有すると認められる者であることが求められており、現在の学長はこれらの要件をすべて満たしている。学長は平成 13 年から学園の副理事長を務めていたこともあり、建学の精神に基づいた教育研究を推進できる者であり、短期大学の向上・充実に向けて日々努力を重ねている。

学長は責任ある意思決定と、学内で発生する諸問題に速やかに対処すべく、本学の運営に関する重要事項について、企画、立案を行う機関として学長室会議を設置している。学長室会議は、学長、副学長、学監、教務部長、学生部長、図書館長及び事務室長をもって構成されており、様々な立場からの意見を学長に述べることによって、学長の教学面における大学運営を支えている。

学長は、学則及び教授会規則に基づいて教授会を開催しており、教育研究上の審議機関として適切に運営をしている。平成 26 年度の学校教育法の改正を受けて、学長がよりリーダーシップを発揮できるような体制を構築すべく、様々な規程の見直し作業を実施するとともに、教授会規則の第 3 条において、教授会が意見を述べる事項について明確に定め、周知徹底を図った。

教授会の運営は全て教授会規則に基づいて行われており、その審議事項については、全て議事を作成し、内容の確認を行っている。

学習成果及び 3 つのポリシーについては、教授会において報告・審議がされており、全ての教員がその内容を認識している。

また、教育研究業務を遂行するために 12 の委員会（①教務委員会 ②学生生活委員会 ③研究委員会 ④図書委員会 ⑤入試委員会 ⑥就職委員会 ⑦実習委員会 ⑧自己点検・評価委員会 ⑨個人情報保護委員会 ⑩免許状更新講習委員会 ⑪教育改善(FD)委員会 ⑫職員能力開発向上(SD)委員会）を設置しており、各委員会においては、それぞれの担当する事項について、調査、立案及び審議を行っている。各委員会において立案した事項については、教授会の議を経て、最終的には、学長が決定することとなる。各委員会の委員長は学長が指名し、委員長は、委員会における議題及び審議の結果について速やかに学長に報告するという体制が構築されていることによって、学長が強いリーダーシップを発揮することが可能となっている。

(b) 課題

従前までは、学長及び教授会は、主に教育研究分野の充実を図ることを目的とした運営を行ってきた。しかしながら、18 歳人口の減少が進む現在においては、教学部門のみならず経営的な観点からも短大の運営を考えていかなければならない。学長は理事長を兼務していることから、経営全般においてもリーダーシップを発揮することができる立場にあるが、学長だけでなく、学長室会議や教授会においても、経営面、財務面についての関心を持ち、財務状況等についても、意識しながら教育活動を推進できる様な体制を構築していかなければならない。

■ テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの改善計画

学長のリーダーシップの改善計画として重要となるテーマは以下の2点である。

- (1) 学生募集体制の強化、入試制度の改革、特待生制度等の見直しを図ることによって定員充足率 100%を目指した運営を行う。
- (2) 施設設備の老朽化への対策を検討し、学生の安全性を確保するとともに、機能面についても強化を図ることによって学生の学習成果の向上を目指す。

【提出資料】

26. 平成 29 年度 事業計画書

【備付資料】

41. 学長 個人調書
42. 教授会議事録 [平成 26 年～平成 28 年度]
43. 委員会議事録 [平成 26 年～平成 28 年度]

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

■ 基準IV-C-1 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

(a) 現状

監事は、寄附行為に基づいて適正に選任されており、その業務の執行状況も適切である。監事の職務については、寄附行為に基づくものであり、法人の業務及び財産の状況を監査し、毎会計年度、監査報告書を作成し、会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は理事会に必ず出席し、必要に応じて意見を述べている。また、学校行事や公開授業などの際にも来校しており、学校の様々な教育活動についても十分に把握した上で、理事長、学長をはじめとした、多くの教職員と意見交換を行っている。さらに必ず毎年、公認会計士との面談を実施し、財務的な課題等について情報を共有し、監査体制の強化を図っている。

(b) 課題

監事の監査体制をさらに強化すべく、監事の監査規程を制定することを検討している。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

■ 基準IV-C-2 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

(1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。

(2) 評議員会は、私立学校法第42条の規定に従い、運営している。

(a) 現状

評議員会は寄附行為第14条により17人以上22以内の評議員をもって組織することが定められている。理事の定数が7人であることから、評議員会は必ず理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織される体制になっている。評議員会は、大学の学長、短期大学の学長、高等学校の校長といったあて職の評議員に加え、法人の職員、卒業生、保護者及び学識経験者等から選任された者によって構成されており、様々な立場や考えに基づく幅広い意見を収集することができる体制となっている。寄附行為第15条に定める事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聞かなくてはならないこととなっており、私立学校法第42条の規定に従った運営が行われている。

(b) 課題

特になし。

[区分 基準IV-C-3 ガバナンスが適切に機能している。]

■ 基準IV-C-3 の自己点検・評価

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
- (2) 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- (3) 年度予算を適正に執行している。
- (4) 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (5) 計算書類、財産目録等は、学校法人の経営状況及び財政状態を適正に表示している。
- (6) 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
- (7) 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- (8) 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
- (9) 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- (10) 学校教育法施行規則、私立学校法の規定に基づき、教育情報を公表し、財務情報を公開している。

(a) 現状

予算については、中期計画を基本方針としたうえで、各設置校からの要望事項を取りまとめて編成している。毎年11月下旬から各設置校の要望事項を聴取し、それぞれの代表者等と事業計画について折衝を行い、3月に評議員会の諮問を経て、理事会にて決定している。

決定した事業計画及び予算については、速やかに各設置校の代表者を通じて周知し、適切に予算の執行ができる体制を構築している。

各設置校は予算書に基づいて、適宜必要書類を提出し、各設置校の代表者、法人事務局の関係部署の承認の受けたのち、最終的に理事長が決裁する体制が構築されており、予算の適正な管理が行われている。

日常的な出納業務は、経理規程及び固定資産管理規程に基づいて実施されており、すべて客観的な証拠書類に基づいて経理責任者、事務局長、理事長等の決裁を経た上で支払いが行われる体制となっている。

計算書類、財産目録等は、監査法人による期中監査及び決算監査を経た上で作成されており、学校法人会計基準に準拠したものであると同時に、本学の経営状況及び財政状態を適正に表示したものとなっている。公認会計士は、本学の計算書類が適正であるという旨の監査報告書を理事会に提出しており、また監査意見等についても書面にて提出している。監査意見等については、速やかに理事長に報告がなされ、改善が必要な事項については、事務局長を中心として、対応を検討することとなっている。

資産及び資金の管理については、経理規程及び固定資産管理規程に基づいて適切に行われており、また、会計ソフト及び資産管理ソフトを活用することによって、帳簿等の作成についても適正に行われている。月次の試算表、資金推

移表などは毎月事務局長より理事長に報告されており、併せて予算の執行状況等についても説明が行われている。資産運用については、原則的には経理規程に基づいて実施することとなっているが、現段階において積極的な運用は行っていない。外部資金の獲得のために、資産運用について、検討を進めていくことが予定されており、その第一段階として、平成 28 年度において資産運用規程を整備した。

寄付金については、現在のところ募集は行っていない。これについても、今後の課題として、同窓会組織との協力体制を構築しながら、検討を進めていく予定である。

財務情報の公表は、学校教育法施行規則第 172 条の 2 及び私立学校法第 47 条に基づいて、適切に行っており、各事務室等では財産目録、計算書類、事業報告書及び監事の監査報告書を閲覧に供し、また、学園のホームページ上においても公開を行っている。ホームページにおいては、財務情報に加えて、学校教育法施行規則に従って教育情報についても公開を行っている。

(b) 課題

現在、本学園においては積極的な資産運用を行っていないが、今後は、ある程度の資産運用収入を確保していくためにも、平成 28 年度に制定した資産運用規程に基づく運用についても検討を進めていく必要がある。また、寄付金についても、募集を行っていないが、施設設備の改善計画にあわせて、寄付金戦略についても検討していきたい。

■ テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンスの改善計画

ガバナンスの改善計画については以下の通りである。

- (1)資産運用規程に基づいた資産運用計画を立案する。
- (2)寄付金の募集体制について検討し、ホームページ等での寄付金の募集を開始する。

【提出資料】

26. 平成 29 年度 事業計画書

【備付資料】

44. 監事の監査状況 [平成 26 年～平成 28 年度]
45. 評議委員会議事録 [平成 26 年～平成 28 年度]

■ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの行動計画

(1) 理事長のリーダーシップの行動計画について

- ・ 短大における中期計画の達成状況の確認を毎年実施する。
- ・ 具体的な施設設備の整備計画を立案し、教職員に対して周知徹底を図る。

(2) 学長のリーダーシップの行動計画

- ・ 学生募集体制の見直しを実施する。
- ・ 入試制度や特待生制度についての見直しを実施し、多くの受験生を獲得できる体制を構築する。
- ・ 施設設備面について、現状を分析し、教職員の意見を聴取しながら、将来の具体的な計画を立案する。

(3) ガバナンスについての行動計画

- ・ 平成 30 年度までに資産運用規程に基づく資産運用計画を立案する。
- ・ 平成 30 年度までに寄付金の募集体制を構築し、募集を開始する。

◇ 基準Ⅳについての特記事項

- (1) 以上の基準以外にリーダーシップとガバナンスについて努力している事項。

特になし。

- (2) 特別の事由や事情があり、以上の基準の求めることが実現（達成）できない事項。

特になし。

【選択的評価基準】

職業教育の取り組みについて

- 以下の基準 (1) ～ (6) について自己点検・評価の概要を記述する。

基準 (1) 短期大学における職業教育の役割・機能・分担を明確に定めている。

(a) 現状

清和大学短期大学部は児童総合学科のみの単科短期大学である。入学してくる学生は学園創立者の故真板益夫の掲げた「真心教育」の理念の下、ほぼ全員が教育者・保育者を志している。大学での教養科目、教科に関する科目、教職に関する科目、保育士養成に関する科目、これら全てが児童総合学科に特化しており、徹底した教員養成・保育士養成の科目を開講している。

(b) 課題

本学における職業教育の役割・機能・分担は明確であり問題はない。今後もPDCAにのっとり検証を継続していく。

(c) 改善計画

なし。

基準 (2) 職業教育と後期中等教育との円滑な接続を図っている。

(a) 現状

教育者・保育者を志す高校生が清和大学短期大学部に入学後、主体的・意欲的に専門的な学習に取り組むことができるように本学では次の三点を実施している。

- ① 高校生を対象とした取り組み…年六回オープンキャンパスを開催している。午前 10 時 30 分から午後 1 時までの 2 時間 30 分に亘るプログラムは「学科説明」「学内見学」「体験授業」「学食体験及び個別相談」から成る。オープンキャンパスは入試委員を中心とした教員 6 名と学生 5 名で運営している。時に幼稚園、保育所、福祉施設に就職した卒業生も参加し、その際には現場での体験や大学での学習についての講話を依頼している。また、高校主催・業者主催の進学ガイダンスにも積極的に参加し、幼児教育・保育を志す高校生に仕事の魅力、短期大学での学習や学園生活、就職状況等の情報を提供している。
- ② 高校教諭を対象とした取り組み…清和大学短期大学部が指定校推薦に指定している高校を中心に入試委員の教員と入試担当の職員が訪問している。また、本学の系列校である木更津総合高等学校と市原中央高等学校とは教員同士の懇談会を開催している。当該高校から本学へ進学した学生の近況報告を

はじめ、本学の現状、高校生の進路希望動向、幼児教育・保育をめぐる今日の問題等について懇談し、情報を共有している。

- ③ 木更津総合高等学校には保育コースが設置されている。この3年生の音楽授業は本学のピアノ担当非常勤講師3名が担当しており、系列高校と本学が連携して授業を実施している。

(b) 課題

清和大学と清和大学短期大学部は地域に根ざす教育機関として、近隣地域との関係・連携を大切にしたいとの考えから平成27年度に木更津東高校と高大連携協定を締結した。高校、大学・短大との相互の教育に係る交流・連携を目的としている。大学レベルの講座受講や体験の機会を高校生に提供することで、高校生の視野を広げ、学習意欲の向上に繋がることを期待するものである。平成28年度末には新たに県立上総高等学校、県立君津高等学校、県立君津商業高等学校、県立天羽高等学校と教育提携に関する協定を締結した。しかしながら平成28年度に本学が協定を運用した機会は平成28年6月21日に木更津東高等学校の生徒24名が「レクリエーション指導法」を受講した一回のみである。今後は幼児教育、保育を志す高校生を対象とした講座の開講など教育提携を締結した高校に積極的に提案していく。

(c) 改善計画

平成29年度には新たに独立行政法人 国立高等専門学校機構 木更津工業高等専門学校との締結を予定している。高校、高等専門学校、大学・短大との交流を図り、さらなる教育力の活性化を目指す。

基準 (3) 職業教育の内容と実施体制が確立している。

(a) 現状

まず、専門教育を通してのキャリア教育について記す。本学では、2年間の専門課程を修了後、教育・保育の現場で速やかに多様な活動を指導、援助できるよう表現系の実技科目を多く開講している。特に音楽はピアノ演奏技術や歌唱法、指導法について不安を抱えている学生が多い。そのため、音楽関連の科目数と内容は他の保育者養成校に比べても遜色のないものと自負している。また、「おはなし会」「清和祭」「卒業記念発表会」等も正規の授業の一環として開催している。これらは、学生がグループを組んで子どもを対象に活動する授業であり、学生が本学における教育課程を通して、身につけるべき態度（「意欲・積極性」「責任感」「協調性」「探究心」「社会性」）を培ううえでも重要な教科である。

平成27年度から「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」を正規の授業として開講した。「キャリアデザインⅠ・Ⅱ」は、公務員（公立保育士）を志している

学生への情報提供を兼ねた公務員試験対策である。また、「キャリアデザインⅢ・Ⅳ」は民間の幼稚園・保育園、一般企業を対象とした就職試験対策である。

就職に対する意識向上についても、入学直後からきめ細かく指導している。1年生を対象とした主な就職（進路）支援は次の通りである。

- ・就職の手続き等が詳細に記された「就職の手引き」を配布している。
- ・就職の内定を得た2年生からの「報告会」を実施している。

希望職種・希望先事業所の決定に至るプロセス、採用試験に向けての準備、試験内容等について2年生の実体験に基づいた講話は、1年生にとって貴重なアドバイスとなっている。

続いて2年生に対する主な就職（進路）支援について記す。

- ・幼稚園、保育所、施設等の事業所の教職員を講師として招き、オリエンテーションを実施している。就職の心構えや各事業所で望まれる人物像などについての講話が中心である。
- ・ハローワークからも職員を講師として招き、就職情報の収集方法やハローワークの活用方法についての講話を依頼している。また、平成28年度は外部講師による「労働法セミナー」も実施した。
- ・面接試験に対する一般的な講話は学生課職員が、個別の指導と練習は基礎演習、専門演習（ゼミ）担当教員と学生課職員が実施している。

(b) 課題

職業教育の内容と実施体制は確立されており問題はない。今後もPDCAにのっとり検証を継続していく。

(c) 改善計画

特になし。

基準(4) 学び直し（リカレント）の場としての門戸を開いている。

(a) 現状

清和大学短期大学部では学び直し（リカレント）の場としての組織だった活動はしていない。

(b) 課題

本学では、多くの卒業生（卒業年次を問わず）が訪ねてくる。結婚・出産の報告、転職・退職の報告、職場の人間関係の悩み相談など、訪問の目的は様々である。その中で、保育実践に関する相談も多い。このような本学の教育と関連する事柄について、リカレント教育として門戸を開放することは房総地区の

保育者養成校としての使命である。卒業生からの保育実践等、本学の教育内容と関連する相談を受けた際には記録し、相談内容を分類整理してリカレントのテーマを絞っていくなど、具体的な検討が急務である。

(c) 改善計画

今後、研究委員会を中心に検討を予定している。

基準 (5) 職業教育を担う教員の資質（実務経験）向上に努めている。

(a) 現状

本学の専任教員は、全員が初等教育、幼児教育、保育関連の学会に加入している。教員の専門領域が直接教育や保育に関係がない分野でも教員・保育者養成に関する論文や書籍を執筆している。学会発表も多い。教育実習や保育実習の巡回指導も全員が担当し、教育・保育現場での今日的な問題等について実習先の教員や保育者と懇談している。それを教育や研究にフィードバックし活かしている。1年次に開講している「総合保育演習」（通年授業）は専任教員全員参加の下で実施している。授業はテーマごとにその専門領域の教員が担当し、他の教員も必ず授業に立ち会っている。他領域の教員による授業の参観は、自己研鑽や授業方法の再検討に役立っている。併せて本学の教育課程編成・実施の方針の見直しや確認の機会となっている。

(b) 課題

本学では、職業教育を担う教員の資質に努めている。今後も PDCA にのっとり検証を継続していく。

(c) 改善計画

特になし。

基準 (6) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

(a) 現状

本学へは、毎年多くの事業所から求人の依頼がある。卒業生の就職率は極めて高水準であり、毎年就職率は 9%後半で推移している。この内の大半は幼稚園・保育所・認定こども園・施設であり、本学で取得した免許や資格が必要な事業所である。このことは、免許・資格を取得した人材を社会に送り出している本学への評価と捉えることができよう。

(b) 課題

学生の就職先の事業所や卒業生本人へのアンケートなど、卒業後評価の取り組みから得られたデータから本学の職業教育の改善点を抽出し、その検討が必要である。今後も PDCA のサイクルにのっとり検証を継続していく。

- (c) 改善計画
特になし。

【備付資料】

46. 就職オリエンテーション実施に関する資料

【選択的評価基準】

地域貢献の取り組みについて

基準(1) 地域社会に向けた公開講座、生涯学習授業、正規授業の開放等を実施している。

1. 清和大学と木更津市役所連携の市民公開講座

(a) 現状

木更津市教育委員会が主催する「生涯学習市民公開講座」を清和大学で毎年実施している。7回の講座のうち1回を短期大学部の教員が担当している。平成28年度は次の通りであり、7月23日に「子育てと今～子どもの家族を取り巻く現状～」を松倉佳子准教授が担当した。

	開催日	分野	テーマ	担当講師
1.	7月16日(土) 14:30～16:00	刑法	薬物犯罪・賭博罪と刑法 ～他者侵害原理とパターンリズム～	小野上 真也 (清和大学 講師)
2.	7月23日(土) 14:30～16:00	福祉	子育ての今 ～子どもの家族を取り巻く現状～	松倉 佳子(清和大学 短期大学部 准教授)
3.	8月27日(土) 14:30～16:00	コミュニケーション学	メディアと異文化理解 ～CM・映画・ニュースにおける視点の違い～	加藤 貴之 (清和大学 准教授)
4.	9月17日(土) 14:30～16:00	スポーツ生 理学	スポーツの功と罪 ～スポーツ生理学的観点から～	福本 寛之 (清和大学 助教)
5.	10月1日(土) 14:30～16:00	国際政治	大統領選挙とアメリカ政治 ～オバマ政治の総決算～	佐伯 康子 (清和大学 教授)
6.	10月15日(土) 14:30～16:00	ドイツ法文 化	ドイツ、国と人と法 ～ドイツの成立、社会と法～	柳沢 謙次 (清和大学 教授)
7.	10月29日(土) 14:30～16:00	教育学	教育学とは何でしょうか ～子どもの心の変化についての理解～	丸橋 唯郎 (清和大学 教授)

(b) 課題

大学の教員とは異なった分野の教員がいるため、講座内容に変化をもたらしているが、講座に占める短大の割合が少ないため、短大教員の担当講座が1回にとどまっている。

(c) 改善計画

今後は短大主催の公開講座についても検討していく。

2. イングリッシュハンドベル体験講座

(a) 現状

本学にはイングリッシュハンドベルクラブがある。成果は当初「清和祭」など学内での行事を中心に発表していたが、近年は地域の各種イベントにも招聘されており、多くの市民を前に演奏を披露している。このように本学のハンドベルクラブの知名度が高まりつつある現状から、地域住民を対象に演奏体験を提供する講座として平成 21 年から開講している。公開講座は平成 21 年度より開始され未開講の年度もあったが、平成 28 年は通算 6 回目で、11 月 27 日（日）午後 1 時 30 分から午後 4 時まで実施した。市内在住、在勤、在学の小学生以上を対象とし、地域広報誌やパンフレットを通して参加者を募った。小学生 4 名、中学生 1 名を含む 16 名が参加した。クラブのメンバーが会場準備と撤収、受付、受講者のサポート、デモンストレーション演奏を行い、円滑に進行させることができた。ハンドベルは成人が演奏することを前提にしている。従って以前は身長が満たない小学生には負担がかかる事例も生じたが、今回は踏み台を用意することで解決した。大人数で演奏するハンドベルは、一人の演奏ミスも許されない。その緊張感は計り知れないが、それが醍醐味でもある。今回は親しみやすく演奏難易度も高くない選曲を心がけ、結果短時間で完成させることができた。受講者からのアンケートも好意的な回答が多かった。

(b) 課題

受講者増が今後の課題である。講座内容、運営については特に問題となることはない。

(c) 改善計画

クリスマスの雰囲気似合う時期に企画したが、年末にかかる時期で慌ただしく、思ったほどの受講者が集まらなかった。今後は開催時期と共に、広報の方法を見直すべきと考える。

また、本学独自の講座として教員の特性を活かした、新しい講座の企画が望まれる。

3. 教員免許状更新講習（文科省委託）

(a) 現状

教員免許状更新講習は、平成 22 年度より毎年実施し、改善を行いながら現在に至っている。平成 28 年度は次のように実施した。

領域	開催日	授業内容	対象	募集 人数	受講 人数	担当教員
選択	9月17日	幼児教育・初等教育におけるリズム楽器の基礎指導（6時間）	幼稚園教諭 小学校教諭	30 人	30 人	平田和世 古川哲也
選択	9月24日	幼児・児童の運動表現遊び（6時間）	幼稚園教諭 小学校教諭	30 人	30 人	真砂雄一
選択	10月1日	造形表現を楽しむ子どもを育むための造形・図工講座（6時間）	幼稚園教諭 小学校教諭	30 人	29 人	畠山智弘
選択	10月8日	幼児教育、初等教育の継続を考慮した理科指導	幼稚園教諭 小学校教諭	30 人	29 人	林俊之
必修	10月15日	教育の最新事情（6時間）	全教員	50 人	55 人	佐々木竜太 林俊之 原信夫 渡辺省吾 加藤恵子※
選択 必修	10月22日	学校における教育相談（6時間）	全教員	50 人	55 人	原信夫
選択	10月29日	子どもを取り巻く現状と専門職としての取り組み（6時間）	幼稚園教諭 小学校教諭	30 人	31 人	松倉佳子 佐藤ちひろ

※は外部講師

本学は小学校教諭、幼稚園教諭を養成しているため、選択講習は小学校教諭、幼稚園教諭を対象としている。卒業生をはじめ県内の小学校、幼稚園の先生方が多く参加し、アンケート調査では 90%以上の受講者が満足しているという結果になった。平成 28 年度の受講者は全員履修認定を受けた。

(b) 課題

平成 28 年度の免許状更新講習は、必修 1 講座、選択必修 1 講座、選択 5 講座を開催した。インターネットの更新講習システムによる申し込みのため、申し込みができずインターネットに不慣れな受講希望者が見受けられる。結果、電話で数名を受け付けることもある。入力方法も含めた申し込み方法の改善が望まれる。講座の開催数は、2 回ずつ開催したことがあったが、2 回目は 10 名に満たない時もあり、現状の 1 回ずつとなった。選択講習は実技系の講習が多いため、1 回あたり人数もこれ以上は増やすことができない。

(c) 改善計画

インターネットによる入力方法も含めた申し込み方法の改善を行う。

4. おはなし会

(a) 現状

平成 24 年度より 2 年生による「おはなし会」を開催している。子どもを持つ親子への地域貢献と、学生の幼児教育の発表の場として始まった。地域の親子を招いて、絵本の読み聞かせ、紙芝居、手遊び、人形劇、造形遊び、親子体操など多彩なプログラムを展開している。当初は卒業生の幼児を持つ親子を対象としてきたが、26 年度から一般の方々にも参加を呼びかけ、6 月、7 月は毎回 10 組以上の親子が参加している。清和祭や、クリスマス会に合わせて行う「おはなし会」にも近隣の子ども、保護者が多数来校している。

平成 28 年度は下記のとおり行った。

	開催日時	担当ゼミ	内容	対象
第 1 回	6 月 21 日 (火) (第 6 講義室) 10 : 45 ~ 11 : 45	圓谷ゼミ 島山ゼミ	だるまさんの・・・ くっつけてあそぼ (造形遊び)	0 ~ 3 歳未満 児
第 2 回	7 月 7 日 (火) (音楽ホール) 10 : 45 ~ 11 : 45	古川ゼミ 徳永ゼミ	不思議の国のアリス わらべうた	0 ~ 3 歳未満 児
清和祭	11 月 14 日 (土)・15 日 (日) (音楽ホール)	原ゼミ 竹内ゼミ 真砂ゼミ 松倉ゼミ 佐藤ゼミ	三匹のこぶた (ペープサート) ブレーメンの音楽隊 (影絵) 大きなかぶ (劇) 紙コップであそぼう (造形遊び) はらぺこあおむし (ペープサート)	指定なし
クリスマス会	12 月 19 日 (土) (真板幸男記念館) 17 : 00 ~	佐々木ゼミ 平田ゼミ ハンドベル クラブ	おおかみと七ひきのこやぎ てぶくろ (人形劇)	指定なし

(b) 課題

おはなし会は、前日の準備、当日の受付、撤収、駐車場の案内など教員が指導しながら学生とともにしている。6、7 月開催の「おはなし会」は 3 歳未満の子どもが対象のため、車での来場者が多く、短大校舎近くに駐車場を用意している。学園本部と連絡を取り、他の行事等と重ならない日程を調整している。会場準備や撤収は、授業の合間をぬって行っているため、いつも同じ教員や学生に仕事が集中している。クリスマス会では、当日出演する学生以外に受付や駐車場案内等の学生を配置する必要があり、課題が残る。

(c) 改善計画

前日準備、受付、撤収等の作業に人数と時間をとることが多い。「おはなし会」開催は2年次「専門演習」の授業課題ではあるが、学習成果の発表の場として、さらに1年生の見学、手伝い等を予定している。

5. 高大連携

(a) 現状

平成27年11月4日に千葉県立木更津東高等学校と高大連携の協定を締結した。今年度は、木更津東高等学校の生徒20名、教員2名の計22名が平成28年6月21日に「レクリエーション指導法」の授業を受講した。高校生は、とても楽しそうに、また積極的に授業に参加していた。

新たに平成29年3月14日（火）千葉県立天羽高等学校、千葉県立君津商業高等学校、千葉県立君津高等学校、千葉県立上総高等学校の4校とも高大連携協定を結んだ。

(b) 課題

平成28年度は高校側から要請のあった授業公開を行ったが、木更津東高校一校にとどまり、公開した授業も時間数は少なく、高校生が参加可能な時間での公開も難しい面があったため改善の必要がある。

(c) 改善計画

木更津市、君津市、富津市の県立高校と高大連携を結ぶことができた。できることを探っていきながら、地域の高校に対する貢献を目指していく。

6. 清和祭（学園祭）

(a) 現状

毎年11月に開催される清和祭は平成25年から「子ども企画」と銘打って地域の子ども達が楽しめる企画を盛り込んできた。学生たちは、輪投げや、ヨーヨー釣りなどの縁日、段ボール迷路、お絵かきコーナーなど様々な計画を立て、実行してきた。平成28年度は、ご当地時キャラクターである、きさぽん（木更津市）やきみびよん（君津市）、鳳神ヤツルギ（木更津のヒーロー戦士）を呼び、握手会・撮影会を開催している。子ども達には大変な人気で28年度の来場者数は1659人であった。

(b) 課題

清和祭のチラシやポスターを1500枚以上印刷し、学生達が近隣の幼稚園・保育所に持って行っているおり、特に2年生は実習直後であるため、実習園等に積極的に配布を行っている。

模擬店の調理は、保健所からの要請で、4階の調理調室で行っている。一部2階の科学実験室も使用している。4階で作ったものを下まで運んでくるのは大変

である。また、安全のためガスコンロ等を売り場で使用できないので、料理が冷めてしまうこともあり、対策を考えていきたいと思う。

本学校舎内は上履きを使用している。清和祭の時は来校者にも上履きに履き替えてもらっていた。しかし子どもの来校者が増えるにつれ、階段などでスリッパが脱げたり、雨の日は滑ったりすることがあり危険と感じるようになった。そこで子どもも大人も玄関で靴底を雑巾で拭きそのまま校舎内に入ってもらうようにした。清和祭期間中の学生の掃除を徹底している。

(c) 改善計画

平成 30 年度中に校舎が新しくなる予定であるので、清和祭での使い方を考えていく。

基準（2）地域社会の行政、商工業、教育機関及び文化団体等と交流活動を行っている。

1.ハンドベルクラブ

(a) 現状

ハンドベルクラブが下記の日程で、交流活動を行った。

平成 28 年 6 月 5 日(日) 木更津市清見台地区「音楽祭」(公民館主催)

平成 28 年 7 月 23 日(土) 富津市みなと幼稚園「夏祭り」

平成 28 年 11 月 23 日(祝)社会福祉法人 千葉県身体障害者福祉事業団

千葉県千葉リハビリテーションセンター

「愛育園 クリスマスコンサート」

平成 28 年 12 月 4 日(日) かずさアカデミアパーク

「オークラ ロビーコンサート」

(b) 課題

交流活動は、すべて依頼によるもので学業の支障にならない限り演奏を行っている。しかし、活動が日曜日に限定されるため、依頼に十分応えることができないことが課題である。今後も積極的に活動を行いたいと考える。

ハンドベル以外の地域交流は、その可能性をいまだ見いだせないでいる。引き続き検討していきたいと考える。

(c) 改善計画

現状ではこれ以上の活動は学業に支障があるため、現状維持を心掛け地域とのつながりを密にしていきたいと考える。

ハンドベル以外の交流については、全学挙げての検討課題である。

2.地域社会における委員会活動

(a) 現状

教員の地域社会における委員会活動は以下のとおりである。

- ・木更津市郷土博物館金のすず協議会委員：圓谷
- ・木更津市社会教育委員：平田
- ・木更津市国民健康保険運営委員：原
- ・富津市子ども子育て会議委員：松倉
- ・木更津市子ども子育て会議委員、施設生活等評価委員：徳永
- ・君津市子ども子育て会議委員 会長：竹内
- ・木更津市ICTを活用した子育て世代女性事業推進協議会委員：佐々木
- ・君津中央病院倫理委員会倫理委員：真砂

(b) 課題

特になし。

(c) 改善計画

特になし。

基準 (3) 教職員および学生がボランティア活動を通じて地域に貢献している。

1. ハンドベルクラブ

(a) 現状

平成 11 年度から活動しているハンドベルクラブは、施設等で演奏し地域住民の方々に喜ばれている。

平成 28 年度学外活動実績

- 11 月 23 日 (祝) 君津市 デイサービスはるか (介護施設)
- 12 月 11 日 (日) 袖ヶ浦市 ちいたの平川 (介護施設)
君津市 たびだちの村 尾車 (障がい者施設)
- 12 月 20 日 (日) 富浦学園 (児童養護施設)

(b) 課題

クラブの課題は、メンバー勧誘に苦勞している点である。ボランティア活動の意義を学生に周知し、仲間を増やすことが喫緊の課題である。

(c) 改善計画

ハンドベルクラブの学外演奏は、現在依頼による演奏がほとんどであるが、実習等でお世話になったところに伺うなど、今後は学生の自主企画による活動が望

まれる。

2. 卒業生によるハンドベル演奏

(a) 現状

平成 16 年度よりハンドベルクラブに所属していた卒業生を中心にサークルを立ち上げた。平成 23 年度より 12 月 23 日（祝）を発表の場と決め練習をしている。学園内の施設でクリスマスコンサートとして、卒業生の特技を織り交ぜた（大道芸、人形劇等）1 時間程度のプログラムを 2 回公演している。コンサートの当日は、近隣の方々をはじめ卒業生の職場の同僚や子ども達が来場し、いつもと違う表情で演奏している姿に新鮮な印象を持つようである。平成 28 年度は 13 時からの公演は 105 名、15 時の公演では 65 名の来場者があった。

(b) 課題

卒業生は仕事を持ちながらの活動のため、年間計画を立てていてもなかなか全員が集まらず、練習の質を確保するのに苦労している。年度ごとのつながりが強い為、誰かが続かなくなるとその年度の全員が止めてしまう傾向にある。するとメンバーの確保が難しくサークルの存続危機に陥る。設立当初は仕事の気分転換や、友達との語らいの場として機能していたが、近年では自分の自由な時間を半日削ってでも参加したいと思う卒業生は少なくなってきた。

(c) 改善計画

卒業生の会は、新卒者にとっては仕事場で直接聞きにくいことでも遠慮なく話ができ、リフレッシュの場として存在意義があると思うので、できる限り存続させたいと考えている。そのためには、現役のクラブ員とのつながりを密接に出来るような工夫をしなければならないであろう。また、メンバーは、幼稚園・保育所・施設の職員がほとんどであることから、それぞれの職場での演奏も模索していきたい。

3. ボランティア活動

(a) 現状

平成 28 年度は、有志によりボランティアクラブが発足し活動するようになった。

個人的な活動としても、実習でお世話になった幼稚園・保育所や施設の行事に参加したり、学校に依頼のあるボランティアの募集に応じたりする姿がある。

(b) 課題

まだまだボランティアに関しては消極的な学生が多い。中には、アルバイトなどに時間を取られ、ゆとりのない生活を強いられている学生も見受けられるが、学生の今だからこそできる活動もあるので、熟考した行動を期待したい。

(c) 改善計画

クラブ活動以外の個人で行うボランティアも、一部の学生に限定されることな

く、多くの学生が積極的に行動できるような働きかけを工夫する。

【備付資料】

47. 木更津市生涯学習市民公開講座に関する資料
48. イングリッシュハンドベル体験講座に関する資料
49. 教員免許状更新講習に関する資料
50. 「おはなし会」に関する資料
51. 高大連携に関する資料
52. 清和祭（学園祭）に関する資料

平成 28 年度 自己点検・評価報告書

発行日 平成 29 年 6 月 23 日

発行者 清和大学短期大学部

学長 真板 竜太郎